

歴史とみどり豊かな文化のまち

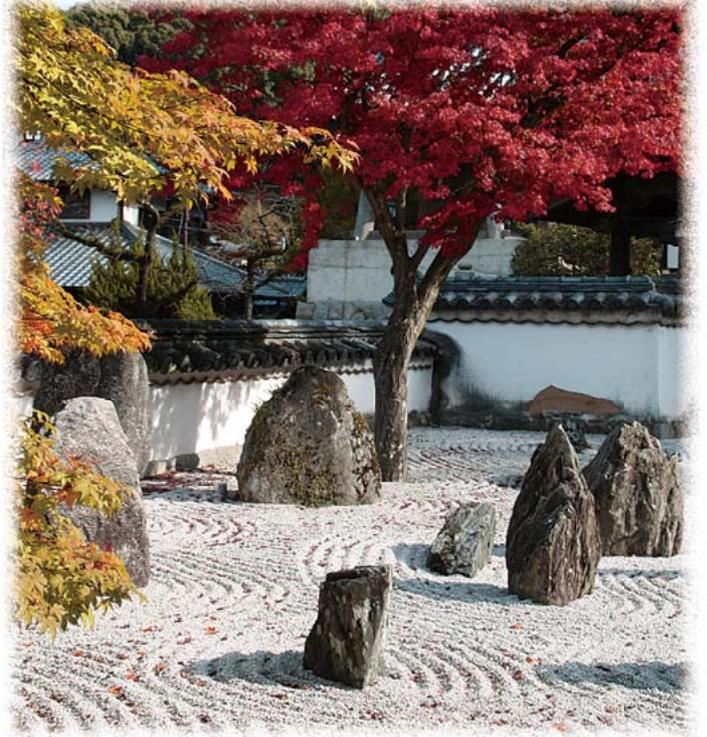
第五次太宰府市総合計画 後期基本計画

平成28年3月
福岡県太宰府市

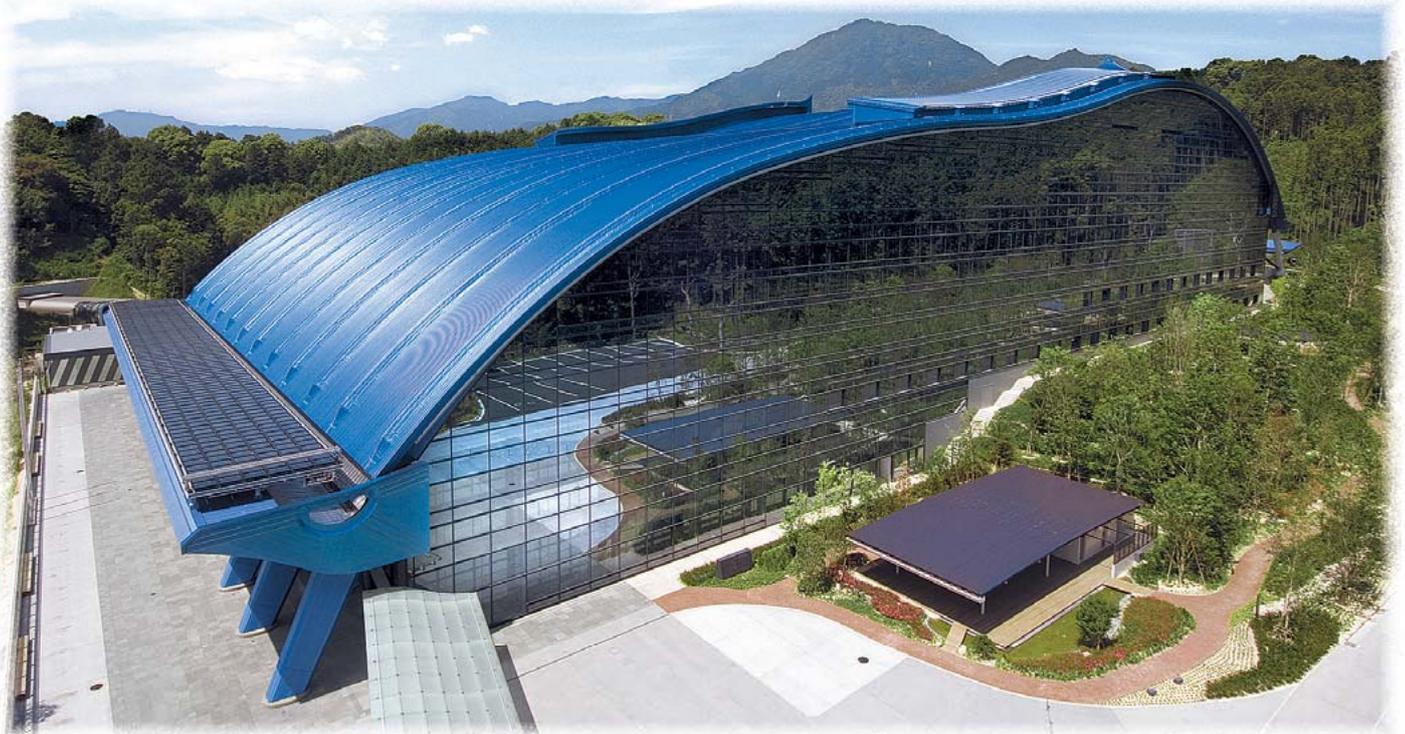
歴史とみどり豊かな文化のまち

第五次太宰府市総合計画 後期基本計画

平成28年3月
福岡県太宰府市



2011-2020
第五次太宰府市総合計画



「歴史とみどり豊かな文化のまち」の 創造に向けて

太宰府市では平成23年3月に以後10年間の指針となる「第五次太宰府市総合計画」を策定しました。将来像である「歴史とみどり豊かな文化のまち」実現に向け、「生きがいと尊厳を持ち安全で安心して暮らせる福祉と教育のまち」「快適な生活空間と自然とが共生する環境にやさしいまち」「地域の特色と豊かな資源を活かした魅力と活気あふれるまち」の3つを十年後の目指すべきまちの姿として掲げています。

まちづくりの理念として定めています「協働のまちづくり」と「太宰府らしさを活かしたまちづくり」を基に、前期基本計画期間の5年間はさまざまな施策を展開してまいりました。

成果が出始めている施策やまだ厳しい状況にある施策もありますが、平成28年度からの5年間はこの第五次総合計画を締めくくる「後期基本計画」の期間となります。本計画の推進にあたりましては、コミュニケーションを大切に市民や自治会、NPO(法人)・ボランティア団体、学校、事業者などの多様な主体と協働しながら、本市に住みたい、住み続けたいと思える太宰府らしい「元気」で「いきいき」とした魅力あるまちづくりを進めてまいります。

最後になりましたが、本計画策定にご尽力を賜りました多くの市民の皆様をはじめ、総合計画審議会及び市議会の皆様、関係各位に深く感謝を申し上げますとともに、今後ともなお一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年3月



太宰府市長

荒刈 茂

目次

後期基本計画策定にあたって

1. 総合計画の性格と位置づけ	2
2. 総合計画の構成と期間	2
3. 時代の潮流	3
4. 太宰府市を取り巻く状況	5
5. 後期基本計画策定の趣旨	8

後期基本計画

目標1 健やかでやすらぎのある福祉のまちづくり

施策01 子育て支援の推進	14
施策02 高齢者福祉の推進	16
施策03 障がい福祉の推進	18
施策04 地域福祉の推進	20
施策05 生涯健康づくりの推進	22
施策06 社会保障の適正な運営	24

目標2 安全で安心して暮らせるまちづくり

施策07 防災・消防体制の整備充実	26
施策08 防犯・暴力追放運動の推進	28
施策09 交通安全対策の推進	30
施策10 安全な消費生活の推進	32

目標3 豊かな心を育みふれあいを大切にするまちづくり

施策11 人権を尊重するまちづくりの推進	34
施策12 男女共同参画の推進	36
施策13 生涯学習の推進	38
施策14 社会教育の推進	40
施策15 学校教育の充実	42
施策16 文化芸術の振興	46

目標4 人と自然が共生する環境にやさしいまちづくり

施策17 生活環境の向上	48
施策18 自然共生社会の構築	50
施策19 循環型社会の構築	52
施策20 低炭素社会の構築	54
施策21 環境教育・学習の推進	56

目標5 魅力的な生活空間が整い産業が活気づくまちづくり

施策22 未来に伝える景観づくり	58
施策23 計画的なまちづくりの推進	60
施策24 地域交通体系の整備	62
施策25 良質な水道水の安定供給	64
施策26 下水道の整備と普及促進	66
施策27 産業の振興	68

目標6 歴史を活かし文化を守り育てるまちづくり

施策28 文化遺産の保存と活用	70
施策29 観光基盤の整備充実	74
施策30 国際交流・友好都市交流の推進	76

目標7 市民と共に考え共に創るまちづくり

施策31 市民参画の推進	78
施策32 情報の共有化と活用	80
施策33 市民のための行政運営	82

「後期基本計画成果指標」の見方	84
-----------------	----

資料編

○ 基本構想(平成23～32年度)	87
○ 第五次太宰府市総合計画後期基本計画策定経過の概要	100
○ 市民参画の手法	101
○ 太宰府市総合計画審議会規則	103
○ 太宰府市総合計画審議会委員名簿	104
○ 太宰府市総合計画審議会への諮問書	105
○ 太宰府市総合計画審議会答申書	106
○ 太宰府市総合計画策定委員会設置規程	108

太宰府市民憲章

(昭和57年4月1日制定)

- ・ 豊かな歴史と文化を守り
郷土愛あふれるまちをつくりましょう。
- ・ 生き生きとした自然を愛し
緑かがやくまちをつくりましょう。
- ・ 教育を重んじ希望をはぐくみ
のびのびとした明るいまちをつくりましょう。
- ・ 年寄も子供もみんなが助けあい
生きがいのあるあたたかいまちをつくりましょう。
- ・ 働くことの尊さを知り
楽しく住みよいまちをつくりましょう。

後期基本計画策定にあたって

1. 総合計画の性格と位置づけ
2. 総合計画の構成と期間
3. 時代の潮流
4. 太宰府市を取り巻く状況
5. 後期基本計画策定の趣旨



大宰府跡 (特別史跡)

坂本三丁目、観世音寺四丁目他

昭和28年3月31日特別史跡指定

大宰府は古代律令制下において西海道(九州)の諸国(九国三島)を統括し、対外交渉の窓口となった地方最大の行政府で、外国使節の饗応などの儀式がおこなわれました。政庁跡は三時期の変遷があり、現在は941年の純友の乱による焼失後に再建された平安時代の姿で整備されています。

1. 総合計画の性格と位置づけ

総合計画は本市の目標とする将来像と十年後の目指すべきまちの姿を明らかにし、その実現のために政策の柱を設定するとともに、施策展開の全般にわたる基本的方向を示す、市政運営の最も基本となる総合的かつ計画的なまちづくりの指針となるものです。

2. 総合計画の構成と期間

この総合計画は基本構想、基本計画、実施計画で構成しています。

【基本構想】

基本構想は市の将来像と十年後の目指すべきまちの姿を定めるとともに、これを達成するために必要な目標とする7つの柱を示すものであり、計画期間（平成23年度～32年度）は10年間です。平成22年12月議会において採決されました。

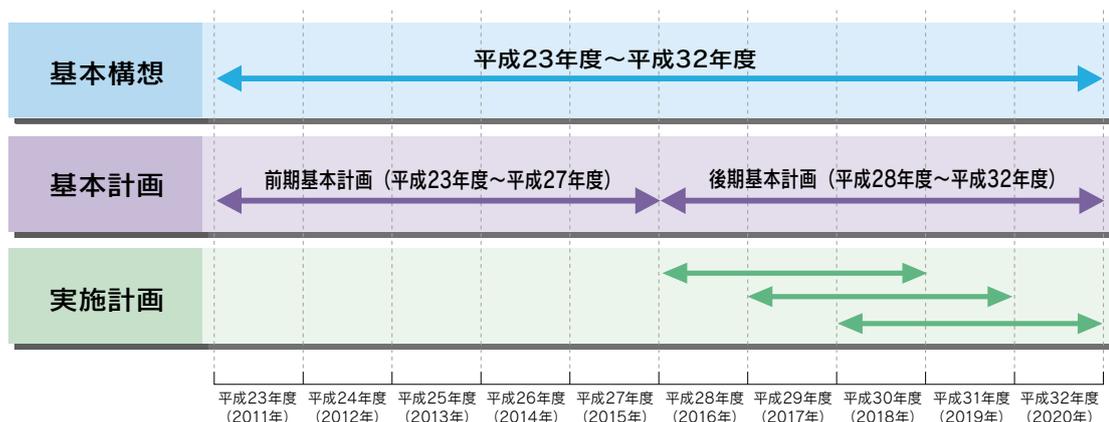
【基本計画】

基本計画は基本構想を達成するために、各施策の現状と課題や基本方針、成果指標、施策実現に向けた取組などを示したものであり、計画期間は前期5か年（平成23年度～27年度）、後期5か年（平成28年度～32年度）とし、本基本計画は後期5か年にわたる計画を示すものです。

【実施計画】

実施計画は基本計画をどのように実施するのかを明らかにするため、主な事業を実施するための具体的なスケジュールを定めるものであり、3か年間の計画をローリング方式により毎年見直し、策定します。

計画の構成と期間



3. 時代の潮流

現在、国の社会・経済の動きは大きく変化しています。社会潮流の変化は、本市においても市民生活をはじめ、今後のまちづくりに大きな影響を及ぼすと考えられます。

特に以下の点を見据えて、基本構想及び基本計画の具体的な推進を図っていく必要があります。

(1) 地勢・立地条件

日本の総人口は、今後長期の人口減少過程に入り平成60年には1億人を割ると推計されています。こうした人口減少は、単に人口規模の縮小ばかりでなく、高齢者数の増加と生産年齢人口の減少という人口構造そのものも大きく変化していくことが見込まれています。

本市においては、現時点では人口は微増で推移しているものの、10年後以降は減少に転じることが予測されます。

このような人口減少社会においては、税収の減少が一段と進み、介護保険や公的医療保険の制度運営に厳しさを増すことが考えられることから、住民への行政サービスの提供も、これまでと同じ形で続けていくことが困難になると懸念されます。

人口減少社会においても、将来にわたって発展を続けていくために、福祉、環境、教育をはじめ、さまざまな課題の解決に向けて、市民や行政、企業、各種団体など、あらゆる年代・立場の人が広く社会に参画しながら取り組んでいくことが求められます。

(2) 少子・高齢化社会

平成元年度以来急激な少子化が大きな問題となっています。平成25年度には一人の女性が一生の間に産む子どもの数である合計特殊出生率が1.43にまで回復し近年微増傾向が続いていますが、欧米諸国と比較するとなお低い水準にとどまっています。

本市においては、児童数はここ数年、減少傾向にはないものの、このような少子化の進展は、社会的、経済的に大きな影響を及ぼすことが懸念されており、子どもを安心して産み、育てる環境を整備することが喫緊な課題となっています。

また、本市は、筑紫地区で高齢化率がトップであり、昭和30年～40年代に造成された団地などでは全国平均をはるかに超える地域も多くなってきています。高齢者福祉の充実とともに、高齢者が健康でいきいきとした生活を住みなれた地域で送り、積極的に社会に参加できる環境づくりを進めていく必要があります。

(3) 地方創生

我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、日本全体、特に地方の人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことが、喫緊の課題となっています。

このため、まち・ひと・しごと創生法が制定され、国としては、国民一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成すること、地域社会を担う個性豊かで多様な人材について、確保を図ること及び地域における魅力ある多様な就業の機会を創出することの一体的な推進を図ることとしています。

本市においても、まち・ひと・しごと創生太宰府市人口ビジョン及び総合戦略に沿って、将来にわたって持続可能な地域を目指して地方創生に向けた取組を推進していく必要があります。

(4) 人権尊重社会

「人権の世紀」といわれる21世紀に入って既に10年以上が経過しました。

これまで本市においては、さまざまな人権課題解決のための施策を実施してきましたが、昨今の社会状況の変化を背景として、高齢者虐待、児童虐待、いじめ、DV(ドメスティックバイオレンス)など深刻で多様な人権侵害が発生しており、また、平成24年に実施した同和問題実態調査によれば、地区住民の半数は社会における偏見意識があると感じています。

これらの問題を解決するため、個々の対処・方策が必要であることはいうまでもありませんが、総合的な視点からの取組が展開されない限り、根本的な解決を図ることは困難です。

こうした状況から、行政及び市民の役割を明らかにするとともに、時代に即した実効性のある人権行政を推進し、全ての人々が個人として尊重され相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現に向けた啓発活動を展開していくことが求められています。

(5) 環境と共生する社会

地球温暖化による異常気象などから、食糧生産や生物多様性への悪影響など、地球規模での環境問題がさまざまな形で危惧されています。

地球温暖化の防止は、世界的に最も重要な課題となっており、国においては、温室効果ガスを平成32年度までに38%削減(平成17年度比)するという目標が掲げられています。

環境に対する市民意識が高まる中で、地域レベルにおいても、環境に対する負荷を軽減し、限りある資源に配慮した低炭素社会づくりを進めることが求められています。

行政、企業、住民などあらゆる分野において、自然環境の保全や廃棄物の処理及び再生など、良好な環境を次世代に継承していくための社会経済制度や生活様式の確立が求められています。

豊かな自然に恵まれた本市は、河川の浄化、森林の緑化など自然環境の保全・回復に対して先進的な取組を進めるとともに、これらを地域資源として積極的に活用し、環境と調和した社会の形成を目指していく必要があります。

(6) 国際化社会

今日の急速な技術の発展と、国家の枠を超えた経済の結びつきの強まりにより、人・物・情報の流れは、地球的規模に拡大されています。

このような中で、諸外国との交流は従来の国家間レベルのものから、地域レベル、草の根レベル

の交流が重要となり、国民一人ひとりの身近な問題となってきました。地域レベルの交流は、異文化の理解等諸外国との相互理解を一層推進するとともに、この過程において自らの地域のアイデンティティーを明確にし、さらに魅力ある地域づくりの手助けともなります。

本市においては、特に中国や韓国など東アジア各国の来訪が増加しており太宰府天満宮などを中心に多くの観光客が訪れるなど、関係が広がっています。

今後も、福岡都市圏の自治体はもとより、九州の各自治体とも連携を図りながら、東アジアとの交流を深めて、九州全体の発展を目指すことが重要となっています。

4. 太宰府市を取り巻く状況

(1) 地勢・立地条件

本市は福岡市の南東約16kmに位置し、北東部は糟屋郡宇美町、南東部は筑紫野市、北西部は大野城市に接し、面積は29.60km²です。東に宝満山、北に四王寺山を有し、南から西北に開け、市を縦貫する御笠川は、宝満山に源を発して南流し、市街地で鷺田川、大佐野川と合流し、博多湾に注いでいます。

市内には九州自動車道、国道3号、福岡都市高速道路及び筑紫野古賀線をはじめとする県道11路線があり、九州自動車道太宰府インターチェンジ、福岡都市高速道路水城インターチェンジが設置されています。このほか、JR鹿児島本線、西鉄天神大牟田線及び太宰府線の3路線が市民の重要な交通手段となっています。また、国内主要都市及び海外の玄関口である福岡空港にも近接し、大学等が7校、高校が4校設置されるなど、交通、気候、風土、景観に恵まれた住宅・文教都市といえます。

古代においては大陸文化の窓口、防衛・外交の要衝として「太宰府」が置かれたところであり、国指定特別史跡である「太宰府跡」「水城跡」及び「大野城跡」をはじめとして、観世音寺、戒壇院、太宰府天満宮など、数多くの歴史・文化的遺産を有していることから、「史跡・観光のまち」としても広く知られています。

さらに、明治以来約百年に及ぶ誘致運動が実を結び、平成17年10月15日に九州国立博物館が開館しました。開館当初から県内外の関心を大いに集め、入館者も平成28年2月には1,350万人を超えるなど、今後も重要なまちづくりの資源として期待されています。

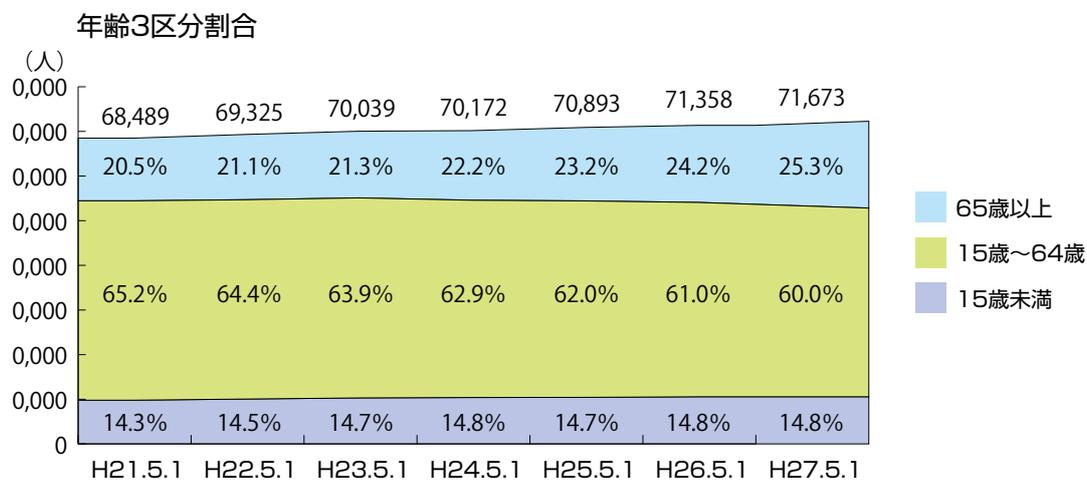
(2) 人口の推移と超高齢社会

明治22年町村制施行で9村が合併し水城村、3村が合併し太宰府村となり、太宰府村は明治25年に町制を施行し、太宰府町となりました。その後、昭和30年「市町村合併促進法」によって、太宰府町と水城村が合併して新「太宰府町」となりました。(2,462世帯、13,264人-昭和30年国勢調査人口)

かつては、御笠川流域に沿った水田稲作を中心とした農業と、太宰府天満宮門前町を中心とした

後期基本計画策定にあたって

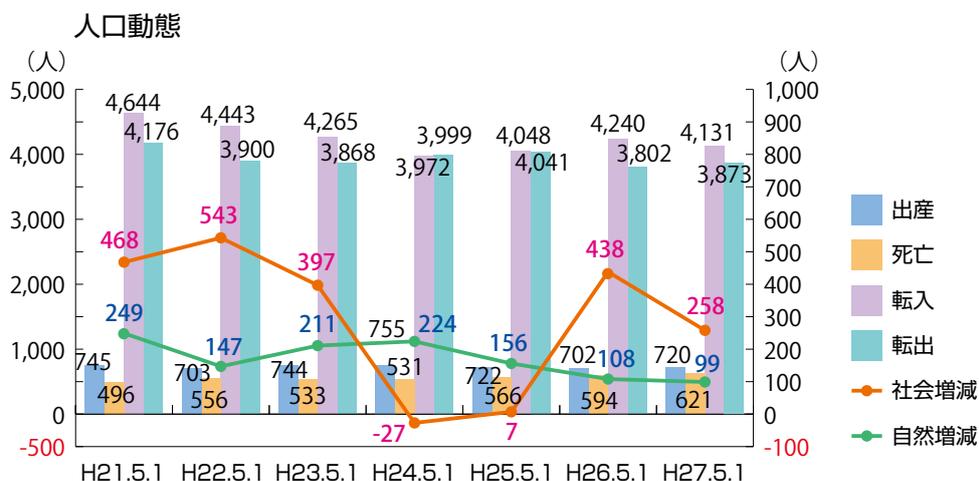
商業が主要な産業でした。しかし、福岡市を中心とした経済圏の中で、第一次産業、第二次産業の占める割合は次第に低下し、他市への通勤者の増加とともに小売業を中心とした第三次産業が活発化することとなりました。



このような中、福岡都市圏の住宅都市化に伴って、大規模な宅地開発や大学の立地などによる人口急増期を迎え、昭和55年の国勢調査人口が50,273人となり、昭和57年4月1日に全国で651番目の市制を施行し、「太宰府市」が誕生しました。

平成27年には72,200人（国勢調査速報値）となっており人口は微増で推移しているものの、高齢化率は年々上昇し、平成27年度では25.2%となり超高齢社会に突入し、生産年齢人口（15歳～64歳未満）の割合は減少しています。

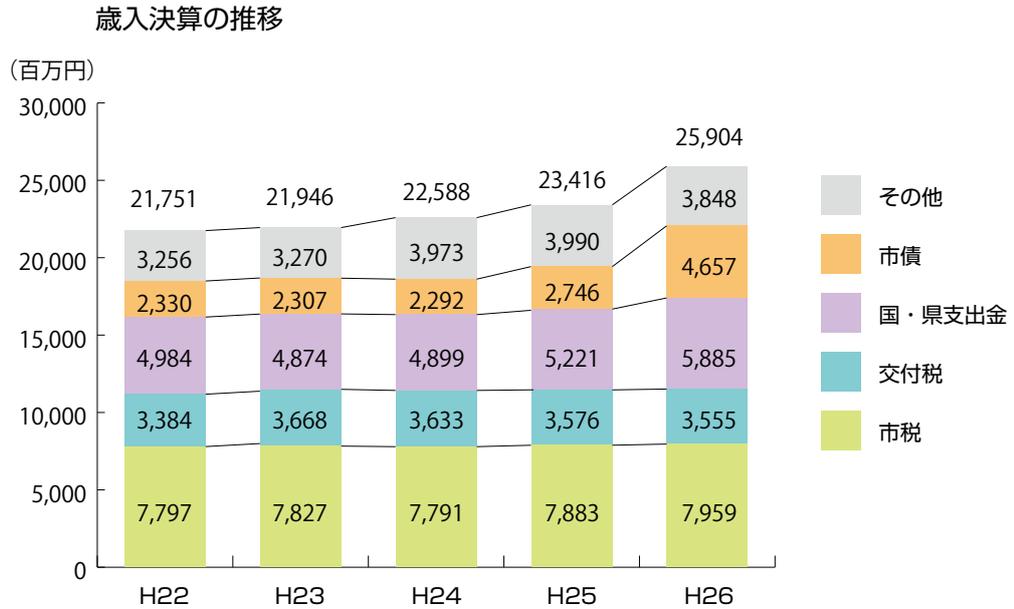
自然動態（出生数と死亡数の差）・社会動態（転入者数と転出者数の差）は、いずれも増加していますが、今後20代、30代の女性が減少することに伴い、出生数も減少していくことが想定されることから、「国立社会保障・人口問題研究所」の推計によれば平成37年（2025年）をピークに減少が始まり、平成72年（2060年）には65,000人ほどになると推計されています。



(3) 行財政

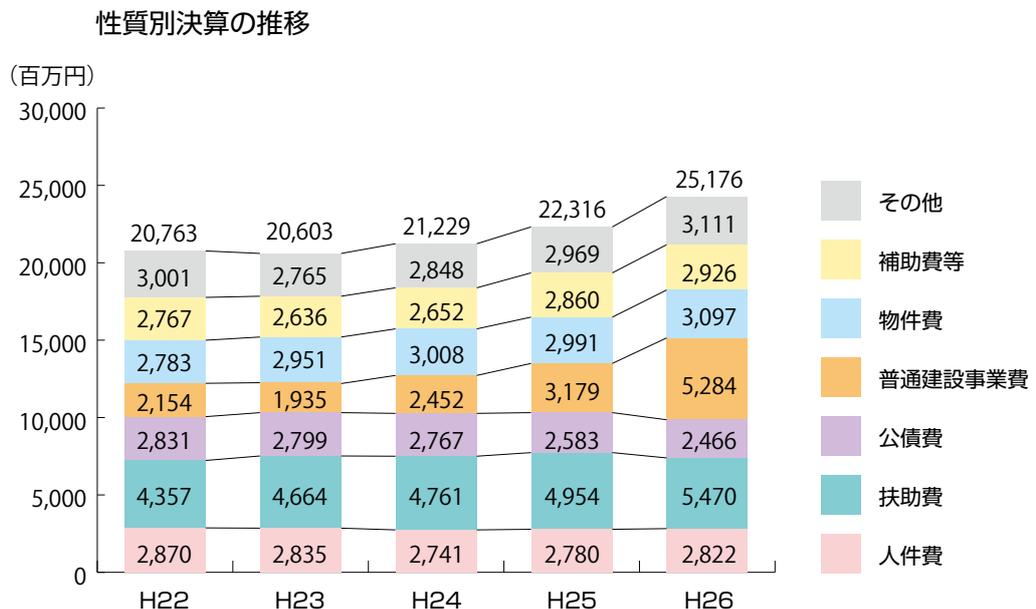
○一般会計の歳入

おおむね増加傾向で推移していますが、自主財源については5割を切っており、その自主財源の約7割を占める市税は横ばいとなっています。平成26年度は体育複合施設や総合子育て支援施設の整備に伴う借入れなどにより的大幅な増加となりました。



○一般会計の歳出

性質別に見ると、扶助費が大きく増加しています。これは、超高齢化の進展に伴う福祉や医療に要する費用の増加、景気の悪化による生活保護費の増加などの影響によるもので、今後、財政余力の低下に拍車が掛かるおそれがあります。



5. 後期基本計画策定の趣旨

国の第二期地方分権改革の重要事項である「国から自治体に対する義務付け・枠付けの見直し」の一貫として、平成23年の地方自治法の改正により、市町村に対する基本構想の策定義務が撤廃されたことを受けて、各自治体では今後の総合計画のあり方を検討する必要が生じました。

これまでの自治体の総合計画は、右肩上がりの人口の増加とそれにとまなう予算や施策の拡大を前提とし、また、それを計画の目標ともしてきました。

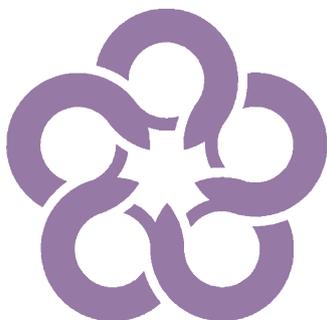
しかし今後、各自治体は、人口減少や急速な少子・高齢化の進行に直面し、もはやこれまでのような歳入の伸びが見込めないばかりか、歳出面でも高齢者福祉費の激増や公共施設の一斉更新への対応が求められるなど、自治体を取り巻く環境は大きく変化しています。

本市においては僅かながら人口は増加しているものの高齢化が進み、歳入は経常一般財源の大幅な伸びが期待できない一方で、歳出面では扶助費の大幅な伸びが予想されます。

そのような中、平成23年3月に策定された「第五次太宰府市総合計画」に基づき、前期基本計画では目標とする7つの柱と34施策を実施し、将来像である「歴史とみどり豊かな文化のまち」の実現に向けて計画的にまちづくりを進めてきました。

この前期基本計画が平成27年度に期限を迎えることから、引き続き、地域活動とスポーツ・健康・子育て・文化・環境を有機的に機能させ市民・事業所および行政が一体となって「元気」で「いきいき」とした地域づくりを行うとともに、基本構想で示されている2つのまちづくりの理念「協働のまちづくり」「太宰府らしさを活かしたまちづくり」に基づき、本市のまちづくりを総合的に進めることを目的として、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とする「後期基本計画」を策定しました。

太宰府市章



梅の花の中央に太宰府の「大」の字を入れ、花びらの輪郭を帯状にして無限の時の流れを表現し、中央部は筆と炎をあらかわし、筆は文教、炎は市民の情熱を意味しています。

市の木【くす】



天満宮、観世音寺、榎社などの境内に、千数百年の歴史を語り、広く強く根をおろしているくすの木。見上げるような大木や新緑の若葉は、これからの市勢の生命力、発展と力強さを表しています。

また、国・県指定の天然記念物にもなっています。

市の花【うめ】



万葉集にも歌われた太宰府の梅は、菅原道真公が愛された伝承の飛梅とともに、全国的に有名です。梅の花びらは、太宰府の「大」の字を思わせ、気品のある色と香りは、みなさんに賞美されています。

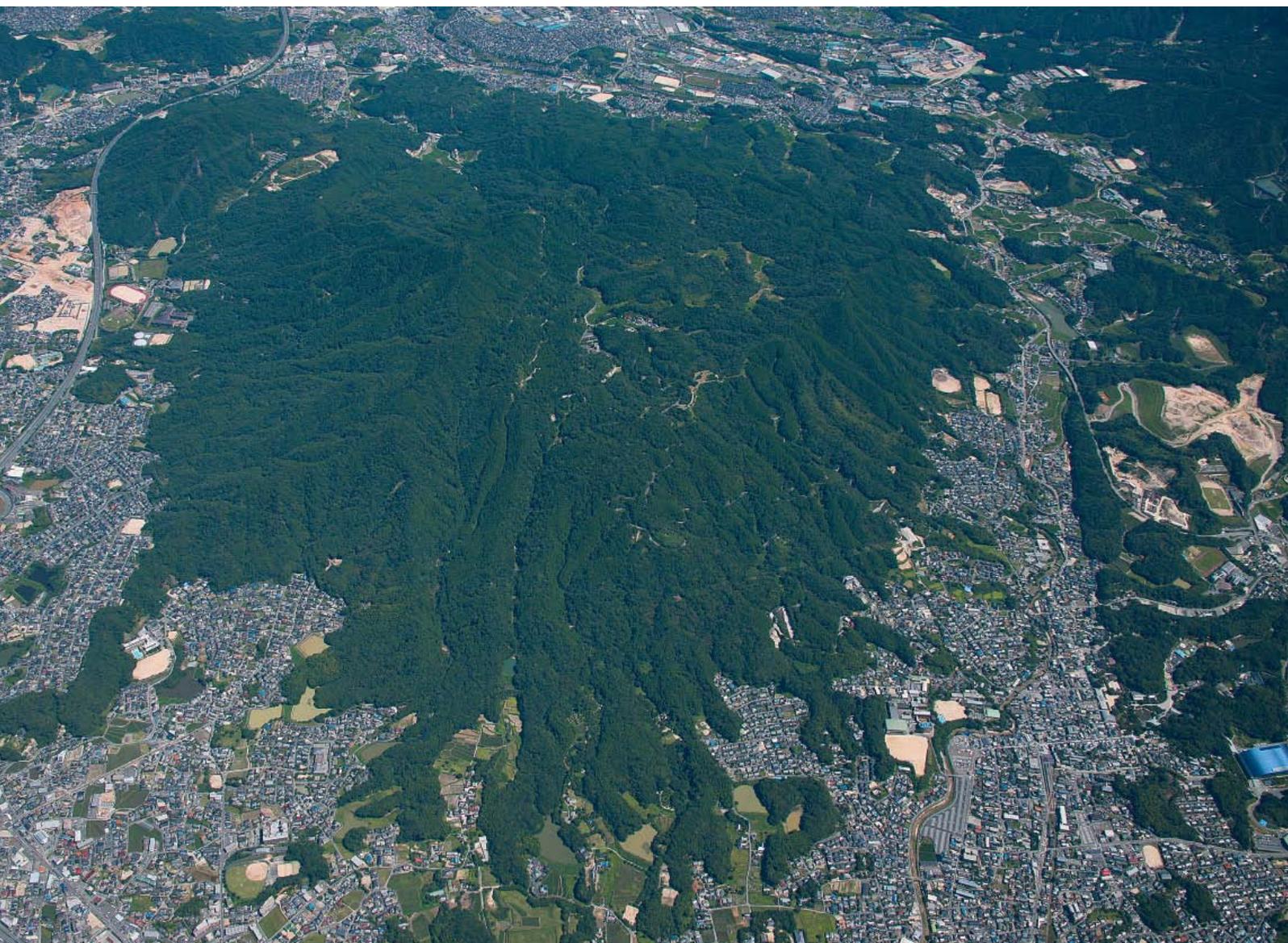


姉妹都市・友好都市位置図

後期基本計画（平成28～32年度）

第五次太宰府市総合計画後期基本計画（施策の体系）

- 目標1 健やかでやすらぎのある福祉のまちづくり
- 目標2 安全で安心して暮らせるまちづくり
- 目標3 豊かな心を育みふれあいを大切にするまちづくり
- 目標4 人と自然が共生する環境にやさしいまちづくり
- 目標5 魅力的な生活空間が整い産業が活気づくまちづくり
- 目標6 歴史を活かし文化を守り育てるまちづくり
- 目標7 市民と共に考え共に創るまちづくり



大野城跡（特別史跡）

坂本、観世音寺、太宰府

昭和28年3月31日特別史跡指定

白村江の戦い敗戦後の665年に百済の亡命者である億礼福留^{おくらいふくろ}、四比福夫^{しひふくふ}の指揮のもと築造された城と『日本書紀』に記されています。四王寺山の尾根に沿って土塁を巡らし、谷部には石垣が築かれています。現在確認されている城門は9か所で、城内7か所に礎石を伴った建物群が点在し、その数は約70棟に及んでいます。

第五次太宰府市総合計画後期基本計画（施策の体系）

将来像

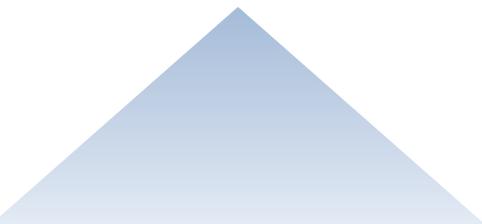
歴史とみどり豊かな文化のまち

十年後の目指すべきまちの姿

生きがいと尊厳を持ち安全で安心して暮らせる福祉と教育のまち

快適な生活空間と自然とが共生する環境にやさしいまち

地域の特色と豊かな資源を活かした魅力と活気あふれるまち



まちづくりの理念

協働のまちづくり

太宰府らしさを活かしたまちづくり

目標

施策

1 健やかでやすらぎのある
福祉のまちづくり

- 01 子育て支援の推進
- 02 高齢者福祉の推進
- 03 障がい福祉の推進
- 04 地域福祉の推進
- 05 生涯健康づくりの推進
- 06 社会保障の適正な運営

2 安全で安心して
暮らせるまちづくり

- 07 防災・消防体制の整備充実
- 08 防犯・暴力追放運動の推進
- 09 交通安全対策の推進
- 10 安全な消費生活の推進

3 豊かな心を育みふれあいを
大切にするまちづくり

- 11 人権を尊重するまちづくりの推進
- 12 男女共同参画の推進
- 13 生涯学習の推進
- 14 社会教育の推進
- 15 学校教育の充実
- 16 文化芸術の振興

4 人と自然が共生する
環境にやさしいまちづくり

- 17 生活環境の向上
- 18 自然共生社会の構築
- 19 循環型社会の構築
- 20 低炭素社会の構築
- 21 環境教育・学習の推進

5 魅力的な生活空間が整い
産業が活気づくまちづくり

- 22 未来に伝える景観づくり
- 23 計画的なまちづくりの推進
- 24 地域交通体系の整備
- 25 良質な水道水の安定供給
- 26 下水道の整備と普及促進
- 27 産業の振興

6 歴史を活かし文化を守り
育てるまちづくり

- 28 文化遺産の保存と活用
- 29 観光基盤の整備充実
- 30 国際交流・友好都市交流の推進

7 市民と共に考え
共に創るまちづくり

- 31 市民参画の推進
- 32 情報の共有化と活用
- 33 市民のための行政運営

施策 01 子育て支援の推進

【現状と課題】

少子化をはじめ、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変わる中、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、本市においても平成17年3月に「太宰府市次世代育成支援対策行動計画」、平成27年3月に「太宰府市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援を推進しています。

地域における子育て支援として、病児保育^{*1}事業、ファミリー・サポート・センター^{*2}事業を実施しています。「太宰府市子育て支援センター」においては、一時預かり事業や子育て支援の拠点づくりとして、在宅の親子を中心に、広場、サロン、講座などを開催し、子育てに関する相談も行っています。今後は、既存の事業を引き続き実施するとともに、サービスの充実、市民へのさらなる周知が必要となります。

児童虐待については、相談件数が年々増加傾向にありますが、「太宰府市要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関と連携し、早期発見、防止に努めています。引き続き連携を強化するとともに、家庭児童相談室などの相談体制を充実し、地域での見守りができるよう、市民への啓発などを行う必要があります。

保育サービスについては、市内に10箇所の認可保育所（園）があり定員増に取り組んでおりますが、入所希望者の増加により、入所待機児童が発生している状況です。今後、保育所入所待機児童の解消のため、幼稚園から認定こども園への移行について確認したうえで、既存の保育所の利用定員の見直し及び増改築などにより、入所定員の増加を図る必要があります。

また、学童保育所は、定員増により小学校6年生まで受け入れを拡大していますが、就労形態の多様化などにより児童をめぐる環境は大きく変化しています。今後は、さらなる施設の整備、保護者のニーズに応じたサービスの充実を図る必要があります。

なお、日本の子どものおよそ6人に1人が貧困状態にあり、子どもの貧困対策の推進は喫緊の課題となっています。平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、本市においても国・県等と連携し、総合的に対策を推進していく必要があります。

【基本方針】

子育て家庭への支援及び保育サービスの充実を図り、子どもが健やかに育つことができる社会、親が安心して子どもを産み育てることができるまちづくりを推進します。

【後期基本計画成果指標】

指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
市民満足度	2.50 /6.00	3.00 /6.00	市民意識調査から

【前期基本計画成果指標の推移】

指標	基準値(平成21年度)	前期基本計画		備考
		目標値(平成27年度)	実績値(平成26年度)	
子育てをしやすいと感じる保護者の割合	52.6%	70.0%	68.4%	市民意識調査から
認可保育所入所希望者のうち入所できない児童数	93人	0人	115人	

【施策実現に向けた取組】

No.	基本事業	概要			
01	子育て家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○安心して出産、育児ができるよう妊婦健診をはじめ各種健診や母親教育など、母子保健事業を充実します。 ○子育て支援の拠点である「太宰府市子育て支援センター」の機能を充実させ、子育て相談、養育支援家庭訪問などにより、子育てに関する不安を軽減します。 ○一時預かり事業や病児保育などを充実します。 ○地域全体で子育てを支援していくまちづくりをめざし、総合的な子育て支援を行っていきます。 ○子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策等に取り組みます。 			
		指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
		子育て支援拠点事業延べ利用回数	16,710人	20,000人	
02	児童虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○保健、福祉、医療、教育、警察などの関係機関との連携により、また、民生委員・児童委員を中心とした地域の見守りにより、児童虐待の早期発見、防止を行います。 ○家庭児童相談員などによる相談体制を充実します。 			
		指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
		家庭児童相談員相談件数	153件	250件	
03	保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所の増改築などによる保育所入所定員増を行うとともに、保育士確保に努めます。 ○学童保育所について、国の基準に則した施設の整備及び運営を行い、保護者のニーズに応じた保育サービスを充実します。 			
		指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
		認可保育所入所希望者のうち入所できない児童数	115人	0人	

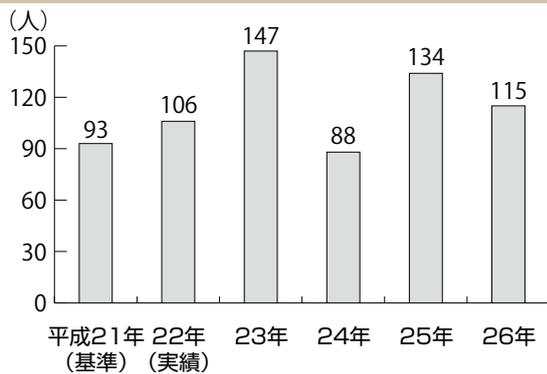
目標1

健やかでやすらぎのある
福祉のまちづくり

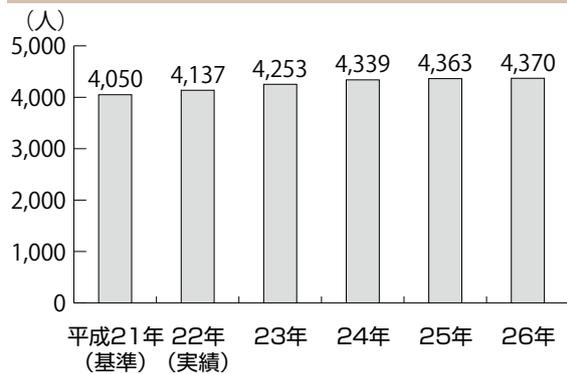
施策
01

子育て支援の推進

認可保育所入所希望者のうち
入所できない児童数



就学前人口の推移



<関連する計画>

- ・ 太宰府市子ども・子育て支援事業計画(平成27年3月)

<用語解説>

- ※1…**病児保育**：病気時及び病気の回復期にあり、安静の確保に配慮する必要がある、保育所へ通所中の児童等を保育所や病院などの専用スペースで預かるサービス。
- ※2…**ファミリー・サポート・センター**：子育ての手助けをしてほしい人(おねがい会員)と子育ての手助けをしたい人(おたすけ会員)が、会員となってお互いを地域の中で助け合う組織。

施策 02

高齢者福祉の推進

【現状と課題】

平成26年10月1日現在、全国の総人口に占める65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は約26%となっており、今後さらに団塊の世代が後期高齢者（75歳）に達し始める平成37年には、高齢化率が30%を超えることが予測されています。

本市においても、平成27年3月31日現在の高齢化率25.2%で、平成37年には27.9%（第6期介護保険事業計画推計値）と上昇を予測しています。

高齢者が生きがいを持って、いきいきとした生活を送ることができるように、長寿クラブや地域のサロン活動などを支援するとともに、高齢者が持つ能力や特性を活かせる就労の場づくりの支援や住み慣れた地域で高齢者が集える「老人憩いの場」の整備支援も必要です。

また、一人暮らしの高齢者や認知症高齢者などが、自宅で安全で自立した生活を送ることができるように、高齢者夜間・休日電話相談事業の実施、徘徊高齢者の捜索体制の構築や見守り協定の締結なども実施していますが、多様化する高齢者のニーズに合わせたサービスの提供体制の整備等も必要です。

さらに、日常生活の契約等における判断能力の低下や悪質商法などの犯罪から高齢者の権利を守る成年後見制度^{*1}の周知や、虐待等で緊急保護が必要な高齢者の権利擁護に努めなければなりません。

高齢者の総合相談窓口である「太宰府市地域包括支援センター」への相談件数が増えるとともに、相談内容も多岐にわたっているため、三職種（主任ケアマネジャー・保健師・社会福祉士）の専門性を高め、その他高齢者福祉に関する専門機関とのネットワークづくりを継続していく必要があります。また、高齢化率のさらなる上昇・対象者の増加に対応するためにも、将来的には地域包括支援センターの複数設置等、柔軟な対応をとる必要があります。

【基本方針】

地域、NPO・ボランティア団体、事業所などと連携し、高齢者が健康で、尊厳と生きがいを持ちながら、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるようなまちづくりを推進します。

【後期基本計画成果指標】

指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
市民満足度	2.66 /6.00	3.00 /6.00	市民意識調査から

【前期基本計画成果指標の推移】

指標	基準値(平成21年度)	前期基本計画		備考
		目標値(平成27年度)	実績値(平成26年度)	
生きがいを感じている高齢者の割合	80.7%	85.0%	79.2%	市民意識調査から
高齢者福祉サービスが充実していると感じる市民の割合	24.9%	35.0%	17.6%	市民意識調査から
要介護認定率 ^{*2}	14.8%	14.0%	15.4%	平成27年度は見込値

【施策実現に向けた取組】

No.	基本事業	概要		
01	在宅生活支援の充実	○一人暮らしの高齢者や認知症高齢者等、在宅で生活する高齢者に対し、自宅で安心して自立した生活を送ることができるよう、地域のサロン活動の支援や安否確認を含めた福祉サービスを提供します。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	高齢者福祉サービスが充実していると感じる市民の割合	17.6%	35.0%	市民意識調査から
02	地域づくりの推進	○高齢者が集える場として、区自治会における「老人憩いの場」の整備を支援します。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	老人憩いの場の整備数	19箇所	22箇所	
03	生きがいづくりの促進	○それぞれの高齢者が持つ能力や特性を活かせる就労の場であるシルバー人材センターへの運営支援を行い、高齢者の就労を促進します。 ○老人福祉センターを高齢者の集いの場として、各種相談に対応し、健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための事業を総合的に提供します。 ○高齢者が生きがいを持って、いきいきとした生活を送ることができるように、長寿クラブなどを支援します。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	生きがいを感じている高齢者の割合	79.2%	85.0%	市民意識調査から
	(公社)太宰府市 シルバー人材センター会員数	281人	340人	
04	権利擁護の推進	○物事を判断する能力が十分でない高齢者などの権利を守る成年後見制度を周知します。 ○虐待等で緊急保護が必要な高齢者の相談に対応し、権利を擁護します。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	権利擁護に関する相談延べ件数	32件	60件	
05	地域包括ケアシステムの構築	○地域包括支援センターにおける包括的支援事業を充実するとともに、新たに認知症施策推進事業、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業を実施します。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	地域包括支援センターの総合相談件数	2,248件	2,300件	

目標1

健やかでやすらぎのある
福祉のまちづくり

施策
02

高齢者福祉の推進

<関連する計画>

- ・ 太宰府市高齢者支援計画(高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画)(平成27年3月)
- ・ 第二次太宰府市地域福祉計画(平成24年3月)
- ・ 太宰府市地域福祉活動計画(太宰府市社会福祉協議会)(平成25年3月)

<用語解説>

※1…**成年後見制度**：認知症、知的障がい等によって物事を判断する能力が十分でない人の権利を守る成年後見人などを選ぶことで、その人を法的に支援する制度。

※2…**要介護認定率**：介護保険の1号被保険者(65歳以上)に占める要介護(要支援)認定者数の割合。

障がい福祉の推進

【現状と課題】

平成25年4月、新たに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されました。

この法律の制定により、さまざまな福祉サービスのさらなる充実が図られ、地域の一員として共に生活できる社会の実現を総合的、計画的に支援することとなりました。

障がい者が自立して生活していくためには、就労相談の場の充実や多様な労働形態により、多くの就労機会の拡大が求められています。また、一方では、障がい者就労施設等への受注の機会の確保を図ることも重要であります。

このためには、現在、障害者総合支援法に基づき実施している地域活動支援センター事業のより一層の充実を図り、障がい者が社会との交流及び就労の機会の確保などの取り組みを行う必要があります。

また、障がいの早期発見や療育^{*1}などを行うためには、就学前からの相談体制やネットワークづくりが課題となっています。

現在、療育相談室「きらきらルーム」において、発達につまずきのある児童及びその保護者等に対し、相談事業及び発達検査、子どもの社会性やコミュニケーションの力を育てる保育活動などを行っています。今後、関係部署や関係機関などとのネットワークづくりを行いながら支援体制の充実を図っていきます。

平成28年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されます。共生社会の実現には、日常生活や社会生活における障がい者の活動を制限し、社会生活への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要です。この法律により行政機関等及び事業者に対し、障がい者差別の解消に向けた具体的な取り組みを行うことが求められています。歩行空間や建物などについては、依然として段差など物理的バリア等の社会的障壁が存在しており、障がいのある人のみならず、すべての人が安心して暮らせる環境づくりをさらに推進していかなければなりません。

【基本方針】

障がいのある人もない人も、共に暮らせる人権と福祉のまちづくりの実現を推進します。

【後期基本計画成果指標】

指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
市民満足度	2.72 /6.00	3.00 /6.00	市民意識調査から

【前期基本計画成果指標の推移】

指標	基準値(平成21年度)	前期基本計画		備考
		目標値(平成27年度)	実績値(平成26年度)	
障がい福祉サービスが充実していると感じる市民の割合	23.5%	33.0%	17.4%	市民意識調査から

【施策実現に向けた取組】

No.	基本事業	概要		
01	生活支援の充実	○障害者総合支援法が施行され、今後も継続して制度に則した対応を行います。 ○障害者差別解消法の施行に向け、障がいがあってもなくても誰もが安心して暮らせる豊かな共生社会の実現を目指します。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	障がい福祉サービスが充実していると感じる市民の割合	17.4%	33.0%	市民意識調査から
02	就労支援の充実	○多くの障がい者が社会との交流及び就労の機会を得られるよう、地域活動支援センター事業の一層の充実を図ります。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	就労系福祉サービス利用者から一般就労への移行者数	4人	10人	
03	相談体制等の充実	○療育相談室「きらきらルーム」の利用者増加に伴い、充実した相談ができる体制づくりを行います。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	相談者一人あたりの平均相談回数	2.2回	3回	
04	バリアフリーの推進	○道路の段差解消や視覚障がい者誘導用ブロックの整備を計画的に推進します。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	市内の公共施設(駅、市役所等)が高齢者や障がい者などに配慮されていると感じる市民の割合	44.4%	50.0%	市民意識調査から

目標1

健やかでやすらぎのある福祉のまちづくり

施策03

障がい福祉の推進

身体障がい者手帳所持者数

(単位:人)

障がい内容 \ 程度	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚	59	56	11	12	23	19	180
聴覚・平衡機能	3	33	32	32	2	122	224
音声・言語・そしゃく	2	4	11	9			26
肢体不自由	287	298	230	409	167	84	1475
内部(心臓・腎臓・その他)	581	7	135	223			946
人数計	932	398	419	685	192	225	2851

平成27年3月末現在

療育手帳所持者数

(単位:人)

障がい内容 \ 程度	A	B	合計
知的障がい	192	185	377

平成27年3月末現在

精神保健福祉手帳所持者数

(単位:人)

障がい内容 \ 程度	1級	2級	3級	合計
精神障がい	32	243	127	402

平成27年3月末現在

<関連する計画>

- ・ 太宰府市第3次障がい者プラン及び障がい福祉計画 (平成24年3月)

<用語解説>

※1…療育：障がいのある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。

【現状と課題】

平成24年3月、「第二次太宰府市地域福祉計画」を策定し、それに基づき地域福祉活動を行っています。

近年、福祉分野におけるさまざまな制度の改正・新設が行われる中、新たなサービスが創設されている反面、制度が複雑で多岐にわたるなど新たな課題も発生してきています。

地域福祉の目標は、高齢、障がいなどにより福祉サービスを必要とするようになっても、それまでと変わらず、家族、友人、知人、地域との関係を保ちながら、文化やスポーツ、芸術、趣味などの社会活動に参加し、誰もが自分らしく、誇りを持って地域の一員として生活を送ることができることです。

しかし、家庭や地域の相互扶助体制の弱体化、少子・高齢化、経済状況の停滞などにより、あらゆる世代が生活の不安を感じるようになってきています。

こうした中、すべての住民が、一人ひとりの人格と個性を尊重し、地域と行政がパートナーとなり、地域を構成するすべての人が共に支え合い、安心して暮らすことができる地域社会の構築に向けて、地域住民が主体的・安定的に地域づくりを続けることができる基盤整備の、より一層の推進が求められています。併せて、災害などが起きた時に、地域と行政が連携して高齢者や障がい者などの避難を支援する「避難行動要支援者避難支援制度」など、さまざまな福祉サービスに関する制度や内容について、住民に対し、より分かりやすく情報を発信していくとともに、受付・相談窓口のワンストップ化を構築する必要があります。

また、世界的な金融危機以降の景気回復がまだ地方には波及していない現状があり、雇用失業情勢の改善は進んでいるもののまだ厳しさは残っていることから、雇用・労働を安定させるための情報発信が引き続き必要となっています。

【基本方針】

地域と行政が共に支えあい、すべての人が地域社会で安心して暮らすことができる「ここに住んでよかった。住み続けたい」と思える福祉のまちづくりを目指します。

【後期基本計画成果指標】

指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
市民満足度	2.70 /6.00	3.00 /6.00	市民意識調査から

【前期基本計画成果指標の推移】

指標	基準値(平成21年度)	前期基本計画		備考
		目標値(平成27年度)	実績値(平成26年度)	
地域の福祉活動が活発に行われていると感じる市民の割合	29.6%	50.0%	39.1%	市民意識調査から

【施策実現に向けた取組】

No.	基本事業	概要		
01	地域福祉活動の推進	○「第二次太宰府市地域福祉計画」の方向性に沿った事業を推進します。 ○太宰府市社会福祉協議会が策定した「太宰府市地域福祉活動計画」の取組と連携し、地域福祉にかかわる人材を育成します。 ○民生委員・児童委員の活動への支援を行い、地域の社会福祉の充実を図ります。 ○「避難行動要支援者避難支援制度」を推進します。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	地域の福祉活動が活発に行われていると感じる市民の割合	39.1%	50.0%	市民意識調査から
	個別避難計画策定者数	341人	600人	
02	援護事務の充実	○戦没者遺族、戦傷病者、戦傷病者遺族、永住帰国した中国残留邦人等に対し、支援事業の情報提供及び給付を行います。 ○災害発生による被災者に対し、生活支援のため、見舞金・弔慰金等の支給や災害援護資金貸付金の貸付を行います。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	地域の福祉活動が活発に行われていると感じる市民の割合	39.1%	50.0%	市民意識調査から



地域での福祉活動



地域での福祉活動

<関連する計画>

- ・ 第二次太宰府市地域福祉計画(平成24年3月)
- ・ 太宰府市地域福祉活動計画(太宰府市社会福祉協議会)(平成25年3月)

目標1

健やかでやすらぎのある
福祉のまちづくり

施策
04

地域福祉の推進

【現状と課題】

高齢化の急速な進行や生活習慣の変化により、高血圧・糖尿病・脂質異常症といった生活習慣病が増加しています。重症化すると心疾患、脳血管疾患、腎疾患（透析）となり生活の質の低下、介護や寝たきりになり最悪の場合は死を招いてしまいます。また、それと相まって、認知症も今後一層の増加が見込まれています。このような状況の中、生活習慣病や認知症を予防し、健康で長生きする「健康寿命の延伸」への関心が高まっています。

親と子の健康支援のために、乳児全戸訪問事業、乳幼児健診を中心とし、事業を展開していますが、更にその基礎となる妊娠期からの健康づくりに取り組むことが重要です。

生活習慣病・がんの早期発見・早期治療のために、健（検）診^{*1・2}の受診率の向上に向けた積極的な取組が必要です。健（検）診で身体の状態を確認するとともに健（検）診後は、結果説明会や訪問・相談などの保健指導の充実を図り、県や医師会等関係機関との連携を図りながら疾病予防・重症化予防につなげていくことが重要です。また、市の健康問題の特性を把握し、情報周知に努め、予防意識の醸成を図ることが課題です。

介護予防については、健康づくりや社会参加、社会貢献をとおして高齢者が生きがいを持っていきいきと生活し続けることができるよう、認知症予防やロコモティブシンドローム予防に向けて、地域のサロン活動と連携した健康づくり講座や運動教室の展開、高齢者の活動の場づくりや生きがいづくりを推進する必要があります。

「食」を通じた健康づくりに関する知識の普及や意識の高まりを推進していくための取組や、各地域における主体的な健康づくりへの取組を推進していく必要があります。

心の健康の保持がますます重要な課題となってきた中、メンタルヘルスへの取組の充実を図る必要があります。

平成27年度より開始した元気づくりポイント事業は、40歳以上の市民を対象とし、各種健（検）診の積極的な受診や、介護予防教室をはじめとしたさまざまな事業への参加を促進することを目的としています。ライフスタイルの多様化が進む中、ひとりひとりが健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組むことをめざし、各関係機関との連携を図りながら、広報の工夫など取り組みやすい環境の整備を推進する必要があります。

【基本方針】

健康寿命の延伸に向けて、心身ともにいきいきとした元気な生活を送るために、生涯を通じた健康づくりを推進します。

【後期基本計画成果指標】

指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
市民満足度	2.94 /6.00	3.25 /6.00	市民意識調査から

【前期基本計画成果指標の推移】

指標	基準値(平成21年度)	前期基本計画		備考
		目標値(平成27年度)	実績値(平成26年度)	
健康状態が良好な市民の割合	77.0%	80.0%	80.7%	市民意識調査から
健康増進に取り組んでいる市民の割合	53.5%	60.0%	57.3%	市民意識調査から

【施策実現に向けた取組】

No.	基本事業	概要		
01	健康づくりの推進	○食生活改善推進会などと協働し、地域の実情に合わせた「食を通じた健康づくり」に向けた学習会や各種教室を実施します。 ○「校区健康フェスタ」「校区健康度測定会」など各地域で行っている健康づくりの取り組みを積極的に支援します。 ○「元気づくりポイント事業」は目標等を設定し、効果的に実施することで、市民の健康づくり・生きがいづくりを応援します。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	健康増進に取り組んでいる市民の割合	57.3%	70.0%	市民意識調査から
02	こころの健康づくりの推進	○こころの健康を保つための取組を充実させます。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	市講演会・ゲートキーパー研修参加者数	100人	200人	市民意識調査から
03	親と子の健康支援	○妊娠期から就学前の子育て期までの支援体制(各種教室・相談事業など)を充実させます。 ○乳幼児健診においては高い受診率を維持し、充実した内容で健診を実施します。 ○赤ちゃん訪問においては高い実施率を維持し、産後の母子の心身の健康を支援します。また、妊婦訪問を実施し、妊娠期からのサポートを充実させます。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	乳幼児健診受診率	97.6%	100%	
	赤ちゃん訪問実施率	98.7%	100%	
04	病気の予防	○疾病の早期発見・早期治療のため、健(検)診の受診率向上を図ります。 ○健(検)診受診後のフォロー体制として保健指導・栄養指導などを充実させます。 ○結果説明会等参加者にプール・総合体育館を活用した運動教室への参加を促し、教室終了後も、生活習慣として施設利用へつなげる取組を実施します。 ○感染症対策として、各種予防接種の助成・啓発を行います。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	特定健康診査受診率	29.3%	60.0%	
	健康状態が良好な市民の割合	80.7%	85.0%	市民意識調査から
05	介護予防の推進	○高齢者自らが、介護予防、認知症予防に取り組む各種教室を実施します。 ○ロコモティブシンドローム ^{※3} の予防の重要性を啓発し、地域における介護予防の取組の強化に向けて、リハビリテーション専門職との連携を図り、住民主体の集いの場が发展・継続できるよう支援します。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	健康増進に取り組んでいる60歳以上の割合	66.2%	80.0%	市民意識調査から
	ロコモ予防教室を実施している自治会数	0区自治会	44区自治会	

<関連する計画>

- ・ 太宰府市高齢者支援計画(平成27年3月)

<用語解説>

※1…**健診**：健康であるかどうか(病気がないかどうか)を確かめること。特定健診など。

※2…**検診**：特定の病気の早期発見・治療を目的としたもの。がん検診など。

※3…**ロコモティブシンドローム**：運動器症候群。運動器(骨・関節・筋肉など)の機能の低下により、歩行や日常生活に何らかの障がいをもたらしている状態。

目標1

健やかでやすらぎのある
福祉のまちづくり

施策
05

生涯健康づくりの推進

【現状と課題】

少子・高齢化が一層進展することが予測されるなか、超高齢社会を支える医療や介護等の社会保障制度の適正な運営は、健やかで安心できる市民生活にますます必要不可欠なものになっています。

国民皆保険制度の根幹を支える国民健康保険は、高齢者の増加、医療技術の高度化などを背景に医療費が年々増加している状況であり、特定健康診査^{※1}や保健指導、レセプト^{※2}点検などの実施により将来的な医療費の適正化を図ることが必要となっています。さらに、制度の安定化を図るため、医療保険制度改革により、平成30年4月から、国民健康保険の財政運営の責任主体を都道府県に移行する予定となっています。

また、後期高齢者医療においても、運営主体である「福岡県後期高齢者医療広域連合」と連携して高齢者医療費の適正化に向けた取組を強化していく必要があります。

介護保険は、予防事業の充実に重点を置いた施策を進めるとともに、高齢者が介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた自宅や地域で、その人らしい自立した生活を送ることができるよう介護サービスの基盤を整備する必要があります。

生活保護は長引く景気低迷により、失業者や低所得者などが急速に増加し、生活保護の相談件数及び保護申請件数も増加傾向にあります。平成27年4月には「生活困窮者自立支援法」が施行され、今後は様々な相談への対応が求められています。失業者や低所得者などの生活基盤の安定化を図るために、公共職業安定所や関係機関と連携し低所得者などの収入に結び付く支援が必要です。

【基本方針】

市民が健康で安心して生活を営むことができるよう、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、生活保護の各制度の健全かつ適正な運営を行います。

【後期基本計画成果指標】

指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
市民満足度	2.53 /6.00	3.00 /6.00	市民意識調査から

【前期基本計画成果指標の推移】

指標	基準値(平成21年度)	前期基本計画		備考
		目標値(平成27年度)	実績値(平成26年度)	
特定健康診査受診率	23.0%	65.0%	29.3%	
生活保護者の自立支援達成率 ^{※3}	0.0%	10.0%	7.1%	

【施策実現に向けた取組】

No.	基本事業	概要		
01	国民健康保険の健全な運営	○レセプト点検など医療費適正化対策を行います。 ○特定健康診査・特定保健指導により生活習慣病や重症化を予防し、医療費の適正化に努めます。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	特定健康診査受診率	29.3%	60.0%	
02	後期高齢者医療の適正な運営	○後期高齢者医療制度について被保険者のみならず、多くの市民に周知を図っていきます。 ○運営主体の「福岡県後期高齢者医療広域連合」と連携し、医療費の適正化に向けて適正受診指導、健康診査の勧奨、ジェネリック医薬品 ^{*4} の普及啓発に取り組みます。 ○後期高齢者医療保険料の公正な負担のため徴収率向上に取り組みます。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	後期高齢者医療被保険者健診受診者数	734人	1,000人	
03	介護保険の適正な運営	○公平・正確な要介護認定を行い、高齢者の尊厳を守りながら質の高い介護サービスを提供し、適正な介護保険を運営します。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	ケアプラン ^{*5} の点検	49件	55件	
04	生活保護世帯の自立支援	○生活保護世帯へ自立支援に向けた給付、相談事業、自立支援プログラムを充実します。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	生活保護世帯の自立支援達成率	7.1%	10.0%	

目標1

健やかでやすらぎのある
福祉のまちづくり

施策
06

社会保障の適正な運営

<関連する計画>

- ・ 第2期特定健康診査等実施計画(平成25年4月)
- ・ 第6期介護保険事業計画(平成27年3月)

<用語解説>

- ※1…**特定健康診査**：メタボリックシンドローム(内臓性脂肪症候群)に着目した健康診査であり、内臓脂肪の蓄積を把握することにより、糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病の予防を図る。
- ※2…**レセプト**：医療保険者に対し医療機関が請求する診療報酬の明細書。
- ※3…**生活保護の自立支援達成率**：被保護者の自立・就労支援を推進する自立支援プログラムの実施により、稼働年齢層(15歳以上65歳未満)にある被保護者(長期入院患者、施設入所者は除く)のうち、病状や生活歴、通院状況などの把握を行い、稼働能力の判定を行った対象者の中で自立が達成できた割合。
- ※4…**ジェネリック医薬品**：成分そのものやその製造方法を対象とする特許権が消滅した先発医薬品について、特許権者でなかった医薬品メーカーがその特許の内容を利用して製造した、同じ主成分を含んだ医薬品。
- ※5…**ケアプラン**：介護認定を受けた本人が介護サービスを適切に利用できるように本人や家族の心身の状況や生活の環境などに配慮し、利用する介護サービスの種類や内容を定めた「介護サービスの利用計画」をいう。

防災・消防体制の整備充実

【現状と課題】

防災はまちづくりの基本であり、市民のかけがえのない身体、生命及び財産を守るための重要な課題です。近年、地球温暖化の影響によると思われる局地的な集中豪雨が全国的に頻発し、各地で洪水や土砂災害による被害が多数発生しています。本市でも「平成26年8月豪雨」の影響により大雨に見舞われ、8月22日に土砂崩れや床上・床下浸水、車両の水没などの被害が発生し、市内全域に避難準備情報^{*1}、さらに13区の自治会に避難勧告^{*2}を発令する事態となりました。

また、平成17年3月22日には「福岡県西方沖地震」が発生し、平成24年3月に「福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書」が見直され、警固断層は、今後30年間に強い地震が発生する確率が0.3～6%といわれ、地震への備えも欠かすことができません。加えて、本市は全国でも有数の観光地区でもあることから本市へ来訪された観光客等への対策も重要です。

避難体制の整備の一環として、市内の公民館、小・中学校等を指定緊急避難場所（66箇所）、指定避難所（20箇所）として指定し、福祉避難所（4箇所）や協定避難所（11箇所）として市内の高校、大学や事業所と協定を結んでいます。また、災害発生時などの緊急時における情報伝達体制の充実のため「太宰府コミュニティ無線」の増設等を行い、現在市内に86基設置しています。

平成26年6月には太宰府市ハザードマップを改訂し、市内の土砂災害（特別）警戒区域^{*3*4}、浸水想定区域^{*5}等を示すことにより、防災警戒体制の整備を推進しています。

今後は、過去の災害を教訓とするだけでなく、気象や災害発生の傾向等も加味して、市民が安心して暮らせるよう、地震、風水害などの災害、火災をはじめ、武力攻撃などの国民保護対象事態^{*6}等へも迅速・的確に対応できる体制の整備や自主防災組織の設立を推進するとともに、警戒避難体制を整備していく必要があります。

また、平成17年12月に制定した「太宰府市安全・安心のまちづくり推進条例」の基本理念、「防災・減災都市宣言」に基づき、各区自治会に組織されている自主防災組織など様々な防災関係機関と連携を強化し、災害を未然に防ぐ「防災」の取組と被害を軽減させる「減災」の取組を着実に進めていく必要があります。

さらに常備消防としての「筑紫野太宰府消防組合」や非常備消防としての「太宰府市消防団」の組織体制、設備等を整備していくとともに、主要な河川および山系に係る治山・治水をはじめ防災・防火に係る各種施設の整備など、災害等に強い都市構造の整備をしていく必要があります。

本市では、関係医療機関との連携を強化し、休日や夜間における救急医療の体制を整備しています。特に小児救急医療は、筑紫地区管内の中核病院に小児科の開業医が当番制で出向いて患者を診察する体制をとっており、全国的にも先行的な取組となっていますが、引き続き救急医療体制の充実が求められています。

【基本方針】

自助・共助・公助という役割をそれぞれが認識し、将来にわたり「災害に負けない力強いまち」「安全・安心に暮らせるまち」の実現を目指します。

【後期基本計画成果指標】

指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
市民満足度	3.31 /6.00	3.75 /6.00	市民意識調査から

【前期基本計画成果指標の推移】

指標	基準値(平成21年度)	前期基本計画		備考
		目標値(平成27年度)	実績値(平成26年度)	
自主防災組織数	11区自治会	44区自治会	24区自治会	
火災発生件数	21件	10件	18件	
日頃から災害に備えている市民の割合	47.4%	60.0%	50.1%	市民意識調査から

【施策実現に向けた取組】

No.	基本事業	概要		
01	防災体制の整備充実	○治山、治水などのハード対策を県に要望し、整備充実します。 ○防災情報の伝達手段を充実させ、積極的に提供します。 ○避難場所、避難体制の整備を行います。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	災害協定締結件数	32件	37件	
02	地域防災力の向上	○各自治会の自主防災組織の設立・運営の支援体制を充実します。 ○自治会などと協働し、災害時の避難支援体制、被災者に対する支援体制を充実します。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	日頃から災害に備えている人の割合	50.1%	55.0%	市民意識調査から
03	消防・救急体制の強化充実	○防火・救急などに対する意識の高揚を図るための啓発活動を推進します。 ○消防組織体制の整備や施設、装備の充実します。 ○休日、夜間における救急医療体制の整備を推進します。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	火災発生件数	18件	10件	

<関連する計画>

- ・ 太宰府市地域防災計画^{*7} (平成26年5月一部改正)
- ・ 太宰府市水防計画^{*8} (平成22年5月一部改正)
- ・ 太宰府市国民保護計画^{*9} (平成19年2月)

<用語解説>

- ※1…**避難準備情報**：住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、高齢者や障がい者などの避難に時間を要する方に対して、早い段階での避難行動を開始することを求めるもの。
- ※2…**避難勧告**：災害によって被害が予想される地域の住民に対して、避難を勧めるもの。
- ※3…**土砂災害警戒区域**：土砂災害が発生した場合に、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域。
- ※4…**土砂災害特別警戒区域**：土砂災害が発生した場合に、建築物に障害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域。
- ※5…**浸水想定区域**：河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域。
- ※6…**国民保護対象事態**：着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃等の武力攻撃事態及び、危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態、多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態、多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態、破壊の手段として交通機関等を用いた攻撃等が行われる事態等の緊急処理事態。
- ※7…**太宰府市地域防災計画**：災害対策基本法第42条の規定に基づき、市域において風水害や地震等の災害が発生した場合において、市民の生命、身体及び財産を災害から守り、被害の軽減を図ることを目的とし定めた計画。
- ※8…**太宰府市水防計画**：水防法第32条の規定に基づき、水防事務の調整及びその円滑な実施に必要な事項を規定し、もって、市内の洪水等に際し水害を警戒防衛し、これによる被害を軽減することを目的とし定めた計画。
- ※9…**太宰府市国民保護計画**：国民保護法に基づき政府が定める基本方針に基づいて、国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めた計画。

防犯・暴力追放運動の推進

【現状と課題】

近年、ひったくりや車上狙いなどの街頭犯罪^{*1}と、住宅等への侵入なども多発する中で、ニセ電話詐欺^{*2}など、より巧妙化した犯罪が多発しています。また、子どもや女性を狙った不審者、ストーリーカーなどによる事件も増加し、多様な対応・対策が求められています。

このような犯罪を未然に防ぐため、行政、警察、消防、大学、企業、ボランティア団体(住民、団体を含む)など各関係機関が連携し、地域全体で防犯活動に取り組む体制づくりや、平成18年に導入した青色回転灯装備車^{*3}の整備をさらに充実させ、防犯専門官によるパトロールや区自治会・校区自治協議会などと協力し防犯パトロールや登下校時の見守り活動をさらに広めていく必要があります。

また、犯罪発生を抑止効果が期待できる地域見守りカメラ^{*4}や防犯灯を自治会や警察署と協議し整備していく必要があります。

加えて不幸にも犯罪の被害者となられた方に対する支援の充実も求められています。

市民の生活を脅かす暴力団の排除を含む暴力追放に県、警察署及び「太宰府市暴力追放推進市民協議会」をはじめ地域住民と協働して、「太宰府市安全・安心のまちづくり推進条例」に基づき、現在行っている「暴力団追放三ない運動プラスワン^{*5}」を基本とした活動を今後もさらに充実させ、地域の暴力追放に対する意識の高揚と犯罪抑止機能の向上を図り、今後も継続して取り組んでいく必要があります。

【基本方針】

市民の安全を守るため、行政、警察、消防、大学、企業、ボランティア団体(住民、団体を含む)などや地域住民などと連携し、地域の防犯意識の高揚と犯罪抑止機能の向上を図るとともに、暴力追放に取り組みます。

【後期基本計画成果指標】

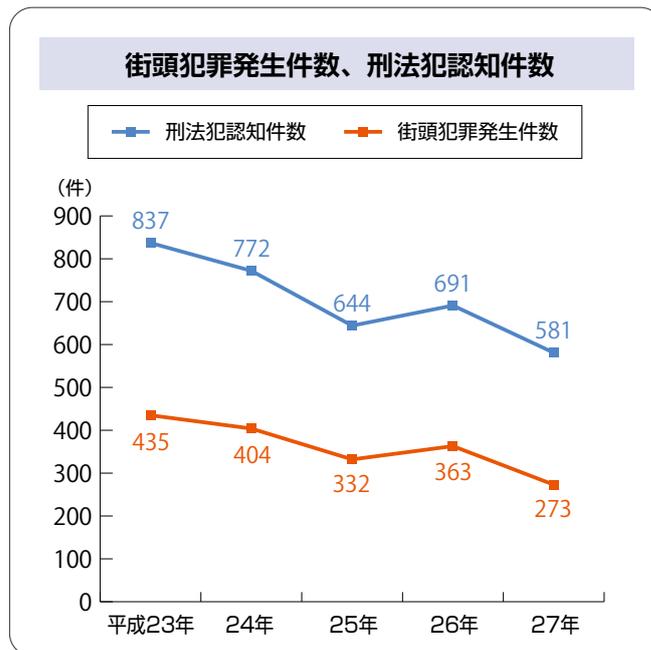
指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
市民満足度	3.16 /6.00	3.50 /6.00	市民意識調査から

【前期基本計画成果指標の推移】

指標	基準値(平成21年度)	前期基本計画		備考
		目標値(平成27年度)	実績値(平成26年度)	
刑法犯認知件数 ^{*6}	1,164件	800件	691件	
街頭犯罪発生件数	728件	500件	363件	

【施策実現に向けた取組】

No.	基本事業	概要		
01	防犯体制の整備充実	○不審者や犯罪発生などの防犯情報を積極的に提供し地域の防犯意識の向上を図ります。 ○地域見守りカメラや防犯灯について自治会、警察と協議し、整備充実します。 ○青色回転灯装備車の整備をさらに充実させ、防犯パトロールなど自治会等の各種防犯活動を支援します。 ○関係団体との連携を密にし、犯罪の被害者となられた方への支援の充実に取り組みます。		
		指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)
	刑法犯認知件数	691件	622件	
02	暴力追放運動の推進	○利用しない・恐れない・金を出さない・交際しないの暴力団追放「暴力団追放三ない運動プラスワン」を推進します。 ○「太宰府市安全・安心のまちづくり推進条例」に基づき、警察、住民、事業所と連携し暴力団排除に取り組みます。		
		指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)
	市民協議会会員数	50	55	



<用語解説>

- ※1…**街頭犯罪**：ひったくりや路上強盗、自動車盗、自転車盗など主に街頭にて発生する犯罪の総称。
- ※2…**ニセ電話詐欺**：身内(子や孫)、会社員、警察官などいろいろな立場になりましたニセ者(犯人)が、電話を悪用して行う詐欺のことを福岡県警察では「ニセ電話詐欺」と呼ぶ(他県では、振り込め詐欺や特殊詐欺などと呼んでいる)。
- ※3…**青色回転灯装備車(通称：青バト)**：青色回転灯を装備した車両で、警察及び陸運局の承認を受けて、防犯団体などが地域の自主的な防犯パトロールに使用できるもの。
- ※4…**地域見守りカメラ**：犯罪等の抑止を目的として撮影及び記録するために設置するカメラ装置で、録画機能を備えるもの。
- ※5…**暴力団追放三ない運動プラスワン**：暴力団を利用しない・恐れない・金を出さないという3つの行動指針にさらに「交際しない」という原則を加え、暴力団など反社会的勢力を社会から追放するために全国的に展開されている運動。
- ※6…**刑法犯認知件数**：刑法をはじめとする、特定の法律において規定されている犯罪の発生件数。

交通安全対策の推進

【現状と課題】

近年、車両保有・運転免許保有数の増加、県道などの道路網の整備や市民の日常生活圏・購買形態の変化に加え、史跡・名所等に年間数多くの観光客が訪れることなどから、市内各所で著しく交通量が増大しています。

交通安全対策の一環として毎年、福岡県が年4回実施する交通安全県民運動に合わせ、筑紫野警察署、交通安全指導員と連携し、駅や市内各スーパー等で街頭啓発等を実施しています。特に、年末の交通安全県民運動では、さらに太宰府天満宮や事業所と協力し、「セーフティステーション」を設け、ドライバーに対して飲酒運転の撲滅と安全運転の広報活動を実施しています。

交通安全対策には、市民一人ひとりの正しい交通ルールの知識が必要であり、交通安全意識の高揚を図るため、関係機関との連携により、街頭での啓発や事業所への啓発活動を行う必要があります。

さらにこれまで主に小学校において実施してきた交通安全教室について、子どもから高齢者までの交通安全啓発や教育を進めるために、警察、交通安全指導員と連携し、多くの人が交通安全教室を受講できる事業体制を整備していく必要があります。

また、歩行者の安全確保のため歩道が確保できない踏切や通学路の路側帯^{*1}の緑色着色や交通事故が多発する交差点内の赤色着色による運転者への注意喚起など、誰もが安全で快適に利用できるようユニバーサルデザイン^{*2}を推進し、道路交通環境の整備を推進していく必要があります。

【基本方針】

道路交通安全施設の整備改善を進め、正しい交通ルールの啓発や交通マナーの向上を推進し、交通安全意識の高揚を図ります。

【後期基本計画成果指標】

指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
市民満足度	2.86 /6.00	3.25 /6.00	市民意識調査から

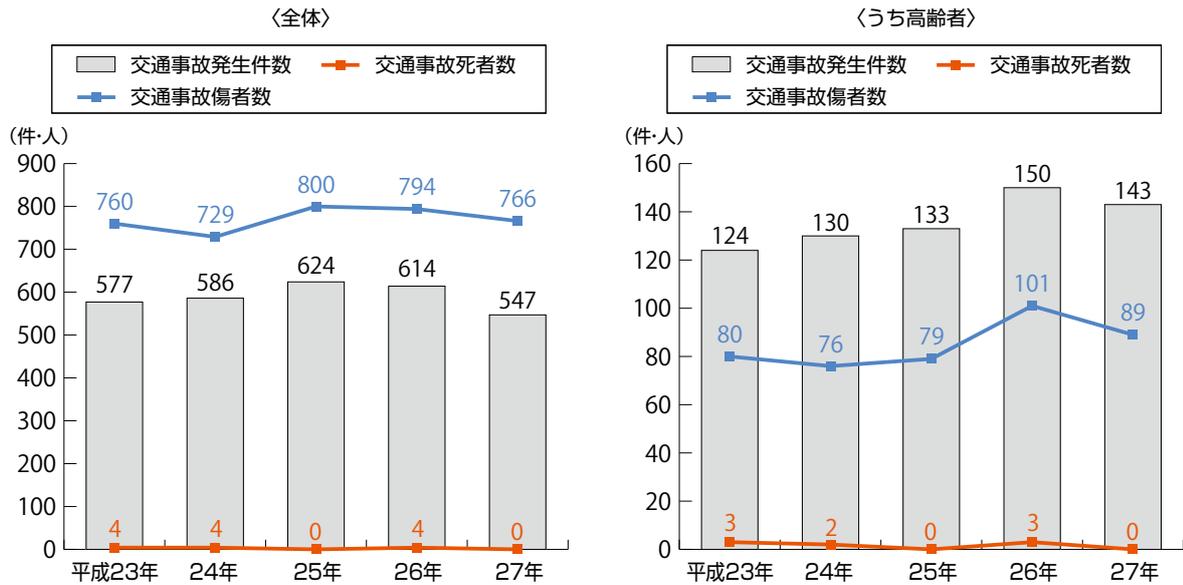
【前期基本計画成果指標の推移】

指標	基準値(平成21年度)	前期基本計画		備考
		目標値(平成27年度)	実績値(平成26年度)	
交通事故発生件数 (うち高齢者)	675件 (128件)	500件 (100件)	614件 (150件)	

【施策実現に向けた取組】

No.	基本事業	概要		
01	交通安全教育・啓発の推進	○交通安全運動をはじめ、地域・警察・交通安全指導員・自治会等と連携し、交通安全教室の開催や街頭指導、実践活動等を通じて、市民の交通安全意識を高めます。 ○自転車、電動車椅子等を含む交通マナーの啓発に努めます。 ○飲酒運転撲滅などの交通安全運動の推進を図ります。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	交通安全教室開催数	7件	11件	
02	交通安全施設の整備	○ガードレール等の道路の安全施設の整備を充実します。 ○信号機、横断歩道等の設置を警察に要望します。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	交通事故発生件数	614件	553件	

交通事故発生件数、死者数、傷者数の推移



<用語解説>

※1…**路側帯**：歩道がない車道の端に設けられた、歩行のための帯状の部分。

※2…**ユニバーサルデザイン**：文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用できる施設・製品・情報の設計(デザイン)のこと。

安全な消費生活の推進

【現状と課題】

経済社会の高度情報化、グローバル化などにより、消費者を取り巻く環境は大きく変化しています。

このことは、消費者にとって商品やサービスの選択肢が格段に広がるなどの利便性を高めています。その反面、携帯電話やパソコンを利用した悪質業者によるワンクリック詐欺^{*1}など、消費者を不安に追い込む悪質な事件は、なおも多く発生しています。

また、商品の購入に際しては種類、サービスの多様化により、契約手続きもそれに合わせて複雑、多様化しており、トラブルが増大する可能性が高まっています。

このような状況のなか、本市では、消費生活相談員による消費生活相談窓口の開設日を平成27年度より週3日から4日に増やすとともに、多重債務無料相談の開設、広報紙への関連記事掲載など継続して行っています。

今後、消費者を取り巻く環境は、益々複雑、多様化するとともに、悪質業者の参入とその巧妙化する手口により、さらに厳しくなることが考えられます。国、県とも連携を図りながら、消費生活のトラブル発生や拡大防止のために、消費者への効果的な啓発及び消費生活相談室をはじめとした相談窓口体制の充実を図る必要があります。

【基本方針】

消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができるよう、「消費者安全法」に基づき、消費生活における被害の発生、拡大の防止のために、消費者事故などの情報提供や相談窓口体制の充実を図ります。

【後期基本計画成果指標】

指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
市民満足度	3.08 /6.00	3.50 /6.00	市民意識調査から

【前期基本計画成果指標の推移】

指標	基準値(平成21年度)	前期基本計画		備考
		目標値(平成27年度)	実績値(平成26年度)	
この一年間に消費生活に関する不安を感じたりトラブルを受けた市民の割合	17.3%	15.0%	18.4%	市民意識調査から

【施策実現に向けた取組】

No.	基本事業	概要		
01	消費生活相談の充実と消費者意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○「国民生活センター」「福岡県消費生活センター」などと連携し、相談体制を充実します。 ○消費生活に関するさまざまなトラブルに対応するため、消費生活相談員による相談事業を充実します。 ○消費者事故などに関する必要な情報を市民に提供し、啓発することで、消費者被害の発生や拡大防止を推進します。 ○若年層における消費者トラブルの増加に備え、大学等との連携を取りながら防止・啓発に努めていきます。 		
		指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)
	この一年間に消費生活に関する不安を感じたりトラブルを受けた市民の割合	18.4%	15.0%	市民意識調査から



訪問販売防止ステッカー



街頭啓発

<用語解説>

※1…**ワンクリック詐欺**：ウェブページ上の特定のアダルトや出会い系サイト、勝手に送られた電子メールに記載されている URL などを1回クリックすると、「ご入会ありがとうございました。」等の文字やウェブページが表示され一方的に契約したことにされて多額の料金の支払いを求められることをいう。なお、双方の同意を得ていない契約はそもそも無効であるため、クリック数には全く関係なく契約は無効である。(=ワンクリック契約)

目標2

安全で安心して暮らせるまちづくり

施策10

安全な消費生活の推進

施策 11

人権を尊重するまちづくりの推進

【現状と課題】

本市では、「太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針」に基づき、人権尊重の視点に立った総合的な人権行政^{*1}を進めています。

人権は、人間の尊厳に基づく固有の権利で、いかなる場合にあっても最優先して尊重されるものですが、部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人など様々な人権問題が存在しており、さらに東日本大震災に起因する差別の発生や、インターネットによる匿名性の高い悪質な人権侵害及びヘイトスピーチは、新たな問題となっています。

市民が正しい認識を持ったうえで人権尊重が実現されるためには、人権教育や啓発による積み重ねが大変重要です。家庭、職場、学校、地域等あらゆる分野で様々な人権問題を語り合うことができる風土づくりと、個人の意識に深く根ざせるような効果的な取組を行っていく必要があります。

また、同和問題の解決にあたっては、平成24年度に実施した「同和問題実態調査^{*2}」の結果を多角的に分析し、課題の把握を行い、正しい理解促進のための啓発や教育及び生活の実態に即した政策を打ち出すことが必要です。

人権課題の解決に向け、行政のあらゆる分野に人権尊重の視点が必要であり、それを担う職員の人権感覚の向上も求められます。また、市民に向けての人権施策の発信や人権啓発の更なる推進のため、法務局や人権擁護委員、地域や関係団体との連携を図ります。さらに、人権啓発の拠点である「太宰府市人権センター」を核とした事業展開のための体制を整備し、人権尊重のまちの形成を図ります。

【基本方針】

一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が共生・共存できる差別のない社会を目指し、人権尊重の視点を備えた施策を総合的に進めます。

【後期基本計画成果指標】

指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
市民満足度	3.32 /6.00	3.75 /6.00	市民意識調査から

【前期基本計画成果指標の推移】

指標	基準値(平成21年度)	前期基本計画		備考
		目標値(平成27年度)	実績値(平成26年度)	
この1年間に人権侵害を受けたことがある市民の割合	2.8%	1.0%	2.8%	市民意識調査から
同和問題をはじめあらゆる人権が尊重されていると感じる市民の割合	80.3%	90.0%	77.8%	市民意識調査から

【施策実現に向けた取組】

No.	基本事業	概要		
01	人権啓発の充実	○関係機関や事業所、地域などと連携・協働し、幅広い人権啓発を進めます。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	この1年間に人権侵害を受けたことがある市民の割合	2.8%	1.0%	市民意識調査から
	街頭啓発等を実施した対象人数	4,384人	4,900人	
02	人権教育の推進	○人権尊重の意識や人権への関心向上のため、家庭、職場、学校、地域などのあらゆる分野を通して効果的な人権教育を推進します。 ○人権行政の担い手である職員及び教育に関わる教職員の人材育成や人権感覚の向上に努めます。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	「人権を尊重するまちづくりの推進」事業の重要度	3.80	4.00	市民意識調査から
03	同和問題の解決	○「同和問題実態調査」の分析を行い、同和地区住民の教育、健康、福祉、就労などの課題解決に向けた取組を進めます。 ○「同和問題に関する意識調査」を基に課題を整理し、同和問題の正しい理解促進に努めます。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	同和問題をはじめあらゆる人権が尊重されていると感じる市民の割合	77.8%	90.0%	市民意識調査から



人権擁護委員と市内の小学生で育てた
人権の花「ひまわり」



人権擁護委員による人権教室

<関連する計画>

- ・ 太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針(平成28年3月)
- ・ 太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針に基づく実施計画(平成28年3月)

<用語解説>

- ※1…**人権行政**：市政において日常の業務はもちろんのこと、すべての施策の企画から実施までの全過程を通じ、人権尊重の視点から推進していくこと。
- ※2…**同和問題実態調査**：同和問題に関する市民意識や同和地区の生活実態の現状を把握し、今後の人権・同和行政の方向性を見出すための調査で、「同和問題に関する意識調査」と「同和地区住民生活実態調査」からなる。

目標3

豊かな心を育みふれあいを
大切にするまちづくり

施策
11

人権を尊重するまちづくりの推進

【現状と課題】

一人ひとりが性別に関わらず、多様な生き方を選択できる男女共同参画社会の実現に向け、「太宰府市男女共同参画推進条例」及び「第2次太宰府市男女共同参画プラン」に基づいた総合的な取組を進めています。

しかし、男女の役割を一律に性別で決める「固定的性別役割分担^{*1}」を肯定する考えは、意識調査等の結果からも依然として存在しており、性別にとらわれない男女の自由な生き方や能力発揮を阻む要因ともなっています。

こうしたことから、長期継続的な啓発・広報活動と併せ、市民が男女共同参画を身近なこととして考えられるような充実した学習機会の設定や事業展開が必要となっています。

DV（ドメスティック・バイオレンス）^{*2}被害者の保護に関しては、相談内容が複雑化していることから、相談しやすい体制づくりに努めるとともに、関係課、関係機関と連携した迅速な対応が求められています。DV防止対策には、市民啓発や被害者救済窓口の周知が必要であり、特に近年にみられるDVの低年齢化（デートDV^{*2}）予防には、若年層に向けた教育に取り組む必要性もあります。

また、平成28年4月に名称・用途を変更する「男女共同参画推進センタールミナス」では、専門性を発揮した、男女が共に利用しやすい施設運営を図ることが求められています。

男女が共に参画し、豊かな視点をまちづくりに反映させていくために、政策・方針決定過程への女性参画の拡大を図るとともに、ワーク・ライフ・バランス^{*3}の推進や、男性・子どもにとっての男女共同参画など、様々な分野における課題解決と推進のため、市民や事業者等と男女共同参画の視点に立って共に考え、共に取り組むことが必要です。

【基本方針】

社会のあらゆる分野において、男女が共に参画し、責任と喜びを分かち合い、性別に関わらず個人の能力と個性が発揮できるまちづくりを進めます。

【後期基本計画成果指標】

指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
市民満足度	3.21 /6.00	3.50 /6.00	市民意識調査から

【前期基本計画成果指標の推移】

指標	基準値(平成21年度)	前期基本計画		備考
		目標値(平成27年度)	実績値(平成26年度)	
男は仕事、女は家庭という役割分担意識を持たない市民の割合	60.5% (男性56.4%) (女性64.3%)	65.0% (男性60.0%) (女性70.0%)	64.4% (男性60.8%) (女性70.0%)	市民意識調査から
市における各種審議会委員等の女性登用率	26.5%	37.0%	27.3%	

【施策実現に向けた取組】

No.	基本事業	概要		
01	男女共同参画の啓発	○男女共同参画社会の実現に向け、家庭、職場、学校、地域等あらゆる分野に対して、啓発や広報活動及び教育を実施します。 ○DV防止のための啓発と被害者支援のための相談窓口の周知を積極的に行います。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	男は仕事、女は家庭という役割分担意識を持たない市民の割合	64.4%	70.0%	市民意識調査から
02	男女共同参画拠点施設の機能強化	○「男女共同参画推進センタールミナス」を、男女共同参画の拠点施設としての機能の充実を図ります。 ○男女共同参画に関する講座や設備の充実を図り、男女問わず誰もが利用しやすい運営に努めます。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	ルミナスの利用者数	31,086人	32,640人	
03	男女が共に参画する機会の促進	○政策・方針決定過程に女性の参画を進めていくため、審議会・委員会等の委員に積極的に女性を登用します。 ○地域社会における男女共同参画推進のため、理解促進を図ります。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	市における各種審議会委員等の女性登用率	27.3%	40.0%	



男女共同参画推進センター ルミナス

<関連する計画>

- ・ 第2次太宰府市男女共同参画プラン(平成25年5月)

<用語解説>

- ※1…**固定的性別役割分担**：「男は仕事、女は家事・育児」など性別によって役割を決めてしまうこと。
- ※2…**DV(ドメスティック・バイオレンス)・デートDV**：配偶者や交際相手の間で行われる暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的暴力や経済的暴力などが含まれる。特に交際相手間で起こるものを「デートDV」と呼ぶ。
- ※3…**ワーク・ライフ・バランス**：「仕事と生活の調和」のことで、仕事、家庭生活、地域生活などを自分の希望するバランスで展開できる状態をいう。

目標3

豊かな心を育みふれあいを大切にするまちづくり

施策
12

男女共同参画の推進

【現状と課題】

本市では、「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」学べる生涯学習都市の実現に向けて、各種教養講座や教室などを開催し、市民の学習機会の充実を図っています。

主な事業として、知識や教養を高めるための「まほろば市民大学」事業や学習意欲を高めるための「行政出前講座」などを行っています。

その様な中において、学習施設の充実や各種講座情報をまとめた「文化情報ガイドブック」をはじめ、多様な媒体を活用して情報提供の推進を図り、誰もが気軽に参加出来るような環境づくりを進めていく必要があります。

また、市内にある大学及び短期大学と連携した「太宰府キャンパスネットワーク会議」を組織し、大学の各種講座などの開催や図書館の開放により、市民の学習機会を広げるとともに、小学校に出向いてのパソコン指導など、地域に密着した活動を行っています。

市内の学習拠点施設として、いきいき情報センター、中央公民館や地区公民館などがあり、その中でも市民図書館については、生活に必要な情報や自身を高める知識・教養を求める市民のために、広い分野にわたる図書館資料の収集や提供を行っています。また、イベントの開催など、様々な形での利用の促進を図るとともに、読書相談やレファレンス^{*1}に積極的に取り組み、市民の主体的な学習活動を支援しています。

さらに市内施設間の密接な連携を図るとともに、九州国立博物館との連携を強化し、幅広い分野の学習機会の提供に努めます。

本市の生涯スポーツについては、「太宰府市スポーツ振興基本計画」に基づきスポーツ施策を実施しています。また、本基本計画後期計画の策定にあたっては、「太宰府市運動・スポーツに関する市民意識調査」を行い市民ニーズに見合う計画を策定しました。

屋内外のスポーツ施設も計画的に整備中であり、今後は「地域スポーツ」「競技スポーツ」「青少年スポーツ」の領域において、太宰府よか倶楽部、太宰府市体育協会、太宰府市スポーツ少年団、(公財)太宰府市文化スポーツ振興財団などスポーツ関係者のネットワーク強化を図る必要があります。

【基本方針】

市民が生涯にわたって主体的に学習活動を継続でき、その成果を地域で発揮できる環境づくりのため、学習機会の拡充、情報の提供、指導者の育成、施設整備を行っていきます。

【後期基本計画成果指標】

指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
市民満足度	2.98 /6.00	3.25 /6.00	市民意識調査から

【前期基本計画成果指標の推移】

指標	基準値(平成21年度)	前期基本計画		備考
		目標値(平成27年度)	実績値(平成26年度)	
日頃から学習テーマを持って学習に取り組んでいる市民の割合	16.2%	20.0%	15.0%	市民意識調査から
日頃からスポーツに取り組んでいる市民の割合	33.9%	40.0%	43.3%	市民意識調査から
市民1人当たりの貸出冊数	8.5冊	10.0冊	7.6冊	市民図書館貸出実数

【施策実現に向けた取組】

No.	基本事業	概要		
01	生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○市民が生涯にわたり主体的に学習活動が継続できるよう、学習機会の拡充や情報の提供、指導者の育成を推進します。 ○いきいき情報センターの機能向上と市民の学習活動の充実を図ります。 		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	日頃から学習テーマを持って学習に取り組んでいる市民の割合	15.0%	20.0%	市民意識調査から
02	「太宰府キャンパスネットワーク会議」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○市内大学などが持つ知的・人的資源を活かした連携事業を進めます。 ○大学と地域社会の交流を進めます。 		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	大学と協力、連携した事業数	34件	50件	
03	公民館事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の学習ニーズを的確にとらえた講座などを企画、運営します。 ○受講生に講座などで培った教養・技能を地域に還元する意識を育てます。 ○地区公民館活動が活発になるように、整備の充実に努めます。 		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	地区公民館1館あたりの平均利用団体数	11団体	23団体	
04	図書館機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○広い分野の資料収集とその利用を促進します。 ○読書案内や相談、レファレンスを行います。 		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	市民1人あたりの貸出冊数	7.6冊	10.0冊	市民図書館貸出実数
05	生涯スポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○週1回以上のスポーツ実施率の改善を図ります。 ○スポーツ未実施者のライフステージに応じた機会の提供を行います。 ○様々な形でスポーツを支えるコーディネーターの育成・支援を行います。 ○誰もが楽しく快適にスポーツ活動を行っていくための施設整備、用具等の充実を図ります。 		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	市民(成人)の週1回以上のスポーツ実施率	40.9%	50.0%以上	市民意識調査から

＜関連する計画＞

- ・ 太宰府市スポーツ振興基本計画後期計画(平成27年12月)

＜用語解説＞

※1…レファレンス：図書館の資料を使って調査支援を行うこと。

社会教育の推進

【現状と課題】

核家族化や人口異動の激しさなどにより地域社会で起きている人間関係の希薄化は、子どもたちの心の豊かさの欠如にもつながり、いじめや不登校、非行、犯罪の低年齢化など、深刻な問題となっています。その解決には、保護者、学校・教育関係者、地域住民、青少年育成関係団体、企業やNPOなどの様々な人々と団体との連携、協働が不可欠です。

県では「福岡の教育ビジョン^{*1}」を実現するため、子どもに関わる一人ひとりの教育力を高めるとともに、家庭、学校、地域が主体的にそれぞれの教育力を高めながら、志をもって意欲的に学び、自立心と思いやりの心を持つ、たくましい子どもを育成していく取組を行っています。

本市においても、地域のリーダーとなるような若者の育成と若者の活躍の場などの確保や居場所づくりのため「心身ともにたくましい青少年を育てよう」を合言葉に、子ども会による健全な子どもの育成指導をはじめ、子どもが気軽に集うことができる居場所としてのアンビシャス広場づくり事業^{*2}、団体行動による責任感、自主性、協調性を学ぶ少年の船事業など、青少年の地域活動への参加を奨励する社会教育事業を行っています。

また、家庭や地域の教育力の向上を目指すための家庭教育学級^{*3}や子ども会活動などがありますが、家庭教育学級の参加者や子ども会への加入率は年々減少傾向にあります。これらの参加者や加入者が増加するよう内容等のさらなる充実を図りながら、関係する団体とも連携を取り、次代を担う子どもたちを育成していく必要があります。

さらに、青少年の非行化防止を図るために学校、補導員、PTAなどによる夜間補導、市民パトロールを実施するなど、地域ぐるみでの見守り活動を通じた健全で心豊かな青少年の育成・指導を図る継続的な活動が重要となっています。

【基本方針】

家庭、学校、地域との連携とともに、関係団体との協働、支援を図ることにより、地域や家庭の教育力向上に努め、より一層の社会教育の推進を目指します。

【後期基本計画成果指標】

指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
市民満足度	2.93 /6.00	3.25 /6.00	市民意識調査から

【前期基本計画成果指標の推移】

指標	基準値(平成21年度)	前期基本計画		備考
		目標値(平成27年度)	実績値(平成26年度)	
子ども会加入率	72.0%	80.0%	63.1%	
刑法犯少年検挙補導者数	75人	45人	34人	

【施策実現に向けた取組】

No.	基本事業	概要		
01	家庭や地域の教育力の向上	○工夫を凝らした講座を開講します。 ○家庭教育学級の自主運営を目指します。 ○社会教育委員から教育委員会へ地域の取組調査に基づいた地域づくりの提言をまとめます。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	家庭教育学級加入者数	198人	250人	
02	青少年育成事業の実施と団体の育成	○子ども会活動の活性化を支援します。 ○新成人代表が企画に加わった成人式を実施します。 ○社会教育関係団体を育成し連携を図ります。 ○豊かな心を育てるアンビシャス運動を支援します。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	子ども会加入率	63.1%	72.0%	
03	青少年対策事業の支援	○補導連絡協議会との連携を図ります。 ○青少年育成市民の会との連携を図ります。 ○店舗の立入調査等を行い、青少年育成により良い環境をつくります。 ○筑紫野警察署と連携して適切な指導・助言を行います。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	刑法犯少年検挙補導者数	34人	30人	



子ども会活動



子ども会活動

<用語解説>

- ※1…**福岡の教育ビジョン**：福岡がめざす子ども(志を持って、意欲的に学び、自立心と思いやりの心を持つ、たくましい子ども)を育成するための基本的な指針。
- ※2…**アンビシャス広場づくり事業**：子どもたちが地域の中で自由に集い異年齢の友達と集団で遊んだり、様々な体験をしたり、地域の高齢者や大人とかがわることができるような子どもたちの「居場所」を作り、地域の人々の協力を得ながら地域ぐるみで子どもを育成する基盤づくりを目指すもの。
- ※3…**家庭教育学級**：小中学校に通う子を持つ親に家庭教育の重要性を啓発することを通して各家庭の教育力の向上を目指すべく、家庭教育に関する学習を計画的・継続的かつ集団的に行う事業。

目標3

豊かな心を育みふれあいを大切にするまちづくり

施策
14

社会教育の推進

学校教育の充実

【現状と課題】

学習指導要領の改訂に向け、近年急激に変化する社会情勢に対応すべく、学力向上、道徳の教科化、外国語活動の導入の早期化など知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を身に付けさせるための教育改革が行われています。

本市の現状を見ると、平成27年度の全国学力・学習状況調査の結果から、小学校・中学校ともに全教科区分において正答率が全国平均を上回っていますが、主として「活用」に関する問題（B問題）では、記述問題を中心に正答率の低い問題があります。また、質問紙調査の結果から、児童・生徒の道徳性や家庭での生活習慣と学力の関連が非常に高いこともわかり、現在、市立全小・中学校を市のコミュニティ・スクール^{*1}に指定し、学校・家庭・地域が連携、協働し一体となって子どもが育つ地域基盤の形成を目指していることから、さらなるその取組の充実が学力向上の観点から大切であることも明らかになりました。

このようなことから、本市の最重点課題の一つに学力向上を位置づけ、知・徳・体のバランスを取りながら「生きる力」を身に付けた児童・生徒の育成を目指しているところです。

また、知・徳・体の基盤となる食育をさらに充実させるとともに、一部の保護者から要望が出ている中学校給食については、今後調査・研究を行うなど、実現に向けた検討が必要です。

さらに、インクルーシブ教育^{*2}を推進し、配慮を要する児童・生徒へ教育的ニーズに応じた指導・支援ができるように特別支援教育を充実させる必要があります。

市立小・中学校の教育施設整備については、教育の効果を上げるためにもICT機器の導入を促進し、老朽化した校舎についても計画的な改修が必要となっています。

【基本方針】

郷土を愛し、地域とともに生き、自ら生きる力を培うことのできる児童生徒の育成をめざして、「確かな学力」「豊かな人間性」「健やかな体」「郷土を愛する心」を重点目標にさまざまな取組を行います。

【後期基本計画成果指標】

指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
市民満足度	2.75 /6.00	3.00 /6.00	市民意識調査から

【前期基本計画成果指標の推移】

指標	基準値(平成21年度)	前期基本計画		備考
		目標値(平成27年度)	実績値(平成26年度)	
全国的な学力調査との比較	全国の平均値を上回る	全国の平均値を上回る	全国の平均値程度である	教研式CRT検査
全国的な体力調査との比較	全国の平均値をやや下回る	全国の平均値を上回る	全国の平均値を下回る	全国体力・運動能力・運動習慣等調査
不登校児童生徒の割合	小学生0.45% 中学生2.43%	小学生0.25% 中学生1.46%	小学生0.49% 中学生2.53%	

【施策実現に向けた取組】

No.	基本事業	概要		
01	学校運営・改善の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○「地域とともにある学校づくり」を進めるコミュニティ・スクールを推進します。 ○学校評価(学校の自己評価、学校関係者評価)の充実に努めます。 ○学校の課題の解決を支援する学校訪問を実施します。 		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	コミュニティ・スクール推進の進捗状況評価の総合評価	3.05	3.50	
02	学力向上の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○「太宰府市学力向上プラン」の推進を図ります。 ○課題を共有し課題の解決を図る市学力向上委員会を開催します。 ○全国学力・学習状況調査及び福岡県学力実態調査の結果の分析・公表・説明を行い、活用の充実に努めます。 ○校内研究及び研究発表会の充実にための支援を行います。 ○全小中学校で小中連携を活かし、教師が子どもとじっくりふれあう2学期制を実施します。 ○副読本を活用した授業研修会を実施し、「太宰府の歴史と文化を学ぶ」学習を推進します。 ○市民図書館等と連携して豊かな読書習慣を養う読書活動の充実に努めます。 		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	全国的または福岡県内の学力調査との比較	多くの項目で 平均値程度である	全ての項目で 平均値を上回る	全国学力・学習状況調査 及び福岡県学力実態調査
03	心と体づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○学校における人権教育の推進を図ります。 ○道徳の授業の充実にための支援を行います。 ○各学校における体力テストの結果分析を生かした体力向上プランの策定・実践を支援します。 ○食の安全確保に努めるとともに、食に関する指導を通じた食育の充実支援を行います。 ○市内小中学校の交流を深める小学校音楽会、中学校合同演奏会を開催します。 		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	道徳性に関する調査との比較	全国の平均値と 同程度である	全国の平均値を 上回る	全国学力・学習 状況調査
	全国的な体力調査との比較	全国の平均値を 下回る	全国の平均値を 上回る	全国体力・運動能力・ 運動習慣等調査
04	問題行動等解決のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめやネット犯罪等を含む暴力等の問題行動等の防止・対応・解決のための支援を行います。 ○不登校等解消の取組を充実させます。 ○学校から体罰を一掃し、体罰によらない指導を徹底します。 ○生徒指導連絡協議会を開催し、問題行動等に関する情報交換を行い、指導の連携を図ります。 		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	いじめの解消率	97.0%	100%	
	不登校児童生徒の出現率と復帰率	小学生0.49%(20.0%) 中学生2.53%(58.9%)	小学生0.40%(30.0%) 中学生2.00%(40.0%)	()内復帰率

目標3

豊かな心を育みふれあいを大切にするまちづくり

施策
15

学校教育の充実

No.	基本事業	概要		
05	インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進	○きめ細かな就学相談・支援体制を充実させます。 ○インクルーシブ教育システム構築に向けての環境整備を行います。 ○小中学校における特別支援教育の充実を図ります。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	「通常学級における個別の指導計画」を作成した割合	72.5%	100%	
06	教職員の資質向上	○人材育成及び指導充実のための研修会を実施します。 ○綱紀粛正の徹底及び現代的教育課題に対応した指導と研修を充実させます。 ○教職員が日常の教育実践や研究成果を発表する地区・県教育論文に積極的に応募できるように、教育論文の執筆指導を行います。 ○指導資質の向上を目指す個人研究の場である筑紫教育研究所の研修の支援を行います。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	教職員の資質向上に関する市主催研修会における自己評価の平均値	2.5	3.5	自己評価アンケート(4段階)
	区・県の教育論文入賞者率	8.7%	10%	
07	学校教育環境の整備・充実	○小中学校校舎の大規模改造計画に基づき、工事を行います。 ○小中学校のICT環境 ^{※3} を充実し、教育の情報化を推進します。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	大規模改造を実施した棟数の割合	43%	65%	

<関連する計画>

- ・ 太宰府市教育施策要綱(毎年4月に見直し)
- ・ 太宰府市いじめ防止基本方針(平成27年2月)

<用語解説>

- ※1…**コミュニティ・スクール**：学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める学校の仕組み。
- ※2…**インクルーシブ教育(システム)**：障がいのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、一人ひとりの教育的ニーズに応える支援を提供できる多様で柔軟な仕組み。
- ※3…**ICT環境**：ICTとは、Information and Communication Technology(インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の略である。日本語では一般に“情報通信技術”と訳される。デジタルテレビとパソコン・実物投影機等との連携、パソコン・校内LANを通じたインターネットの活用等により、わかりやすい授業の実現、子どもたちの情報活用能力の育成を図ることである。

小・中学校の状況

(単位:人・級)

学校名	設置年月	児童生徒数	学級数
太宰府小学校	明治7年3月	572 (22)	22 (4)
水城小学校	明治7年5月	663 (16)	24 (4)
水城西小学校	昭和47年4月	828 (14)	27 (3)
太宰府南小学校	昭和51年4月	376 (3)	13 (1)
太宰府西小学校	昭和55年4月	785 (7)	25 (2)
国分小学校	昭和57年4月	589 (7)	20 (2)
太宰府東小学校	昭和59年4月	337 (5)	14 (2)
小学校計		4,150 (74)	145 (18)
学業院中学校	昭和22年4月	776 (9)	23 (2)
太宰府中学校	昭和54年4月	357 (10)	13 (3)
太宰府西中学校	昭和60年4月	548 (6)	17 (2)
太宰府東中学校	昭和62年4月	249 (3)	10 (2)
中学校計		1,930 (28)	63 (9)
合計		6,080 (102)	208 (27)

平成27年5月1日現在 () は特別支援学級で内数



コミュニティ・スクール



コミュニティ・スクール

目標3

豊かな心を育みふれあいを大切に
するまちづくり

施策

15

学校教育の充実

施策 16

文化芸術の振興

【現状と課題】

平成25年7月に中央公民館では、文化芸術の振興のため新たに主催事業を展開し、これまで以上に多くの市民に親しんで活用されるよう、中央公民館、市民図書館の愛称を「プラム・カルコア太宰府」と決定し、市民の交流拠点として、また文化芸術の発信拠点として新たに出発しました。

なお、文化芸術の発信拠点施設の場として市民が安心して快適に利用できるよう施設の改善、充実を図っていく必要があります。

また、市民が健康で、いきいきと暮らせる文化あふれる豊かなまちづくりを目指し、平成26年3月に太宰府市文化振興審議会答申「太宰府市文化芸術振興基本指針（ルネサンス宣言）」を受け、文化芸術活動の活性化に動き始めました。

今後は、文化芸術に係る知識や経験豊富な人材、文化芸術活動を指導する人材を幅広く求めるとともに、各文化施設との連携をはじめ「（公財）太宰府市文化スポーツ振興財団」や「太宰府市文化協会」などとも連携・協働を進めることが重要です。

さらに、市民の誰もが容易に文化情報を入手できるよう、情報の共有や地域にある多様な文化芸術活動の情報収集を行い、情報発信を行っていく必要があります。

郷土の歴史理解と市民文化の形成を図る『太宰府市史』の編さんは、平成17年3月に全巻完結しました。この事業の過程で、地域資料に併せて歴史資料としての行政文書の重要性を認識し、平成26年4月、太宰府地域の歴史研究と行政文書の整理・保存を担う太宰府市公文書館を設置しました。

公文書館は、歴史的資料を収集・保存・公開するだけでなく、「太宰府学」研究の中核施設となることが市民からも期待されています。これからは市民による活用という点にさらに重点を置き、市民に頻繁に足を運んでもらえる施設づくりを目指すと同時に、館外でも研究成果を講座、展示などで、積極的に情報発信していきます。また遠方の利用者や高齢者の利便性を考え、デジタルアーカイブズ^{※1}化も検討していきます。

【基本方針】

文化芸術に接する機会の充実を図り、市民が気軽に文化芸術活動に参加できるような環境づくりに努めます。

【後期基本計画成果指標】

指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
市民満足度	3.48 /6.00	3.75 /6.00	市民意識調査から

【前期基本計画成果指標の推移】

指標	基準値(平成21年度)	前期基本計画		備考
		目標値(平成27年度)	実績値(平成26年度)	
文化芸術活動を月数回以上行っている市民の割合	14.5%	20.0%	15.0%	市民意識調査から

【施策実現に向けた取組】

No.	基本事業	概要		
01	文化芸術活動の充実	○市民の文化芸術活動の向上のため、文化芸術に接する機会の提供と多様な媒体を活用し情報提供を行います。 ○文化芸術活動を奨励し、多様な文化芸術活動に参加し創造することができるよう「(公財)太宰府市文化スポーツ振興財団」や「太宰府市文化協会」などと連携・協働し、文化振興の推進体制を充実します。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	文化芸術活動を月数回以上行っている市民の割合	15.0%	20.0%	市民意識調査から
02	市史の活用	○市史編さんの過程で収集した資料や行政資料の整理、保存、公開及び新規資料の調査研究を行います。 ○市民講座の開催や分かりやすい資料の作成など広く市民にその成果を提供します。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	行政資料及び地域資料の公開目録数	3,200件	20,000件	



太宰府市民文化祭



太宰府市史 全13巻14冊

<関連する計画>

- ・ 太宰府市文化芸術振興基本指針「ルネサンス宣言」(太宰府市文化振興審議会答申)(平成26年3月)

<用語解説>

※1…デジタルアーカイブズ：所蔵資料等を電子データ化したもの。

目標3

豊かな心を育みふれあいを大切にすまちづくり

施策
16

文化芸術の振興

施策 17 生活環境の向上

【現状と課題】

本市では、「水質汚濁防止法」などの各種法律に定める基準値を大幅に超えるような典型7公害^{*1}の発生はないものの、適切に管理されていないあき地、空家^{*2}などの雑草や樹木の繁茂、ごみの不法投棄や野外焼却による悪臭、ペットの鳴き声やフンの始末など、市民モラルなどに起因する身近な生活環境に対する苦情が多く、これまで広報紙やホームページなどを通じ定期的にマナーアップに関する啓発を行ってきましたが、多様化するライフスタイルに応じた、より効果的な啓発の手段や広報内容の充実を図る必要があります。

この他、国内外からの観光客が訪れる場所でもポイ捨てや路上喫煙などの問題が発生していることから、市民だけでなく事業者や来訪者に向け地域と連携した環境マナーアップの啓発が求められています。

また、市全域におけるクリーンデーの実施やボランティア団体の清掃活動など、市民と行政が一体となった長年の取組により、環境美化に対する市民意識の高揚や清潔で住みよい環境の保全につながっています。

今後、活動の長期化や地域の高齢化の進展などにより、こうした環境美化活動の継続が課題となっています。

【基本方針】

公害の防止などの生活環境の保全を図るとともに、市民・来訪者のモラルの向上や自主的な活動を促進することで、生活環境の向上を図ります。

【後期基本計画成果指標】

指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
市民満足度	3.04 /6.00	3.50 /6.00	市民意識調査から

【前期基本計画成果指標の推移】

指標	基準値(平成21年度)	前期基本計画		備考
		目標値(平成27年度)	実績値(平成26年度)	
自宅周辺の環境が清潔で衛生的と感じる市民の割合	73.7%	80.0%	81.8%	市民意識調査から
環境マナーが守られていると感じる市民の割合	62.8%	70.0%	72.3%	市民意識調査から
地域の美化活動に参加している市民の割合	52.2%	60.0%	74.9%	市民意識調査から

【施策実現に向けた取組】

No.	基本事業	概要		
01	生活環境の保全	○大気汚染、水質汚濁、騒音、振動などの公害防止に取り組みます。 ○畜犬登録管理や空き地・空家などの適正管理の促進など、生活衛生全般の取組を進めます。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	自宅周辺の環境が清潔で衛生的と感じる市民の割合	81.8%	85.0%	市民意識調査から
02	環境マナーの向上と環境美化の推進	○ごみのポイ捨てやペットの飼い方など、市民・来訪者の環境マナーの向上を図るため、効果的な啓発方法や環境マナーに関する条例の制定を検討します。 ○市民やNPO(法人)・ボランティア団体などが自主的に行う、地域における環境美化活動を促進します。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	環境マナーが守られていると感じる市民の割合	72.3%	74.0%	市民意識調査から



河川美化活動



狂犬病予防集団注射

<関連する計画>

- ・第三次太宰府市環境基本計画(平成23年3月)

<用語解説>

※1…**典型7公害**：人の健康や生活環境に係る被害が生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の7つの公害。

※2…**空家**：建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう。

施策 18 自然共生社会の構築

【現状と課題】

みどりは、地球温暖化の主因である二酸化炭素の吸収をはじめ、生物の生息場所、都市防災の向上、都市景観の形成、水源の涵養、レクリエーション空間の創出など、多面的な機能を有しています。

本市の北東部に位置する宝満山及び四王寺山とその山麓は、その大部分が史跡地、保安林、自然公園に指定され、西部に位置する大佐野の樹林地は大部分が「太宰府市緑地の保全に関する条例」に基づく緑地保護地区に指定されることで、豊かな自然が守られています。しかし、中には風倒木が放置された荒廃森林も多くみられるため、緑地保全と防災の双方の観点からその再生が求められています。さらに、宅地化や土砂の採取などによりみどりが減少している市街地周辺においても、緑化を推進する必要があります。

また、御笠川や鷺田川などの河川及びため池などの水環境は、森から里山、川へとつながる生物生息空間のネットワークを形成し、市民が自然とふれあえる水辺としても貴重なものであるため、今後も安全性に配慮しながらその保全に努めなければなりません。

【基本方針】

自然が有する多面的な機能を市民とともに守り育て、有効に活用しながら、より良い自然環境を次世代へ継承することで、人と自然が共生する社会の構築を図ります。

【後期基本計画成果指標】

指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
市民満足度	3.26 /6.00	3.75 /6.00	市民意識調査から

【前期基本計画成果指標の推移】

指標	基準値(平成21年度)	前期基本計画		備考
		目標値(平成27年度)	実績値(平成26年度)	
自然環境が豊かであると感じる市民の割合	88.1%	93.0%	86.4%	市民意識調査から

【施策実現に向けた取組】

No.	基本事業	概要		
01	みどりの保全と創造	○森林や身近な里山、農地の保全・再生・活用を進めるとともに、次世代へ継承するための担い手づくりを進めます。 ○福岡県森林環境税を活用して、荒廃森林の再生を進めます。 ○地球温暖化の影響に対する「適応 ^{※1} 」として、緑化を進めるなど、豊かなみどりとふれあい空間づくりを進めます。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	緑地公有化率	33.5%	42.9%	
02	水環境の保全と創造	○御笠川や鷲田川などの河川の整備を促進します。 ○ため池などの良好な水辺環境を保全します。 ○親水性に配慮した豊かな水辺とのふれあい空間づくりを進めます。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	河川水質検査のBOD ^{※2} 値	0.9mg/L	0.9mg/L	
03	水とみどりのネットワークづくり	○御笠川と鷲田川沿いや「歴史の散歩道」などの道路沿いに樹木や花などのみどりを配置するなど、水とみどりのネットワークづくりを進めます。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	野鳥や昆虫などとふれあう市民の満足度	48.8%	56.4%	市民意識調査から
	自然環境が豊かであると感ずる市民の割合	86.4%	93.0%	市民意識調査から



四王寺山と宝満山



ビオトープでの体験活動

<関連する計画>

- ・ 第三次太宰府市環境基本計画(平成23年3月)

<用語解説>

- ※1…**適応**：地球温暖化により、すでに起こりつつあるあるいは起こりうる影響に対して、自然や人間社会のあり方を調整するもの(防災対策、ヒートアイランド対策、熱中症対策等)。
- ※2…**BOD**：生物化学的酸素要求量(Biochemical Oxygen Demand)の略称。水のきれいさの指標となるもので、値が大きいほど水質汚濁が著しい。御笠川・鷲田川の河川環境基準値は3.0 mg/L以下。

施策 19 循環型社会の構築

【現状と課題】

これまでの大量生産、大量消費型の社会経済活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な資源循環の阻害に結びついています。

このような状況が続いていけば、天然資源の枯渇や廃棄物処理の限界を迎えることになり、社会経済の持続可能な発展を妨げるおそれがあります。

こうした現状を踏まえ、天然資源の消費を抑制し、環境負荷を低減する循環型社会の構築を実現することが課題となっています。

本市においては、既に有料指定ごみ袋の導入によるごみ減量の推進や、容器包装物などの分別収集、事業所の古紙回収事業、せん定枝の分別収集、ダンボールコンポストの普及啓発など様々なリサイクル推進に取り組んだ結果、一人一日当たりのごみ排出量が年々減少しています。

また学校給食から出る生ごみを堆肥化するため、全市立小学校及びごじょう保育所に生ごみ堆肥化装置を設置し、ごみを減量すると同時に、できた堆肥を学校の花壇などに利用することで、子どもたちへ循環の仕組みを学んでもらう環境教育の取組を行いました。

しかしながら、排出されるごみの中には、まだまだ使える物や価値のある物が含まれており、リサイクルの次の段階として、リデュースやリユースの取組へステップアップを図り、さらなる循環型社会の構築のための仕組みを市民や事業者、学校とともに拡充していく必要があります。

また、自治会での自主的な資源回収や市民団体によるバザー、フリーマーケット、イベントにおけるクリーンステーション^{*1}の取組は、ごみの減量はもとより、市民の3R^{*2}意識の高揚に大きく寄与することから、継続とさらなる発展が望まれます。

可燃ごみについては、福岡市、春日市、大野城市、太宰府市及び那珂川町の4市1町共同で運営する「福岡都市圏南部工場」において、ごみ焼却時の熱を活用した再生可能エネルギー発電を行い、安全かつ適正に処理を行っています。

不燃ごみと粗大ごみについては、「太宰府市環境美化センター」において中間処理と最終処分を安全かつ適正に行っています。

【基本方針】

廃棄物などの発生抑制と適正な循環的利用や処分を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の構築を図ります。

【後期基本計画成果指標】

指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
市民満足度	3.32 /6.00	3.75 /6.00	市民意識調査から

【前期基本計画成果指標の推移】

指標	基準値(平成21年度)	前期基本計画		備考
		目標値(平成27年度)	実績値(平成26年度)	
ごみ排出量 (一人一日当たり)	20,906トン (825g/人・日)	19,000トン (743g/人・日)	20,688トン (793g/人・日)	
リサイクル率 ^{*3}	17.2%	23.0%	17.2%	
古紙等集団回収量 ^{*4}	2,745トン	3,900トン	2,367トン	

【施策実現に向けた取組】

No.	基本事業	概要		
01	ごみの減量	○リデュース、リユース、リサイクルの3Rを推進します。 ○家庭や事業所、地域と一体となってごみの減量を推進します。 ○生ごみ、枝などを資源として、地域で循環できる仕組みづくりを検討します。		
		指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)
	一人一日当たりのごみ排出量	793g/人・日	737g/人・日	
02	リサイクルの推進	○限りある資源を有効利用するために、可燃物、不燃物、ペットボトル、せん定枝などの分別収集を徹底します。 ○再資源化可能な生ごみや古紙などのリサイクルを推進します。		
		指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)
	リサイクル率	17.2%	24.0%	
03	廃棄物の適正処理	○廃棄物の安全かつ適正な処理を行います。 ○周辺環境に配慮しながら廃棄物処理施設の維持管理を行います。 ○広域的連携による廃棄物処理体制の構築を計画的に進めます。		
		指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)
	環境美化センターの地下水の水質	水質基準値未滿	水質基準値未滿	

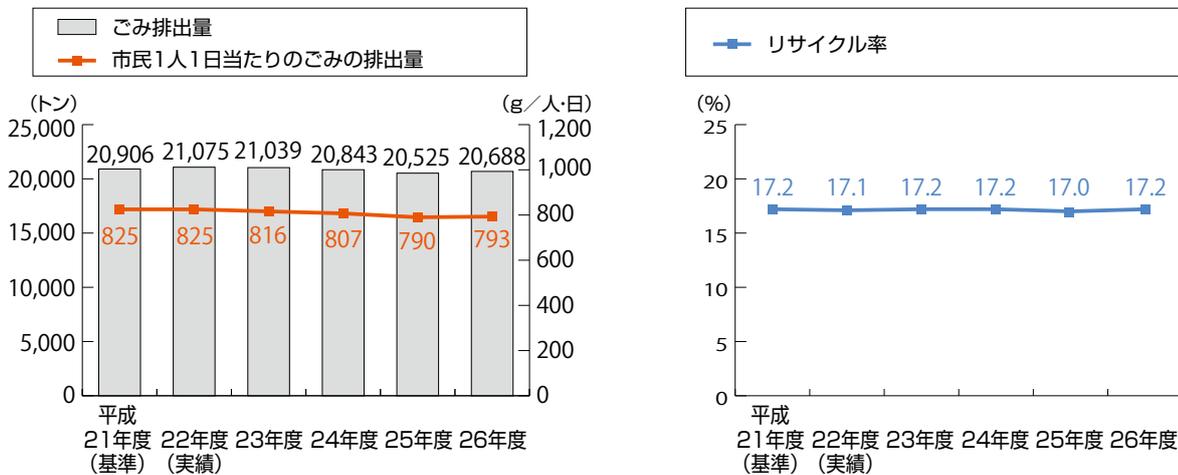
目標4

人と自然が共生する
環境にやさしいまちづくり

施策
19

循環型社会の構築

ごみ排出量とリサイクル率



＜関連する計画＞

- ・ 第三次太宰府市環境基本計画 (平成23年3月)
- ・ 第二次太宰府市一般廃棄物処理基本計画 (平成22年3月)
- ・ 太宰府市ごみ減量推進計画 (平成23年3月)

＜用語解説＞

- ※1…**クリーンステーション**：イベントの来場者が楽しみながら自らごみを分別する参加型の仕組みで、ごみの減量と同時に市民のリサイクル意識啓発につながった取組。
- ※2…**3R**：リデュース(ごみをできるだけ出さないこと)、リユース(ごみにならないように繰り返し使うこと)、リサイクル(ごみなどを資源として再利用すること)を表し、持続可能な循環型社会構築のために提言された行動指針。
- ※3…**リサイクル率**：排出されたごみや集団回収された古紙などの量に対する、それらを再資源化した量の割合。
- ※4…**古紙等集団回収**：自治会、子ども会及びPTAなどが実施する古紙及び古布などの廃品回収。

低炭素社会の構築

【現状と課題】

地球温暖化とは、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガス^{*1}が人為的に大量に排出されることで起こる地球環境に重大な影響を及ぼす問題です。その主因の一つである二酸化炭素の排出量を抑制して低炭素社会を構築することが急務とされており、国は平成32年度までに平成17年度比で3.8%の温室効果ガスを削減するという目標を掲げて対策に取り組んでいます。

本市においては、ごじょう保育所の建て替えに伴って太陽光発電・蓄電設備を設置したほか、公共施設のLED化やグリーンカーテンの設置による省エネ対策を推進しており、自治会や学校などにもグリーンカーテン設置の輪が広がってきています。さらに、交通に起因する温室効果ガスの排出抑制対策として、普及啓発を目的に公用車に電気自動車などを導入し、また、駅周辺のパーク&ライドや駐輪場の整備と維持管理を行うことで、市民に公共交通機関の利用を促進しています。

市民一人ひとりの地球温暖化に対する意識を改革し、省エネに配慮したライフスタイルの見直しといった身近な行動に発展させるためには、今後も行政自らが再生可能エネルギー導入などの先駆的な取組を進めるとともに、市民に対してもさらなる促進を図ることが必要です。

【基本方針】

行政が率先して省エネルギーへの取組や再生可能エネルギー^{*2}導入を進め、市民に対してもさらなる促進を図ります。

【後期基本計画成果指標】

指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
市民満足度	2.85 /6.00	3.25 /6.00	市民意識調査から

【前期基本計画成果指標の推移】

指標	基準値(平成21年度)	前期基本計画		備考
		目標値(平成27年度)	実績値(平成26年度)	
省エネ・省資源を実践している市民の割合	82.1%	90.0%	83.0%	市民意識調査から
市域電力使用量の排出CO2換算量	106,262 t	102,200 t	160,845 t	九州電力(株)調査から
庁舎電力使用量の排出CO2換算量	358 t	300 t	422 t	

【施策実現に向けた取組】

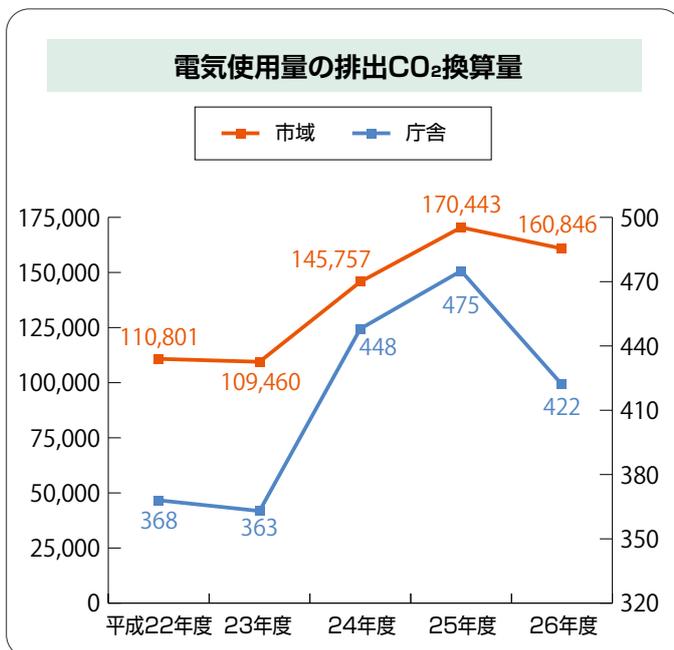
No.	基本事業	概要		
01	省エネルギー対策の促進	○日常生活や事業活動においてエネルギーの消費抑制、効率的利用など、省エネ対策を促進します。 ○公共施設などでの省エネルギー対策など行政が率先して取り組みます。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	省エネルギー・省資源を行っている市民の割合	83.0%	90.0%	市民意識調査から
02	再生可能エネルギー導入の促進	○市民や事業者への情報提供や啓発の充実を図りながら、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を促進します。 ○公共施設などへの再生可能エネルギーの導入について、率先して取り組みます。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	庁舎や学校などの公共施設における再生可能エネルギー導入数	2	4	
03	交通に起因する温室効果ガスの排出抑制	○環境負荷の少ない鉄道やバスなどの公共交通利用や自転車利用を進めます。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	外出の際に徒歩、自転車、公共交通機関などを利用している市民の割合	36.4%	70.0%	市民意識調査から

目標4

人と自然が共生する環境にやさしいまちづくり

施策20

低炭素社会の構築



ごじょう保育所太陽光発電設備

<関連する計画>

- ・ 第三次太宰府市環境基本計画(平成23年3月)

<用語解説>

- ※1…**温室効果ガス**：二酸化炭素やメタン、フロンなど温室効果をもたらす気体の総称。
- ※2…**再生可能エネルギー**：法律で「エネルギー源として持続的に利用することができる」と認められるものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギー。

施策 21 環境教育・学習の推進

【現状と課題】

未来の子どもたちにより良い環境を引き継ぐのは、現代に生きる私たちの責務です。

しかし、現在の社会経済システムや生活・行動様式が、自然の回復力を超えた負荷を与え続けられれば、環境は悪化し、生物多様性も失われることとなります。

このような問題を解決するためには、一人ひとりが大気、水、土、生物がつながっている環境の中で生き、その恵みの中で生活していることを実感し、私たちの社会活動による環境負荷が、地域だけでなく地球全体の環境に大きな影響を及ぼしていることを理解する必要があります。

本市においては、平成23年に策定した第三次環境基本計画に基づき、市民への意識啓発を行うため、様々な切り口から環境問題を捉えた学習会や出前講座を行っており、太宰府市環境美化センターでは、小学生を対象にごみの分別やリサイクルについての体験型学習を実施しています。

また、平成21年から市民参加型で毎年開催している環境フェスタは、NPOや市民団体など様々な主体のネットワークづくりの場にもなっており、校区自治協議会では環境部会が設立され独自の犬のフン対策を検討するなど、地域環境力^{*1}は確実に高まっています。

今後もより多くの市民に環境問題に触れる機会を提供するため、学校や地域において体系的かつ効果的に環境教育・学習を推進するための仕組みづくり、支えるための人づくりを市民団体などと連携しながら取り組む必要があります。

【基本方針】

より良い環境を未来に引き継ぐため、効果的な環境教育・学習の仕組みづくり、支える人づくりを推進します。

【後期基本計画成果指標】

指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
市民満足度	2.97 /6.00	3.25 /6.00	市民意識調査から

【前期基本計画成果指標の推移】

指標	基準値(平成21年度)	前期基本計画		備考
		目標値(平成27年度)	実績値(平成26年度)	
環境学習会や環境講演会などに参加したことがある市民の割合	12.3%	25.0%	15.1%	市民意識調査から

【施策実現に向けた取組】

No.	基本事業	概要		
01	環境教育・学習の総合的推進	○基本指針を定め、環境教育・学習を計画的に推進する仕組みを構築します。 ○環境教育・学習を支えるための人材を育成します。 ○多様な主体と連携し、環境教育・学習を総合的に推進します。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	環境学習会や環境講演会などに参加したことがある市民の割合	15.1%	33.0%	市民意識調査から
02	環境行動の推進	○環境に関する主体的な取組や行動を推進し、地域環境力の向上を図ります。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	地域の美化活動に参加している市民の割合	74.9%	85.0%	



生物多様性の学習



ごみの分別体験「クリーンステーション」



環境フェスタ（市民の森）



打ち水大作戦

<関連する計画>

- ・第三次太宰府市環境基本計画（平成23年3月）

<用語解説>

※1…**地域環境力**：地域において地域資源の把握・活用と主体間の連携を行うことにより、地域が一つの方向性（目標）を共有し、地域における各主体が、より良い環境、より良い地域をつくっていこうとする意識・能力が高まることによって得られる、地域全体としての取組意識や能力の高まり。

施策 22

未来に伝える景観づくり

【現状と課題】

本市には、豊かな自然と数多くの文化遺産があり、福岡市の住宅都市として発展した経緯がありながらも、その素晴らしい景観は他に類を見ないものがあります。

しかしながら、手入れをされていない山々は荒廃し、耕作されていない農地も顕著化しつつあります。また、石碑などの小さな文化遺産の減失も進み、太宰府らしい風情が失われつつあるのもまた事実です。さらに沿道では派手な色彩の建築物や屋外広告物^{*1}が立ち並び、素晴らしい眺望を阻害する要因になっています。

このため、平成22年度に市民と協働で策定した「太宰府市景観まちづくり計画」「太宰府市景観計画」並びに「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例」に基づく建築行為などに関する事前協議、届出・勧告制度を開始し、市民、事業者、確認機関などのご理解ご協力により、計画的かつ着実に施策を進めてきました。また「太宰府市歴史的風致維持向上計画」に基づき、戒壇院通路整備やどんかん道解説広場の整備、ビューポイントサイン整備、歴史的風致^{*2}形成建造物保存修理など、太宰府の歴史を生かした整備事業を精力的に実施してきました。

平成25年に宝満山が史跡指定、平成26年に推定客観跡が特別史跡追加指定されたことに伴い、「歴史的風致維持向上計画」を平成26年度に見直し、今まで以上に、歴史と風情、活力が調和した太宰府らしい景観づくりに、市民、事業者などと協働で取り組んでいく必要があります。

また、屋外広告物をまちの景観・風情をかたちづくる重要な要素として位置づけ、屋外広告物などの規制と誘導を進めるため、「景観計画」において屋外広告物に関する景観形成基準を作成することによって、より良い景観形成を積極的に進めます。

さらに、自然共生の観点から「第三次太宰府市環境基本計画」との連携を、文化遺産を景観資源として活用するという観点から「太宰府市民遺産活用推進計画」との連動をそれぞれ行っていく必要があります。

【基本方針】

太宰府らしい自然景観・まちなみ景観を未来に伝えていくために、市民、事業者などと協働で取り組みます。

【後期基本計画成果指標】

指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
市民満足度	3.09 /6.00	3.50 /6.00	市民意識調査から

【前期基本計画成果指標の推移】

指標	基準値(平成21年度)	前期基本計画		備考
		目標値(平成27年度)	実績値(平成26年度)	
自然が美しいと感じる市民の割合	85.5%	85.5%	85.2%	市民意識調査から
歴史的景観が美しいと感じる市民の割合	91.3%	91.3%	91.7%	市民意識調査から
良好なまちなみと感じる市民の割合	76.8%	80.0%	83.8%	市民意識調査から

【施策実現に向けた取組】

No.	基本事業	概要		
01	景観形成のための仕組みづくり	○屋外広告物をまちの景観・風情をかたちづくる重要な要素として位置づけ、屋外広告物などの規制と誘導を進めるため、「景観計画」において屋外広告物に関する景観形成基準を作成し、より良い景観形成を積極的に進めます。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	自然が美しいと感じる市民の割合	85.2%	90.0%	市民意識調査から
02	景観形成の推進	○「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例」並びに「景観計画」に基づく、建築行為などに関する事前協議・届出制度について今後も啓発活動を進めます。 ○平成23年度に市民の森を中心に航空写真判読などによる植生調査、平成24・25年度は特別史跡大宰府跡周辺樹木の毎木調査 ^{※3} を行いました。これを受け、平成25年度からは詳細調査が終了したところから順次伐採・剪定を計画的に行っています。 ○水路や道路上などに設置された違反広告物を撤去することにより、良好な景観の維持と交通安全の確保を図ります。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	歴史的景観が美しいと感じる市民の割合	91.7%	95.0%	市民意識調査から
03	個性ある地域景観の保全・整備	○平成26年度末に再認定された「歴史的風致維持向上計画」に基づいて、各種事業を計画的に実施します。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	良好なまちなみと感じる市民の割合	83.8%	85.0%	市民意識調査から



歴史的風致形成建造物



整備した小鳥居小路

<関連する計画>

- ・ 太宰府市景観まちづくり計画・景観計画(平成22年12月)
- ・ 太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例(平成22年10月)
- ・ 太宰府市歴史的風致維持向上計画(平成22年11月)
- ・ 第三次太宰府市環境基本計画(平成23年3月)
- ・ 太宰府市民遺産活用推進計画(平成23年3月)

<用語解説>

- ※1…**屋外広告物**：常時又は一定期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、看板・立看板・はり紙及びはり札並びに広告塔・広告板・建物・ネオンその他の工作物などに掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。
- ※2…**歴史的風致**：地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境。
- ※3…**毎木調査**：区画内の個々の木について、樹種・樹高・胸高直径・樹冠の広がり・位置などを記録すること。

目標5

魅力的な生活空間が整い
産業が活気づくまちづくり

施策
22

未来に伝える景観づくり

施策 23

計画的なまちづくりの推進

【現状と課題】

日本は高度成長期を経て、国の都市政策において郊外の住宅地開発が進められました。しかしながら、無秩序・際限のない郊外化は持続可能性^{*1}、自然保護、環境保護の点からも問題であり、さらには道路、上下水道などの公共投資の効率を悪化させ、膨大な維持コストが発生するなど財政負担が大きくなってきました。

このような課題を解決するため、都市郊外化を抑制し、市街地をコンパクト化することによって、住みやすいまちづくりを目指す、コンパクト・シティの考え方を打ち出し、これまでの拡大型から抑制型へと都市政策の転換を図ります。

また、本市では人口減少はまだ見られないものの、昭和30年代から40年代にかけて丘陵地を中心に開発された大型団地では、人口減少や住民の高齢化が進み、あわせて住宅の老朽化や空き家、空き地も徐々に増えてきています。

このようなことから、本市の都市計画の基本となる「太宰府市都市計画のマスタープラン^{*2}」や各種の都市計画についても検証を行い、コンパクト・シティの考え方を取り入れながら将来の人口減少、超高齢社会に対応した見直しが必要となっています。

近年増加している空家問題については、関係部署と連携しながら総合的な対策を進めていく必要があります。

市街地整備については、これまで観世音寺地区、佐野地区の区画整理事業をはじめ、通古賀地区、吉松東地区の組合施行による区画整理が完了し、新市街地を形成しました。

今後は、（仮称）JR太宰府駅設置を含む佐野東地区のまちづくりや西鉄二日市操車場跡地周辺の土地利用のあり方など、市内各地域の特性に応じたまちづくりを検討していく必要があります。

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、既存建築物の耐震診断や改修を総合的かつ計画的に促進することを目的として、平成25年10月に「太宰府市耐震改修促進計画」を策定しました。あわせて、同計画に基づき、平成26年4月から施行の「太宰府市木造戸建て住宅耐震改修補助金交付規則」を策定し、積極的な耐震化を進めます。

平成22年3月に高雄公園が完成し、市内の公園設置については、おおむね完了しました。今後は既存の公園施設の維持補修や更新を継続的に行っていきます。あわせて、公園緑地の保全や緑化の推進等を行い、利用者に安らぎを提供する快適な空間である公園機能の維持管理に取り組んでいきます。

【基本方針】

自然、歴史、文化が調和する太宰府独自の住環境を生かしながら活力とにぎわいのあるまちづくりを進めます。

【後期基本計画成果指標】

指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
市民満足度	2.45 _{/6.00}	3.00 _{/6.00}	市民意識調査から

【前期基本計画成果指標の推移】

指標	基準値(平成21年度)	前期基本計画		備考
		目標値(平成27年度)	実績値(平成26年度)	
道路や公園などの都市基盤が周辺に整えられ、快適で住環境が良いと感じる市民の割合	69.6%	75.0%	73.0%	市民意識調査から
商店や学校、病院などが周辺にあり、生活するうえで便利と感じる市民の割合	69.7%	75.0%	70.4%	市民意識調査から

【施策実現に向けた取組】

No.	基本事業	概要		
01	秩序ある土地利用の推進	○第二次都市計画マスタープラン(平成28年度策定予定)、用途地域指定、今後の人口動向や超高齢社会への対応など、長期的視野に立った施策を検討立案実施します。 ○都市計画法をはじめとした各種法令に基づいて、適切な開発指導を行います。 ○西鉄二日市操車場跡地周辺については、用途地域の見直しを含めて土地利用のあり方を検討します。 ○(仮称)JR太宰府駅設置を含む佐野東地区のまちづくりの実現に向けては、民間施行を基本として、地域住民との緊密な協議を重ねながら進めます。		
		指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)
	道路や公園などの都市基盤が周辺に整えられ、快適で住環境がよと感じる市民の割合	73.0%	75.0%	市民意識調査から
	商店や学校、病院などが周辺にあり、生活するうえで便利と感じる市民の割合	70.4%	73.0%	市民意識調査から
02	木造戸建て住宅耐震化の促進	○木造戸建て住宅の耐震改修の実施に要する費用の一部を補助することによりその実施を促進し、もって地震に強い安全・安心なまちづくりの実現に取り組みます。		
		指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)
	補助件数	3件	7件	

<関連する計画>

- ・ 太宰府市都市計画のマスタープラン(平成10年3月)
- ・ 太宰府市緑の基本計画(平成14年3月)
- ・ 太宰府市公園長寿命化計画(平成23年3月)
- ・ 太宰府市耐震改修促進計画(平成25年10月)

<用語解説>

※1…**持続可能性**：生物資源(特に森林や水産資源)の長期的に維持可能な利用条件を満たすこと。広義には、自然資源消費や環境汚染が適正に管理され、経済活動や福祉の水準が長期的に維持可能なことをいう。
 ※2…**都市計画マスタープラン**：都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」をいう。

施策 24

地域交通体系の整備

【現状と課題】

多くの観光客が訪れる本市は、太宰府市内外への移動をスムーズにするために、生活道路^{*1}や幹線道路の整備と公共交通である鉄道、バスとの連携は重要な課題です。

都市づくりの骨格となる都市計画道路^{*2}については、一定の整備がなされ、未着手路線について検討を行い、平成25年に2つの路線を廃止しました。残る下大利駅東線、塔原太宰府線については近隣市にまたがっているため、関係市と協議しながら事業を進める必要があります。

超高齢社会を踏まえて道路のあり方を考えたとき、バリアフリー化や歩道整備の重要性はますます高まるものと思われます。今後は、歩行者や自転車が最寄りの鉄道駅まで安全に通行できる歩道のネットワーク整備なども検討していく必要があります。

コミュニティバス「まほろば号」は、公共交通として通勤通学、買い物、通院など生活に必要不可欠であり、重要な役割を果たしています。これまで以上に便利な市民のバスとして、利用者の拡大につながる方策を検討し、さらなる利便性の向上を図る必要があります。

本市における渋滞問題は通過交通によるものが主因ではなく、来訪者による自動車交通が一定地域に集中することによって生じるものであります。その解消を図るため、「太宰府市総合交通計画」に基づいて、来訪者に対して遠方からでも渋滞情報が分かるように引き続き「駐車場満空情報^{*3}」の情報提供やパーク・アンド・ライド^{*4}などのPRを行います。また、公共交通機関への転換を誘導するなど、同地域への自動車交通の集中を抑制・分散し、観光都市「太宰府」に多くの観光客を迎えられるように交通体系の整備を進めます。

【基本方針】

道路と鉄道・バスなどの公共交通を連携させ、市民や観光客などが移動しやすい交通体系の構築を図ります。

【後期基本計画成果指標】

指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
市民満足度	2.29 /6.00	3.00 /6.00	市民意識調査から

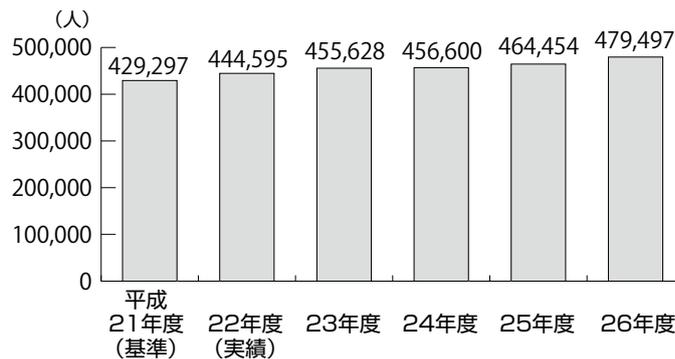
【前期基本計画成果指標の推移】

指標	基準値(平成21年度)	前期基本計画		備考
		目標値(平成27年度)	実績値(平成26年度)	
公共交通(鉄道・バス)の利便性に満足を感じる市民の割合	鉄道63.7% バス31.1%	鉄道65.0% バス50.0%	鉄道72.2% バス43.1% ※まほろば号49.0%	市民意識調査から
歩道が設置されている市道の延長	33,250m	34,500m	33,627m	道路台帳から
4m以上の市道の延長	243,330m	250,000m	247,414m	道路台帳から

【施策実現に向けた取組】

No.	基本事業	概要		
01	幹線道路の整備促進	○周辺を含む地域の交通流動を円滑にするため、都市計画道路などの幹線道路の整備を近隣自治体と協議しながら進めます。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	都市計画道の整備または着手数	10路線	12路線	全12路線
02	市道の整備・管理	○車両、歩行者がともに安全に通行できるように、歩道の新設や道路のバリアフリー化などの整備を行います。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	歩道が設置されている市道の延長	33,627m	34,100m	道路台帳から
	4m以上の市道の延長	247,414m	251,600m	道路台帳から
03	公共交通機関の利用促進・利便性の向上	○鉄道や路線バスとのスムーズな乗り継ぎや、公共交通の空白地域の解消に向けて、路線の見直しやダイヤの検討を行います。 ○新たな公共施設(体育複合施設、ごじょう保育所など)への交通手段として、また、史跡地をめぐる観光路線の開発についても合わせて研究を行います。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	公共交通(鉄道・バス)の利便性に満足を感じる市民の割合	鉄道72.2% バス43.1% ※まほろば号49.0%	鉄道75.0% バス50.0% ※まほろば号55.0%	市民意識調査から
04	交通渋滞への取組	○渋滞の緩和を目指すとともに、安全な交通環境づくりを実現するため、「太宰府市総合交通計画」の見直しを行います。 ○年末年始に市内の特定の駐車場に設置する満車・空車の情報提供のさらなる充実を図ります。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	「満空情報」アクセス件数	60,762件	75,000件	

まほろば号の利用者数



<関連する計画>

- ・ 太宰府市都市計画のマスタープラン(平成10年3月)
- ・ 太宰府市総合交通計画(平成20年3月)

<用語解説>

- ※1…生活道路：その地域に生活する人が、住宅などから主要な道路に出るまでに利用する道をいう。
- ※2…都市計画道路：都市計画法に基づいて、あらかじめ位置・経路・幅員などが決められた都市の基盤となる道路をいう。
- ※3…駐車場満空情報：市内駐車場の空車・満車の状況をパソコンや携帯電話などで確認することができるシステムをいう。
- ※4…パーク・アンド・ライド：車で目的地周辺の駅まで移動した後、電車や徒歩など別の交通手段で目的地まで移動する方法をいう。

施策 25

良質な水道水の安定供給

【現状と課題】

本市の水道事業は、昭和38年12月に創設し、昭和42年4月から全面給水を開始しました。現在の施設能力は、山神水道企業団及び福岡地区水道企業団からの受水^{*1}分とあわせ、1日最大23,600m³となっています。

これまで福岡都市圏では、昭和53年及び平成6年に大規模な渇水を経験してきました。この間、気象条件に左右されない水資源として進めてきた福岡地区水道企業団による海水淡水化施設が平成17年に完成し、その後の給水人口や水需要の増加に対応する筑後川水系の大山ダムが平成24年度に完成したことで、平成25年度以降、より安定した水の供給が可能となっています。さらに、平成29年度には那珂川水系の五ヶ山ダムが完成する見込みとなっており、これらによって、給水区域内の全ての市民に対して安定して供給できる十分な水量が確保されたところです。

しかしながら、本市の給水人口普及率は82.6%（平成26年度末）と、全国平均の94.0%（平成25年度末）に比べて10ポイント以上も低い状況です。これは、昭和40年代からの人口急増と水需要の増加に水源開発が追いつけず、給水開始から僅か6年後の昭和48年から平成14年まで実に30年もの長きにわたって給水制限^{*2}をせざるを得ない状況があり、また、二度にわたる大渇水の苦い経験もあって、井戸水への依存度が高くなっていることが主な要因となっています。したがって、これからは水道水の普及促進に向けた啓発活動にも積極的に取り組みながら、事業経営の健全化に努めていくことが重要となっています。

高度成長期に急速に整備された水道施設の老朽化が年々進行してきています。今後においては、アセットマネジメント（資産管理）の手法を導入しつつ施設全体のライフサイクルコストの減少を図るとともに、適正な水質管理のもとで、効率的かつ効果的に水道事業を管理運営していくことが求められています。

【基本方針】

水は健康で快適な生活を営むうえで欠くことのできない重要な資源であることから、限りある水との共存を図りながら、安定供給を維持するとともに、効率的な経営を行います。

【後期基本計画成果指標】

指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
市民満足度	2.98 /6.00	3.25 /6.00	市民意識調査から

【前期基本計画成果指標の推移】

指標	基準値(平成21年度)	前期基本計画		備考
		目標値(平成27年度)	実績値(平成26年度)	
最大稼働率 ^{*3} (1日最大給水量/ 施設能力)	83.0% (15,689m ³ / 18,900m ³)	80.0% (18,880m ³ / 23,600m ³)	67.6% (15,955m ³ / 23,600m ³)	
給水人口普及率	79.6%	85.0%	82.6%	

【施策実現に向けた取組】

No.	基本事業	概要		
01	水道施設の整備と維持	○福岡地域広域的水道整備計画に基づき、受水体制の確立を図ります。 ○アセットマネジメント手法を導入しつつ、計画的に浄水施設及び送配水施設の改良と更新を進めます。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	最大稼働率 (1日最大供給量/施設能力)	67.6% (15,955m ³ / 23,600m ³)	71.2% (17,438m ³ / 24,500m ³)	
02	水道事業の健全経営	○水道の普及促進を図り、料金収入の確保に努めます。 ○あらゆる経費の節減に取り組み、経営の安定化を図ります。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	給水人口普及率	82.6%	86.5%	
	経常収支比率 ^{※4}	120.0%	115.6%	



五ヶ山ダム完成イメージ図（平成29年度完成予定）

<関連する計画>

- ・ 福岡地域広域的水道整備計画（平成18年10月）
- ・ 太宰府市水道ビジョン（平成24年3月）
- ・ 太宰府市水道普及促進計画（平成24年10月）

<用語解説>

※1…**受水**：水道水を購入すること。

※2…**給水制限**：一定の基準の下に給水を規制すること。

※3…**最大稼働率**：比率が低い場合には、一部の施設が遊休状況にあり、投資が過大であることを示している。一方、100%に近い場合には、安定的な給水に問題を残しているといえる。因みに、平成25年度の全国平均は70.9%である。

※4…**経常収支比率**：算式は(営業収益+営業外収益)÷(営業費用+営業外費用)×100で求める。100%未満は単年度赤字を表す。

施策 26

下水道の整備と普及促進

【現状と課題】

本市の公共下水道事業は、当初、昭和41年に福岡県住宅供給公社が開発した現在の都府楼団地のコミュニティプラントによる下水処理を同公社から受け継ぐ形で単独公共下水道事業をスタートしていますが、昭和52年に、福岡県が計画した御笠川那珂川流域下水道事業に参画し、都市計画区域のほぼ全域を処理区域^{*1}とする本格的な公共下水道事業に取り組んでいます。その後、平成20年に北谷地区を編入し、その翌年に内山地区を対象とする宝満川上流流域関連特定環境保全公共下水道事業を開始したことにより、本市の公共下水道の処理区域は市内のほぼ全域が対象となっています。

平成26年度末の整備率は84.8%で、全体計画面積1,614haのうち1,368haが完了、普及率（行政人口に対する処理区域内人口の割合）は99.2%に達しています。

今後、市街化調整区域及び準都市計画区域の北谷、内山地区について平成30年度を目途に整備を進めていく計画ですが、下水道整備による環境改善の効果を高めるためには、水洗化の促進に努めていく必要があります。

雨水対策については、近年の局地的な集中豪雨に対応するため、5年確率を10年確率に引き上げ、管きよの断面を大きくして雨水幹線の整備に取り組んでいます。

平成26年度には3カ年計画で進めてきた奥園雨水幹線が完成し、国分地区の陣ノ尾雨水幹線も平成27年8月に完了しました。

なお、平成27年度中の完成を目指す五条雨水幹線及び平成28年度に工事予定の芝原雨水幹線については、関係機関などとの連携を密にとりながら円滑に整備工事を進めていく必要があります。

さらに、高雄地区の浸水対策については、福岡県が進める鷲田川及び高尾川の河川改修事業にあわせて、遅滞なく整備工事に取り組む必要があります。

【基本方針】

快適で住みよい生活環境及び清らかな河川などの公共用水域の創出に向け、施設整備を進め、その効果を達成するため下水道の普及向上に努めます。

また、雨水対策として雨水幹線の整備を推進します。

【後期基本計画成果指標】

指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
市民満足度	3.46 /6.00	3.75 /6.00	市民意識調査から

【前期基本計画成果指標の推移】

指標	基準値(平成21年度)	前期基本計画		備考
		目標値(平成27年度)	実績値(平成26年度)	
下水道汚水整備率	83.2%	90.0%	84.8%	
水洗化人口普及率	95.4%	97.0%	96.6%	
雨水幹線整備率 (雨水幹線整備延長/ 計画延長 ^{*2})	81.5% (7,965m/ 9,770m)	95.0% (9,280m/ 9,770m)	89.0% (9,991m/ 11,229m)	

【施策実現に向けた取組】

No.	基本事業	概要		
01	下水道施設の整備と維持	○市街化調整区域及び北谷、内山地区の汚水整備を計画的に実施します。 ○溢水箇所を重点に雨水幹線整備及び雨水流出抑制対策を行います。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	下水道汚水整備率	84.8%	95.0%	
	雨水幹線整備率 (雨水幹線整備延長/ 計画延長)	89.0% (9,991m/ 11,229m)	97.6% (10,956m/ 11,229m)	
02	下水道事業の健全経営	○水洗化の促進に取り組みます。 ○使用料収入や適正な公費負担を確保します。 ○維持管理費の経費節減を推進し、経営の安定化を図ります。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	水洗化人口普及率	96.6%	98.0%	
	経常収支比率 ^{※3}	122.3%	129.6%	



雨水管



奥園雨水管

<関連する計画>

- ・社会資本整備重点計画(平成27年9月)

<用語解説>

※1…**処理区域**：下水道が供用開始され、利用することができる区域。

※2…**雨水幹線計画延長**：現総合計画において、整備を予定している延長。

※3…**経常収支比率**：算式は(営業収益+営業外収益)÷(営業費用+営業外費用)×100で求める。100%未満は単年度赤字を表す。

目標5

魅力的な生活空間が整い
産業が活気づくまちづくり

施策
26

下水道の整備と普及促進

施策 27

産業の振興

【現状と課題】

商業においては、生活様式の変化や消費者ニーズの多様化、郊外型大型店舗の進出など、さまざまな構造の変化に直面しており、中小企業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

また、事業主の高齢化や後継者不足なども起因し、空き店舗が目立ってきている中、消費者ニーズに対応した品ぞろえやサービスの提供にあわせて、休憩場所や駐車場をはじめとして、安全に買い物ができる利便施設などを備えた、魅力的でにぎわいのある商店街が求められています。

このことにあわせて、外国人観光客や九州国立博物館の来館者など、年間を通して増加した観光客を商業の活性化にどのように結びつけるかが引き続き課題となっています。

工業については、九州自動車道太宰府インターチェンジ周辺に製造業などが集中していますが、本市の史跡と観光のまちという特性もあり、そのほとんどが小規模で業種もさまざまです。

また、商工業の分野を通して中小企業の経営安定、基盤強化を図るために中小企業支援対策の充実、プレミアム付き商品券の発行、商店街活性化のための空き店舗対策や環境負荷の少ない業種の事業所を誘致するなどの施策を講じていかなければなりません。

農業においては、福岡都市圏の膨張とともに都市化、住宅化が進展した結果、農地は急速に転用が進んだため点在化し、市街化区域内の農地の宅地化は一層進む傾向にあります。そのうえ、農家のほとんどが兼業農家であり、TPP^{*1}への参加に伴う農業経営への影響が不安視される中、農業従事者の高齢化、担い手育成、鳥獣被害への取組などが課題となっています。

これからの農業としては、産地交付金^{*2}を活用した作付、販売により、経営の安定と自己保全管理農地^{*3}の解消に向けた取組の推進と農業委員会をはじめとした農業者組織の強化が求められています。

また、農地の保全や有効利用及び市民に農業への関心と理解を深めてもらうために、市民農園^{*4}の発展的な運営について取り組む必要があります。

【基本方針】

消費者ニーズの多様化やインターネットの普及、郊外型大型店舗の進出などさまざまな環境変化、構造変化に対応できる中小企業の育成を図り、商店街活性化、観光産業育成を図ります。

都市型近郊農業の活性化を促進するとともに、自己保全管理農地の解消を図ることにより、農地の有効利用を進めていきます。

【後期基本計画成果指標】

指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
市民満足度	2.31 /6.00	3.00 /6.00	市民意識調査から

【前期基本計画成果指標の推移】

指標	基準値(平成21年度)	前期基本計画		備考
		目標値(平成27年度)	実績値(平成26年度)	
主に市内で買物している市民の割合	67.8%	75.0%	67.6%	市民意識調査から
耕作放棄地面積	235アール	210アール	235アール	耕作放棄地調査から

【施策実現に向けた取組】

No.	基本事業	概要		
01	商工業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○商工会、商工業団体との連携を強化し、商工業者の活性化と創業者の発掘への取組に努めていきます。 ○商店街活性化や新たな事業所の誘致など、商工会活動の強化、充実に向けた活動を行います。 ○中小企業の経営安定のため、融資制度などを実施し、自主的経済活動を促進します。 		
		指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)
	主に市内で買物している市民の割合	67.6%	75.0%	市民意識調査から
02	都市近郊農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○若手農業者や地域で中核となる農業者などを育成します。 ○近隣他市町との広域連携を行い、地産地消^{※5}をはじめ6次産業化への取組を推進します。 ○米作と他の農作物の生産を組み合わせた都市近郊農業を推進します。 ○耕作放棄地などの調査を行い、市民農園を拡充するなど、その解消に取り組みます。 		
		指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)
	自己保全管理農地	2,124アール	1,700アール	営農計画書から



鋤き込み

<用語解説>

- ※1…**TPP**: 環太平洋戦略的経済連携協定 (Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement または単に Trans-Pacific Partnership の略称。環太平洋経済協定、環太平洋連携協定、環太平洋経済連携協定、環太平洋パートナーシップ協定ともいう。)は、環太平洋地域の国々による経済の自由化を目的とした多角的な経済連携協定 (EPA) である。
- ※2…**産地交付金**: 都道府県や地域農業再生協議会が、国から配分される資金枠の範囲内で、地域が作成した作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づく、麦・大豆などの生産性向上の取組、地域振興作物や備蓄米の生産の取組などを支援する交付金。平成26年4月経営所得安定対策等実施要綱などが一部改正され、産地資金から産地交付金へと名称、内容が変更されている。
- ※3…**自己保全管理農地**: 「経営所得安定対策」における不作付水田を指し、所有者などによって保全管理は行っているが作付けは行わない農地をいう。
- ※4…**市民農園**: 一般に市民農園とは、サラリーマン家庭や都市の住民の方々レクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のことをいう。
- ※5…**地産地消**: 地産地消とは、国内の地域で生産された農林水産物(食用に供されるものに限る。)を、その生産された地域内において消費する取組。食料自給率の向上に加え、直売所や加工の取り組みなどを通じて、6次産業化にもつながるものである。

施策 28

文化遺産の保存と活用

【現状と課題】

市内には史跡をはじめとする文化財の他、地元に着した数多くの文化遺産^{*1}も存在しており、それらは太宰府らしさを証拠たてる大事な資産であり、後世に伝えながら大切に守り育てなければなりません。このため平成23年には「太宰府市歴史文化基本構想^{*2}」を策定し、市内の豊かな景観とともに文化遺産を守り育てる仕組みを策定し、文化遺産の掘り起しや市民遺産^{*3}の認定などを市民と協働で進めてきました。また、平成27年度には新たに文化庁から「古代日本の『西の都』～東アジアとの交流拠点～」として日本遺産^{*4}の認定を受け、本市の魅力を国内外に発信する取組を行っています。史跡地の公有化は毎年度計画的に進展し、文化財調査については埋蔵文化財を中心に民俗、絵画、建造物などについて調査を行いました。文化財整備については、特別史跡水城跡について史跡を共有する大野城市および福岡県とで史跡整備協議会を運営し、整備の基本計画を策定し、整備工事に着手するまでになっています。文化財の展示普及については、大宰府展示館において史跡関連の出土遺物を展示しており、市域を超えた事業を実施しました。文化財全般については、文化ふれあい館において発掘による出土遺物の他、有形・無形を含めた文化財を活用した通史的な展示を毎年実施しています。市民遺産については11件の市民遺産が育成団体から提案され、市民遺産会議で承認されました。また、文化ふれあい館や市役所、市内公民館において展示活動を育成団体と協働で行っています。博物館等との連携については、九州歴史資料館、文化ふれあい館、大宰府展示館で情報の共有化を図り、遺物の出張展示などを実施しています。新たな課題として、文化財保護においては史跡公有地の拡大とともに管理業務が増加しており、市民意識調査の結果からも、史跡地の現状や将来像について様々な意見があることが認知され、市内8箇所¹の国史跡について保存管理と活用に関する計画の立案が求められます。市民遺産については、先駆的な取り組みで全国的に注目されていますが、遺産の掘り起しとあわせてさらなる周知と事業の展開が望まれます。

【基本方針】

長い歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきた数多くの歴史・文化遺産は、市のかけがえのない財産であり、この恵まれた文化財や歴史景観を活かしたまちづくりを推進します。

【後期基本計画成果指標】

指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
市民満足度	3.79 /6.00	4.00 /6.00	市民意識調査から

【前期基本計画成果指標の推移】

指標	基準値(平成21年度)	前期基本計画		備考
		目標値(平成27年度)	実績値(平成26年度)	
史跡地公有化率	52.1%	60.0%	60.9%	
市指定文化財の指定件数	10件	35件	23件	
市民遺産の認定件数	0件	15件	11件	

【施策実現に向けた取組】

No.	基本事業	概要		
01	史跡地公有化事業の推進	○計画的な公有化事業に取り組みます。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	史跡地公有化率	60.9%	70.0%	
02	文化財調査の充実	○計画的な調査体制を整備します。 ○調査に伴う記録類や出土品の適切な保存、整理を行います。 ○調査報告書を発刊します。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	調査報告発行件数	125件	137件	累積発行数
03	文化財保護の充実	○多様化する文化財保護に適切に対応するため、積極的な保護措置を講じます。 ○収蔵品の適切な保護と管理を行います。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	市指定文化財の指定件数	23件	35件	
04	文化財整備の推進	○大宰府跡などの史跡の適切な整備と維持管理を行います。 ○高齢者や障がいのある人などの利用にも配慮した史跡整備を行います。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	整備事業進捗率	0%	70.0%	
05	文化遺産の展示、普及啓発の充実	○史跡や文化遺産を身近なものとして感じてもらうような事業を展開します。 ○地域や学校へ積極的に向き、市内に存在する文化遺産の普及啓発事業に取り組みます。 ○日本遺産を活用し、本市の魅力発信に取り組みます。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	市民意識調査の肯定度	92.2%	95.0%	
06	市民遺産活用の推進	○個性豊かで多様な文化遺産を将来に伝える市民活動を積極的に支援します。 ○本市特有の文化遺産の活用を推進します。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	市民遺産の認定件数	11件	20件	
07	九州国立博物館等との連携	○九州国立博物館をはじめ、県や近隣市町などの関係機関との連携を強化します。 ○地域ボランティア団体や自然、文化遺産に関する民間団体と連携し、歴史や文化を活かしたまちづくりを推進します。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	連携事業数	1件	3件	

目標6

歴史を活かし文化を
守り育てるまちづくり

施策
28

文化遺産の保存と活用

指定文化財一覧表

区分		国指定	県指定	市指定	合計
有形文化財	建造物	4	5	4	13
	絵画		2		2
	彫刻	19	2	3	24
	工芸	6	10		16
	書跡	1			1
	古文書	2		1	3
	考古資料	8	6	10	24
	歴史資料			1	1
民俗文化財	有形民俗文化財		2		2
	無形民俗文化財		3		3
記念物	史跡	8	2	3	13
	名勝		1		1
	天然記念物	2	1	8	11
合計		50	34	30	114

＜関連する計画＞

- ・ 太宰府市文化財保存活用計画(平成17年3月)
- ・ 太宰府市民遺産活用推進計画(平成23年3月)

＜用語解説＞

- ※1…**文化遺産**：文化遺産とは歴史のなかで維持継承され、文化的活動によって生み出された有形・無形の文化要素の総体を示すもので、いわゆる文化財もこのなかに含まれる。
- ※2…**太宰府市歴史文化基本構想**：国の文化審議会が提唱した、文化財を核として地域全体を歴史・文化の観点からとらえ、各種施設を統合して歴史・文化を生かした地域づくりを行っていくための地方公共団体の計画であり、太宰府市では「太宰府市文化財保存活用計画」と「太宰府市民遺産活用推進計画」をあわせたものを指す。
- ※3…**市民遺産**：平成22年に「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例」、平成23年に「太宰府市民遺産活用推進計画」を策定して運用している制度で、市民が未来の太宰府に残したいと思う太宰府の物語と、関連する文化遺産と、伝える活動とをあわせて「太宰府市民遺産」といい、太宰府市景観・市民遺産会議が認定する。
- ※4…**日本遺産**：有形や無形の様々な文化財群を総合的に整備・活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことにより地域の活性化を図ることを目的とし、地域に残る文化・伝統を要素とするストーリーを文化庁が認定するもので、本市は「古代日本の『西の都』～東アジアとの交流拠点～」として平成27年4月に認定された。



史跡（水城跡）の調査公開



市民ボランティアによる文化遺産巡り



市内中学生の発掘現場での職場体験



景観市民遺産会議



九州国立博物館での市民遺産の展示

目標6

歴史を活かし文化を
守り育てるまちづくり

施策
28

文化遺産の保存と活用

施策 29

観光基盤の整備充実

【現状と課題】

太宰府天満宮門前町周辺においては、参拝者や開館以来7年間で1,000万人を超えた九州国立博物館の来館者をはじめ、太宰府観光列車や博多からの直行バスを利用した観光客にあわせ大型クルーズ船で来日する外国人観光客などで、一年を通してにぎわいを見せています。

また、登山客に人気の霊峰で、平成25年に国の史跡指定を受けた宝満山と、その登山口に位置し現代的なデザインと「縁結びの神」として注目を集めている竈門神社を中心とする内山地区は、カフェなどの出店も見受けられ、新たな観光スポットとなっています。

しかし、観光客の平均滞在時間^{*1}は平成24年度の調査で2.8時間と短いため、滞在時間を延長させる取組として、観光協会、商工会、西日本鉄道をはじめとする関係団体と連携し、太宰府政庁跡、観世音寺、水城跡、竈門神社など市内に点在する歴史的文化遺産への誘客を図り、市内での回遊性を高め「まるごと博物館（まちぐるみ歴史公園）」を体感できる仕組みづくりが必要となっています。

あわせて、旅行者と市民の交流の場として「太宰府館」の機能充実、初めての来訪者や外国人にも分かりやすい観光案内やサインの整備、観光ニーズが高い「食」や「体験」をからめたテーマ性を持たせたまち歩き事業や観光ルートのPR、携帯端末やデジタル通信機器による情報提供、本市の観光行政における課題である交通渋滞の緩和に効果が見込めるコミュニティバス「まほろば号」やレンタサイクルの活用促進など、ハードとソフトの両面からの整備充実が求められています。

このほか、福岡都市圏で連携して取り組んでいる国内外の会議やイベントなどに関わる誘致活動の推進が、地域の活性化につながると期待されています。

また、九州国立博物館の開館を契機として、太宰府ならではの景観、歴史、伝統文化、産業などの地域資源や文化遺産を「太宰府ブランド」として、広く発信していくことを目的に「太宰府ブランド創造協議会」が発足し、これまで市内外に「太宰府ブランド」をアピールするイベント「太宰府古都の光」などを継続実施しています。今後も、さまざまな地域資源に“光”をあて、新たな価値を見出し、市民との協働により維持、継承していくとともに、新しい「太宰府ブランド」の創造を図る活動を展開し、地域の活性化につなげていく必要があります。

このような観光行政を推進していくためには、市の観光振興のビジョンを示す基本となる計画の策定が求められています。

【基本方針】

日本遺産にも認定された本市特有の歴史・文化遺産や景観、観光資源を生かして、市民をはじめ来訪者にもやさしい観光基盤の整備を図るとともに、回遊性や付加価値を高め、「また来たい」と思ってもらえるような観光地としての魅力づくりに取り組みます。

また、外国から観光に訪れる人々の国の文化を理解し尊重することにより、国際観光都市として共存共栄していくことを目指します。

【後期基本計画成果指標】

指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
市民満足度	3.18 /6.00	3.50 /6.00	市民意識調査から

【前期基本計画成果指標の推移】

指標	基準値(平成21年度)	前期基本計画		備考
		目標値(平成27年度)	実績値(平成26年度)	
観光客入込み数	714万人	720万人	820万人	観光客入込み数調査 (観光協会調査)
観光客の平均滞在時間	2.5時間	3.5時間	2.8時間 (平成24年度調査)	来訪者アンケート

【施策実現に向けた取組】

No.	基本事業	概要		
01	観光宣伝の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○各種観光協議会と連携し、県内をはじめ県外・海外にも積極的な観光宣伝、観光客誘致を行います。 ○「太宰府館」「観光案内所」をはじめ、ホームページや携帯端末などを活用し、外国人観光客にも対応した情報発信をします。 		
		指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)
	観光客入込み数	820万人	900万人	観光客入込み数調査 (観光協会調査)
02	観光資源の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人を含む観光客に多彩な太宰府の魅力をアピールします。 ○公共サインなどの観光インフラ整備や観光ルートの充実など、ハード・ソフトの両面から観光資源の整備充実を行います。 ○観光振興のビジョンを示す基本計画を策定します。 		
		指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)
	観光客平均滞在時間	2.8時間 (平成24年度調査)	3.5時間	来訪者アンケート
03	太宰府ブランドの展開	<ul style="list-style-type: none"> ○太宰府ならではの景観、歴史、伝統文化、産業などをテーマとした「太宰府ブランド」を多角的に展開します。 ○おもてなしの心を育むための人材育成に、市民や事業者と協働して推進します。 		
		指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)
	「太宰府古都の光」来場者数	3万人	3万5千人	

観光客入込み数



<用語解説>

※1…平均滞在時間：平成24年度に実施した「太宰府市観光滞在時間等調査」の用語。(滞在=滞在)

施策 30

国際交流・友好都市交流の推進

【現状と課題】

近年の国際化の流れは、文化・政治・経済などにおける相互共存関係がますます強まり、交通手段の充実やソーシャルネットワークの発達により伝達が瞬時に可能となり、地球規模での相互協力や国家間や民族間の関係は以前にも増して密接なものになりつつあります。また、近年、大型クルーズ船の博多港への寄港が増加し、中国人をはじめとする多くの外国人観光客が本市を訪れており、日頃から外国人と接する機会が増えています。

本市は、太宰府天満宮と扶餘郡文化院の歴史研究交流が縁で昭和53年に大韓民国忠清南道扶餘郡扶餘邑と姉妹都市を締結し、小中学校間の姉妹校交流や市民訪問団の派遣を行うなど、友好の絆を深めていましたが、平成24年に、これまでの友好関係をさらに発展させ次世代につなげるために基礎自治体である扶餘郡^{*1}へと姉妹都市を承継し、歴史、文化、観光の分野で交流を推進しています。

国際交流の分野で重要なことは、市民と外国人との交流事業を積極的に展開しながら、さらに民間・市民間レベルでの草の根交流を推進していくことであり、多文化共生社会^{*2}の実現のために活動している本市の国際交流協会や福岡都市圏の国際交流団体と連携し、相互理解と国際感覚を養成していくことが不可欠です。そのため、市民や外国人が自由に集い、民間・市民間レベルでの交流の拠点となる場として、国際交流協会事務室を併設した国際交流サロンの設置が求められています。また、在住外国人や留学生が、安心・安全・快適に暮らせるように、災害時・緊急時における、外国語で対応できる人員の確保・育成、多言語による表示案内、学校や地域住民による生活サポート、外国人のための生活情報ガイドブックの充実など、学校・地域・行政が連携し一体となって支援していくことが必要です。

一方、国内における地域間交流としては、歴史的背景や長年培われた民間交流をきっかけに、平成14年に奈良市^{*3}、平成17年に多賀城市^{*4}、平成26年に中津市^{*5}と友好都市の盟約を結び、相互訪問や観光情報の提供、文化団体や商工団体などの相互交流、市民政庁まつり出展、広報活動などさまざまな機会を通じ、両都市が発展していくための交流を進めています。引き続き友好都市を締結している経緯や繋がりについて広報などで周知を図りながら、今後は、民間・市民間レベルにおいて長期的な視野に立った市民参加型の交流を推進していくことが求められています。

【基本方針】

姉妹都市、友好都市間において、市民各層・団体間の草の根交流を促進していきます。また、多民族が共生できるような人権意識・国際感覚あふれるまちづくりを目指します。

【後期基本計画成果指標】

指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
市民満足度	3.46 /6.00	3.75 /6.00	市民意識調査から

【前期基本計画成果指標の推移】

指標	基準値(平成21年度)	前期基本計画		備考
		目標値(平成27年度)	実績値(平成26年度)	
日頃から市内在住外国人と交流している市民の割合	5.3%	10.0%	7.0%	市民意識調査から
姉妹都市・友好都市を認知している市民の割合	33.0%	50.0%	53.8%	市民意識調査から

【施策実現に向けた取組】

No.	基本事業	概要		
01	国際交流活動の推進	○外国人と市民との相互理解や多文化共生を視野に入れた情報提供や交流を深める活動を推進します。 ○外国人に対する表示案内や外国人や留学生のニーズに沿った生活情報ガイドブックの充実を図ります。		
		指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)
	市内在住外国人や留学生と交流している市民の割合	7.0%	10.0%	市民意識調査から
02	姉妹・友好都市交流の推進	○姉妹都市・友好都市との相互交流を、歴史・文化・スポーツ・観光など様々な分野で、民間・市民間の草の根交流を多角的に推進します。		
		指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)
	姉妹都市・友好都市を認知している市民の割合	53.8%	60.0%	市民意識調査から



多賀城市子ども親善使節団の太宰府市訪問



扶餘郡での百濟文化交流公演

<用語解説>

- ※1…**扶餘郡**：扶餘郡は、大韓民国忠清南道の南部に位置している。昭和53年4月に扶餘郡を構成する扶餘邑と姉妹都市を締結、平成24年4月に姉妹都市を基本自治体である扶餘郡へと継承した。
- ※2…**多文化共生社会**：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
- ※3…**奈良市**：奈良市は、奈良県北端に位置する奈良県の中心都市である。平成14年6月に友好都市を締結し、市民訪問団、物産フェアなどの交流事業を行っている。
- ※4…**多賀城市**：多賀城市は、宮城県のほぼ中央部に位置し、仙台市のベッタウンとして栄える住宅都市である。平成17年11月に友好都市を締結し、市民訪問団の派遣をはじめ、両市のまつりへの参加などの交流事業を行っている。
- ※5…**中津市**：中津市は、大分県の西北端に位置している。平成4年9月に中津市と合併前の旧耶馬溪町と友好都市を締結し、太宰府市民政庁まつりでの出展や餅まきをはじめ、様々な民間交流が続いている。平成26年11月に旧耶馬溪町との友好都市を中津市に承継するため、友好都市承継盟約を締結した。

施策 31

市民参画の推進

【現状と課題】

地域を取り巻く環境や市民ニーズ、価値観がますます複雑・多様化してきている今日、人と人とのつながりや、隣人としての相互の交流や連帯意識は年々希薄になってきています。

急速に進展する少子高齢化社会などに対応するためにも、隣の人を知る、自治会の人を知る、校区の人を知るふれあいの場や機会をつくり、市民が相互に連帯感を持ち、情報を共有しながら、各地域の特性に応じた積極的な地域活動を展開し、有意義な社会生活が営まれるようなコミュニティ^{*1}の形成を図り、市民参画のまちづくりを進めることが重要です。

「自分たちの住む地域（まち）は自分たちでつくる」という共通認識のもとに、地域の人たちが主体性を持ち、知恵を出し合い、共に汗を流すことによって生まれる連帯感と充実感こそが地域の原動力であり、その地域に住む一人ひとりが豊かさを感じることでできるまちを目指して、市民参画による行政との協働のまちづくりを推進していくための基本条例などを制定し、行政と市民はもとより多様な主体が相互に協働して活動を展開していく必要があります。

このことからテーマ型コミュニティについては、平成18年度に設置した「NPO・ボランティア支援センター」を中心に人材の育成や様々な団体との連携を深め、エリア型コミュニティについては、平成21年度に設置した6つの校区自治協議会^{*2}において、エリア型コミュニティの活性化を図り、それぞれの地域特性に合わせた活動が行われるようになってきましたが、参加者の固定化や高齢化など新たな課題も発生してきています。

今後は、エリア型コミュニティについては校区自治協議会の再編成も視野に入れ、コミュニティ施設の整備や他団体への参加の呼びかけなど、さらなる発展充実を図る必要があります。

また、テーマ型コミュニティについても、さらなる充実のためリーダー（コーディネーター）の育成や、新たな団体・人材の発掘に努め、市民参画によるまちづくりの活性化を図っていく必要があります。

【基本方針】

住民が相互に隣人としての連帯感を持ち、目的や各地域の特性に応じた活動を展開し、有意義な社会生活が営めるようなコミュニティ形成を図ります。

また、仕組みの制度化を図り活用し、まちづくりへ市民参画を推進していきます。

【後期基本計画成果指標】

指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
市民満足度	3.23 /6.00	3.50 /6.00	市民意識調査から

【前期基本計画成果指標の推移】

指標	基準値(平成21年度)	前期基本計画		備考
		目標値(平成27年度)	実績値(平成26年度)	
各校区自治協議会における委員会数	20委員会	25委員会	22委員会	
特定非営利活動法人(NPO法人)の認証数	29団体	50団体	35団体	

【施策実現に向けた取組】

No.	基本事業	概要		
01	自治基本条例の 制定	○協働のまちづくりを推進し市民参画を進めるうえでのルールづくりとして基本条例を制定し活用します。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	制定	0	1	
02	地域コミュニティとの 協働	○地域コミュニティづくりを推進するための体制や補助制度を充実し、活動を活性化し協働のまちづくりを推進します。 ○校区コミュニティの醸成を図るために、校区協議会の再編成も含めコミュニティ施設の整備など、基盤や制度の充実を図ります。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	参加団体数	1団体	5団体	
03	NPOやボランティア 団体との協働	○さまざまな分野におけるNPOやボランティア団体などを育成し活動を推進するとともに、団体間や行政の協働を進めるためリーダー(コーディネーター)の養成に努めます。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	NPO・ボランティア支援センター 相談・支援件数	506件	800件	
	リーダー(コーディネーター) 養成講座実施数	5件	20件	
04	事業者や高校・大学との 連携	○事業者も市民の一員として、専門知識などを活用し、エリア型やテーマ型のコミュニティと連携できるよう推進します。 ○市内の高校や大学の専門性を生かし、サポーター制度など、さまざまな連携を行います。 ○市外の大学とも連携していきます。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	大学と協力・連携した事業数	34件	50件	
	サポーター制度参加大学	1校	5校	
05	人材の育成	○エリア型やテーマ型のコミュニティの充実を図るため、さまざまな機会を通して人材育成の活動を行います。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	リーダー(コーディネーター) 養成講座実施数	5件	20件	

<関連する計画>

- ・ 太宰府市地域コミュニティ推進指針(平成15年5月)

<用語解説>

- ※1…**コミュニティ**：生活文化を共有する地域社会あるいは共同体。コミュニティには、あるテーマによって集まったテーマ型コミュニティと、同じ地域に居住していることで集まったエリア型コミュニティがある。
- ※2…**校区自治協議会**：小学校区単位の創意工夫を生かしたまちづくりを推進するため、おおむね小学校区区域内の区自治会で組織する協議会。

施策 32 情報の共有化と活用

【現状と課題】

地方自治においては、施策立案の初期段階から実施に至るまでの過程において市民と行政が情報を共有し、同じ認識のもとでまちづくりに取り組んでいかなければなりません。

本市では「太宰府市情報公開条例」に基づき、市が保有する情報の提供を積極的に行うとともに、「太宰府市個人情報保護条例」において、個人情報の適正な取り扱いを義務付けています。

市民の行政情報開示を求める意識も高まっており、今後もプライバシーの保護に配慮したうえで積極的な情報の公開、提供に努めていく必要があります。

また、公正で開かれた市民参加による行政を運営するためには、市民と行政との双方向コミュニケーションを充実させる必要があります。広報紙、ホームページ、ツイッターやマスコミなどを通じて積極的に行政情報を公開していますが、さらなるまちづくりに向け、今後も市民の声を聞く機会、広聴事業を充実する必要があります。

一方、本市の情報処理においては、ICT^{*1}（情報通信技術）の発展、行政情報の電子化に伴い、住民基本台帳システムなどの数多くの住民情報システムを運用しています。システム運用に関しては、継続的に情報セキュリティポリシーを見直し、確かな情報セキュリティを確保する必要があります。

行政手続きについては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく、社会保障・税番号制度^{*2}が施行され、平成28年1月にマイナンバー^{*3}の利用が開始されました。今後は、ICTの推進により、これまで以上に、行政手続きの簡素化、行政の効率化を進めていかなければなりません。

また、市民の利便性の向上を図るために、市から様々なサービスに関するお知らせを市民に提供できる仕組みを導入していかなければなりません。

【基本方針】

個人のプライバシーを最大限に保護するとともに、より一層の情報の開示に努めます。

広報紙やホームページを柱とした広報活動のさらなる充実を図るとともに、市民の声をまちづくりに生かしていくため、広聴事業にも力を入れていきます。

ICT（情報通信技術）を積極的かつ効率的に活用し、市民生活の向上と市政運営の改善を推進します。

【後期基本計画成果指標】

指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
市民満足度	2.97 /6.00	3.25 /6.00	市民意識調査から

【前期基本計画成果指標の推移】

指標	基準値(平成21年度)	前期基本計画		備考
		目標値(平成27年度)	実績値(平成26年度)	
市民と行政の情報共有がなされていると感じる市民の割合	36.7%	50.0%	29.1%	市民意識調査から
広報だざいふを読んでいる市民の割合	83.0%	90.0%	82.0%	市民意識調査から
市公式ホームページを見ている市民の割合	29.0%	50.0%	27.8%	市民意識調査から

【施策実現に向けた取組】

No.	基本事業	概要		
01	行政情報の公開	○市の機関が保有する情報を広く公開、提供します。 ○市民のための情報公開室を設置します。 ○公共データの活用促進、すなわち「オープンデータ ^{※4} 」の推進により、行政の透明性・信頼性の向上を図ります。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	市民と行政の情報共有がなされていると感じる市民の割合	29.1%	50.0%	市民意識調査から
02	情報セキュリティの確保	○「太宰府市セキュリティポリシー」の見直しと改善を継続的に実施します。 ○技術的な情報漏えい対策を講じるとともに、職員の情報セキュリティ意識の向上に組織的に取り組みます。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	情報セキュリティ事故件数	0件	0件	
03	電子情報による行政サービスの充実	○社会保障・税番号制度による行政手続きの簡素化、行政の効率化に積極的に取り組みます。 ○様々なサービスに関するお知らせを市民に提供できる仕組みを導入します。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	効果的な行政運営が行われていると感じる割合	46.1%	70.0%	市民意識調査から
04	広聴・広報の充実	○広報紙やホームページなどの効果的な方法により、見やすくわかりやすい情報を発信します。 ○情報発信については、情報弱者に配慮します。 ○市民意識調査やパブリック・コメントなど様々な手法を活用して情報を収集し、市民の意見を施策に反映させます。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	広報だざいふを読んでいる市民の割合	82.0%	90.0%	市民意識調査から
	市公式ホームページを見ている市民の割合	27.8%	50.0%	市民意識調査から

＜関連する計画＞

- ・ 太宰府市情報セキュリティポリシー（第2版）（平成20年11月）

＜用語解説＞

※1…ICT：情報通信技術（コンピューターやデータ通信に関する技術を総称的に表す語）

※2…社会保障・税番号制度：行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤。

※3…マイナンバー：住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるもの。

※4…オープンデータ：機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ。

【現状と課題】

近年、多くの地方自治体では、人口減少や高齢化など社会情勢の変化により、社会保障費^{*1}の増加や税収の減少が見込まれています。さらには、老朽化が進む公共施設や道路・水道などの社会インフラの維持・改修も大きな課題となっています。

本市においても、人口は今後も微増することが見込まれているものの、高齢化の進展により、税収の大幅増は見込めず、また、近年の大型事業に資した市債の償還が始まることや老朽化した公共施設などの継続的な維持・改修など、財政需要は増す一方であり、それに見合う財源を確保することは容易ではありません。

これまでも本市では、人員・組織の適正化や積極的な外部委託の導入、既存事業の見直しなど、徹底した行財政改革を行ってきましたが、今後は、内部経費の削減や事務の効率化に加え、安全性と効率性を確保したうえでの積極的な資産運用や、将来的な負担を考慮した市債の発行などによる財源の確保とその有効活用に努める必要があります。

また市民ニーズは社会情勢の変化に伴い大きく変化しています。市民サービスの向上のためには、本市単独だけではなく、他市町村や他分野の民間団体などと広く連携し、共同事業の推進や事務の広域化など、従来のやり方に捉われない柔軟な行政運営を展開することが重要です。

職員の育成については、大量退職による職員の急激な入れ替わりを想定し、社会の環境の変化や、多様化する市民ニーズを的確に捉え、「しなやか」に対応できるよう総合的に推進していく必要があります。

【基本方針】

複雑多様化する行政需要に迅速・柔軟に対応するために、既存事業を再編するほか、限られた財源の有効活用を積極的に図ります。

また、適切な人員管理を行うとともに、社会の急激な変化にも柔軟に対応できる「しなやか^{*2}」な人材の育成を推進します。

【後期基本計画成果指標】

指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
市民満足度	2.44 /6.00	3.00 /6.00	市民意識調査から

【前期基本計画成果指標の推移】

指標	基準値(平成21年度)	前期基本計画		備考
		目標値(平成27年度)	実績値(平成26年度)	
効果的に行政運営が行われていると感じる市民の割合	48.9%	80.0%	46.1%	市民意識調査から
市民一人当たりの市債(借金:普通会計ベース)	296,183円	262,000円	317,999円	
職員の対応や行動などの仕事に対する取組に満足している市民の割合	65.7%	100.0%	61.5%	市民意識調査から
広域化により住民サービスが向上したと感じる割合	28.2%	40.0%	37.0%	市民意識調査から

【施策実現に向けた取組】

No.	基本事業	概要		
01	行政改革の推進	○市政運営全般の改革改善を行います。 ○広域的な行政課題に対して近隣自治体と連携して市民サービスの向上に努めます。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	効果的に行政運営が行われていると感じる市民の割合	46.1%	70.0%	市民意識調査から
02	行政職員の能力開発及び資質向上	○時代の変化や住民のニーズを的確にとらえ、柔軟に対応できる職員の育成を目指します。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	職員の対応や行動などの仕事に対する取組に満足している市民の割合	61.5%	80.0%	市民意識調査から
03	財政健全化の推進	○事業の選択と集中を行い、財政的負担の平準化を図ります。 ○剰余金を減債基金に積み立て、繰上償還を積極的に行います。 ○公共施設の適切な維持管理及び、最適な配置の実現を図り、財政負担の軽減及び平準化を目指します。		
	指標	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備考
	将来負担比率 ^{※3}	—	—	

<関連する計画>

- ・ 太宰府市職員人材育成基本方針(平成17年度改訂)(平成17年7月)

<用語解説>

- ※1…**社会保障費**：医療・介護の自己負担分以外の給付額や年金の受給額など、社会保障制度によって地方公共団体から住民に給付される金銭・サービスの経費。
- ※2…**しなやか**：太宰府市職員人材育成基本方針に示した、信頼・納得・やる気・完遂の頭文字を取り、しなやか(柔軟)に対応できる職員を目指すという本市の職員育成方針に関する造語。
- ※3…**将来負担比率**：地方公共団体の借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。

「後期基本計画成果指標」の見方

指標	基準値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	備考
市民満足度	/6.00	/6.00	市民意識調査から

毎年行っている太宰府市まちづくり市民意識調査で、平成26年度から各施策についてどの程度満足しているかを伺っています。その回答を点数化して満足度の指標としています。

■市民意識調査の設問

(あなた自身のお考えや日頃の暮らし、行動についておたずねします)

問 10. 太宰府市では、市民のニーズを的確に把握し政策へと反映させるまちづくりを進めています。そこで太宰府市が行っている次の1~34の施策についてお尋ねします。

(A) あなたは、この施策がどの程度重要だと思いますか。

(B) あなたは、この施策にどの程度満足していますか。

あなたのお考えにもっとも近いものを、項目ごとにそれぞれ1つ選んで、数字に○印をお付けください。

	(A) 重要度					(B) 満足度				
	1. 重要	2. やや重要	3. あまり重要ではない	4. 重要ではない	5. わからない	1. 満足	2. やや満足	3. やや不満	4. 不満	5. わからない
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> (A) 重要度、(B) 満足度のそれぞれに、○印を1ずつつけてください </div>										
記入例	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
施策01 子育て支援の推進 (子育て家庭への支援や保育サービスの充実、児童虐待の防止など)	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
施策02 高齢者福祉の推進 (高齢者の介護予防や在宅支援の充実、生きがいづくりの推進など)	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
施策03 障がい福祉の推進										

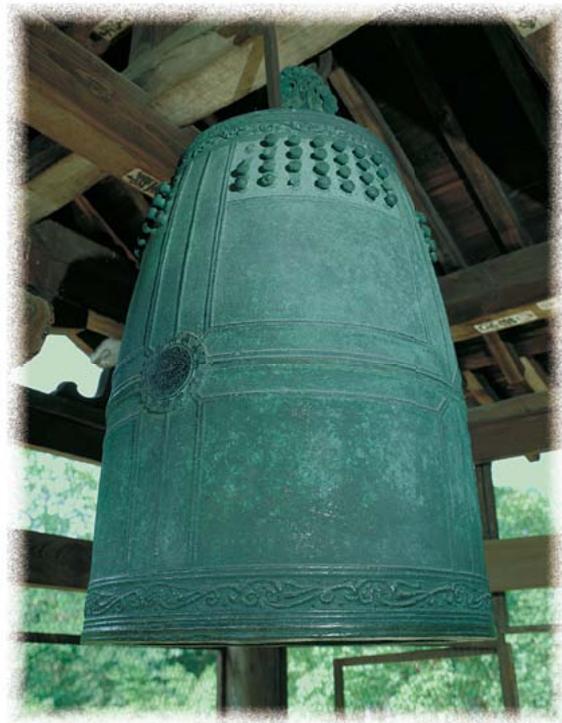
■満足度の点数化の手順

満足度	得点
1.満足	6点
2.やや満足	4点
3.やや不満	2点
4.不満	0点
5.わからない (無回答)	欠損値 (得点計算の対象外)

$$\text{満足度得点} = \frac{(\text{選択肢1}) \times 6 + (\text{選択肢2}) \times 4 + (\text{選択肢3}) \times 2 + (\text{選択肢4}) \times 0}{(\text{選択肢1} \sim \text{選択肢4} \text{ の回答者数})}$$

※例えば、仮に全員が「2.やや満足」を選んだ場合、その施策の満足度得点は4点となります。

- 基本構想
- 第五次太宰府市総合計画後期基本計画策定経過の概要
- 市民参画の手法
- 太宰府市総合計画審議会規則
- 太宰府市総合計画審議会委員名簿
- 太宰府市総合計画審議会への諮問書
- 太宰府市総合計画審議会答申書
- 太宰府市総合計画策定委員会設置規程



梵鐘(国宝)

観世音寺五丁目6-1 観世音寺所蔵

昭和28年11月14日国宝指定

7世紀末に造られた日本最古の梵鐘で、菅原道真の漢詩にも詠まれています。京都妙心寺の梵鐘とは同じ鑄型で作られた兄弟鐘で、龍頭の大きさなどから、698年制作の妙心寺梵鐘より古いと考えられます。

基本構想（平成23～32年度）

1. 将来像
2. 十年後の目指すべきまちの姿
3. まちづくりの理念
4. 将来目標人口
5. 土地利用構想
6. 目標とする7つの柱
7. 協働のまちづくり
8. 太宰府らしさを活かしたまちづくり



水城跡（特別史跡）

水城一丁目、国分一丁目、吉松一～三丁目他
昭和28年3月31日特別史跡指定

663年の白村江の戦いで唐・新羅の連合軍に敗れた日本が国土防衛のため築造した土塁です。『日本書紀』天智天皇3（664）年の条に「於筑紫、築大堤貯水、名曰水城」と記されています。土塁の規模は全長1.2km、基底部幅80m、高さ10mで、土塁の内外には濠が設けられ、それらを繋ぐ木樋も確認されています。また、土塁の東西にはそれぞれ門が設けられ、官道が通り抜けています。

1. 将来像 ～語り継ぎ守り育てる太宰府の姿～

歴史とみどり豊かな文化のまち

本市は特別史跡「大宰府跡」をはじめとする歴史・文化的遺産に恵まれ、四王寺山や宝満山などの豊かな自然が残されています。

また、福岡都市圏における住宅・文教都市及び観光・レクリエーション地域として発展し、アジア文明交流の拠点として開館した九州国立博物館や太宰府天満宮などに国内外を問わず多くの人々が訪れています。

歴史と自然に抱かれたより良い環境を未来に継承しながら、身近に文化を享受し、市民が誇りに思えるまちを目指して「歴史とみどり豊かな文化のまち」を将来像（語り継ぎ守り育てる太宰府の姿）とし、「まほろばの里」（優れたよい所、国という意味の大和言葉）を合言葉に市民生活の向上を図ります。

2. 十年後の目指すべきまちの姿

「歴史とみどり豊かな文化のまち」は、百年先を見据えた長期的な将来像としますが、十年後に本市が目指す、より具体的な3つのまちの姿を次のとおり掲げます。

生きがいと尊厳を持ち安全で安心して
暮らせる福祉と教育のまち

快適な生活空間と自然とが共生する
環境にやさしいまち

地域の特色と豊かな資源を活かした
魅力と活気あふれるまち

3. まちづくりの理念 ～実現に向けての基本的考え方～

十年後の目指すべきまちの姿を実現するために、次の2つの基本的考え方を持って、本市のまちづくりを進めます。

協働のまちづくり

～みんなが幸せになるために、みんなで考え、みんなで実現すること～

市民が行政に求めるサービスの範囲や水準は多様化、高度化し、きめ細かな対応や迅速性も求められています。一方では、市民参加によるボランティア活動やNPO（法人）などによる公共サービスの提供も行われはじめています。

これからのまちづくりは行政だけで行うのではなく、市民や自治会、NPO（法人）・ボランティア団体、学校、事業者などの多様な主体と、さまざまな地域課題について協力して解決するという考え方です。

太宰府らしさを活かしたまちづくり

～まるごと博物館（まちぐるみ歴史公園）～

市内に点在するすばらしい歴史・文化的遺産などの地域資源を活かし、文化の振興や生涯学習の推進、自然環境の保全や景観づくり、産業・観光の振興などさまざまな施策に太宰府らしさを織り込んだ、個性的で魅力あるまちづくりを「まるごと博物館（まちぐるみ歴史公園）」として、まちづくりを進めていくという考え方です。

4. 将来目標人口

平成32年(2020年)の将来目標人口72,000人を目指します。

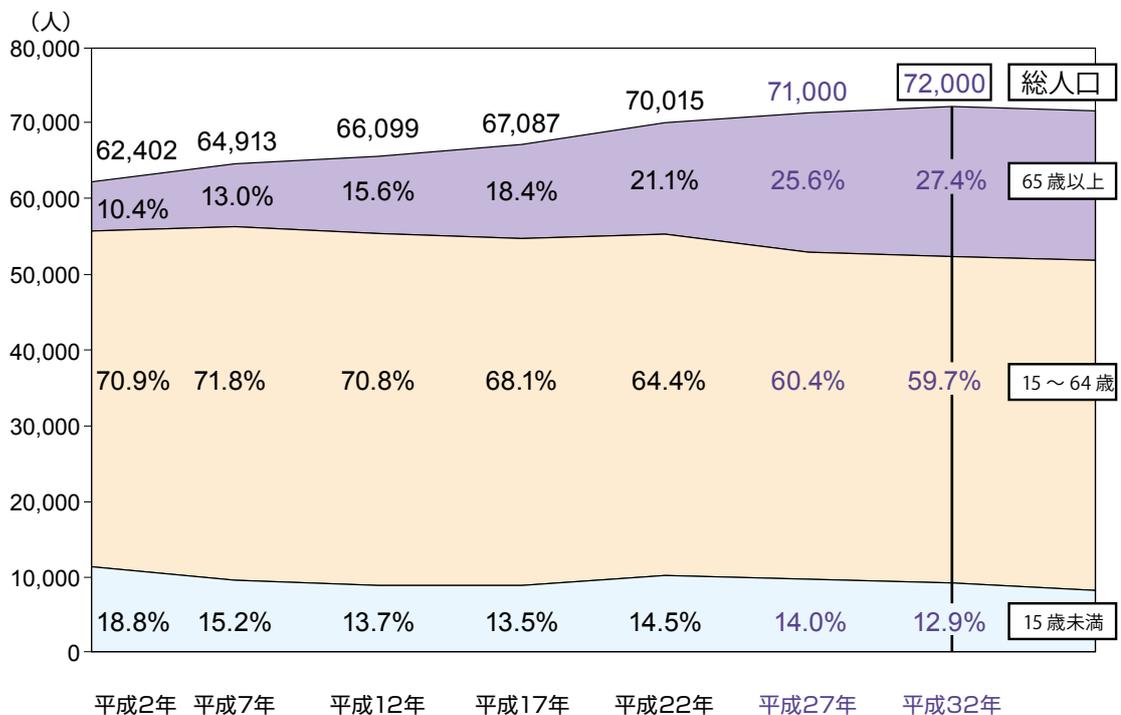
全国的に人口減少社会に突入し、少子・高齢化に拍車がかかる中で、県においても同様に人口が減少してきています。

このような人口の構造変化は、税収の減少や社会保障の増大を招き、地方自治体を取り巻く状況は厳しさを増していきます。

本市では、児童数が減少する学校や高齢化が進む地域もあり、一部では全国的な傾向が見られるものの、佐野地区や通古賀・吉松東地区の土地区画整理事業の効果もあり、現在でも人口は微増傾向が続いています。

この状況を維持し、人口減少の速度を抑制するため、今後も市街地整備や子育て世代、高齢者に配慮したさまざまな施策を展開し、市民と協働しながら本市に住みたい、住み続けたいと思える太宰府らしい魅力あるまちづくりを進め、平成32年における将来目標人口72,000人を目指します。

将来目標人口



国勢調査実績

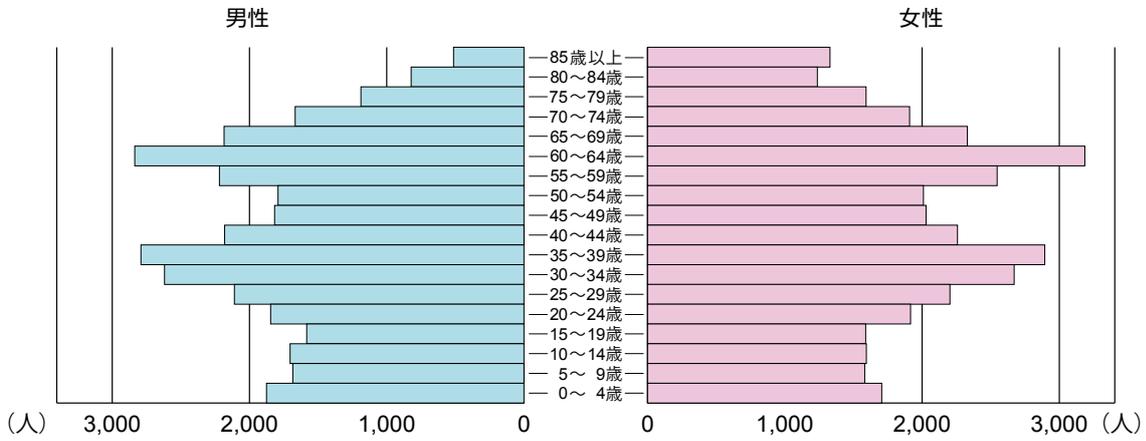
住民基本台帳等*

将来目標人口

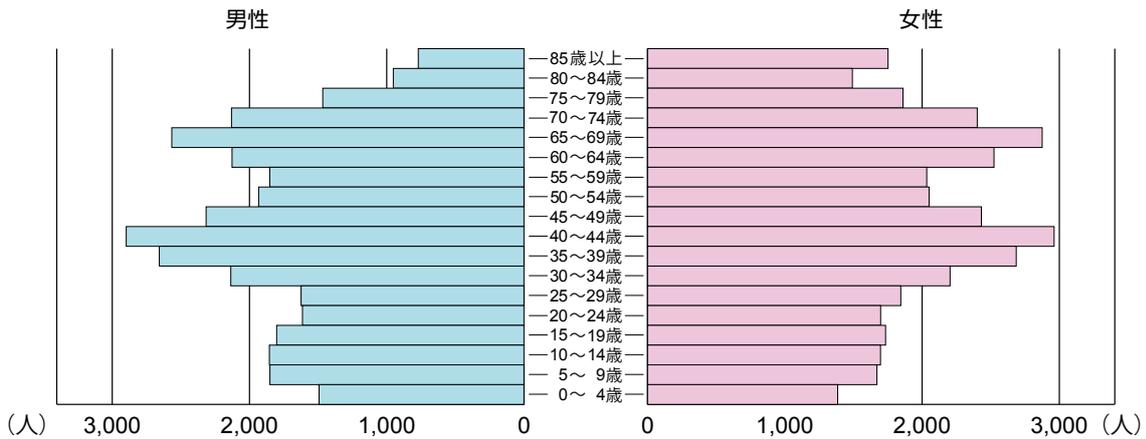
*平成22年9月末時点での住民基本台帳登録に外国人登録を加えたもの。

年齢別人口構成

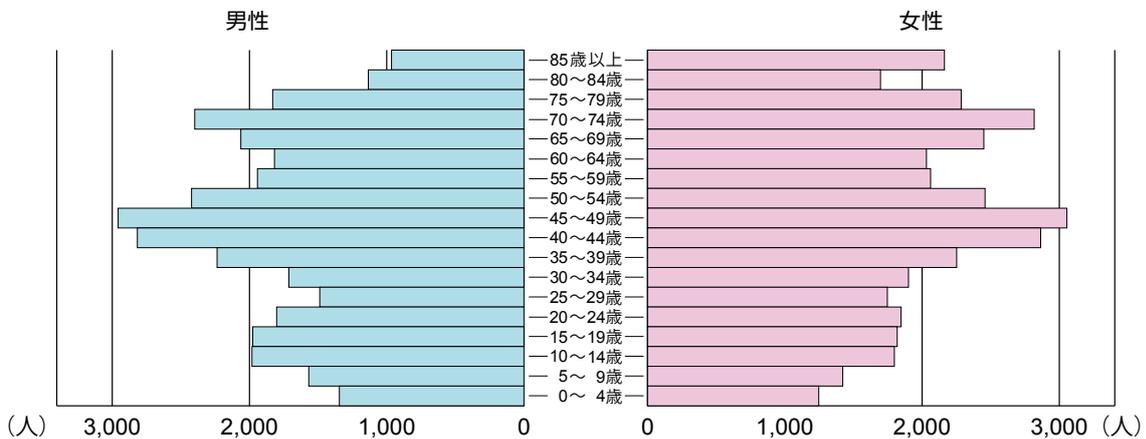
平成 22 年:70,015 人



平成 27 年:71,000 人



平成 32 年:72,000 人



5. 土地利用構想

安全で快適な生活空間を形成するためには、市民生活の利便性の確保はもちろんのこと、自然や歴史的な環境との調和も考えていかなければなりません。

住宅系ゾーン

都市基盤が整備され、みどり豊かで快適な住みやすい住宅地域とするため、地域特性に応じて住宅の高さに配慮しながら土地利用を進めます。



商業系ゾーン

高齢者をはじめ、誰もが身近で買物などができるよう、鉄道駅などの交通結節点周辺に商店を集積するとともに、住宅地からのアクセスにも配慮しながら、活気あふれる商業地域としての土地利用を進めます。

ここでは、地域特性と景観に配慮しながら、市域を「住宅系」「商業系」「工業系」「自然共生」の4つのゾーンに分け、土地利用の基本的な方針を示します。

工業系ゾーン

高速道路などの交通利便性などから工場等が集積する太宰府インター付近は、周辺の住宅系ゾーンや自然共生ゾーンに配慮し、それらの環境と調和した工業系の地域としての土地利用を進めます。



自然共生ゾーン

四王寺山や宝満山、御笠川水系などの自然は、周辺の樹林地とともに歴史的風土を形成しており、今後も人と自然が共生する地域として保全と活用を図ります。

また、大佐野川上流の山林は水源涵養機能として保全していきます。

6. 目標とする7つの柱

十年後の目指すべきまちの姿を実現するため、以下の7つの柱を目標として、まちづくりを進めます。

1 健やかでやすらぎのある福祉のまちづくり

乳幼児から高齢者まですべての人が健康でいきいきとした暮らしを実感できるように、また、障がいのある人も安心して暮らせるように、保健、福祉、医療の連携を図り、地域で支え合える福祉のまちを目指します。

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

地域と行政が一体となった防災・防犯体制が確立された、災害に強く犯罪のないまちを目指します。また、救急医療、消費生活や交通安全の面においても、安全で安心して暮らせるまちを目指します。

3 豊かな心を育みふれあいを大切にするまちづくり

すべての人が人権を尊重し合い、あらゆる機会に男女が共に参画し、誰もが幸せに暮らせる差別のない社会の実現を目指します。また、生涯にわたり生きがいを持って心豊かに過ごせるよう、あらゆる学びの機会を創出するとともに、文化を創造し発信するまちを目指します。

4

人と自然が共生する環境にやさしい まちづくり

豊かな自然の恵みを楽しみ、未来へ継承する自然共生社会、限りある資源を可能な限り持続する循環型社会と地球温暖化防止に向けた低炭素社会の構築に向けて、環境負荷の少ないまちを目指します。また、生活環境の向上を図り清潔で衛生的なまちを目指します。

5

魅力的な生活空間が整い産業が活気づく まちづくり

魅力ある美しい景観を保ちながら、快適で住みよいまちを目指します。また、福岡都市圏の住宅都市として、機能的な都市基盤整備を進め、産業を振興し、活気あふれるまちを目指します。

6

歴史を活かし文化を守り育てる まちづくり

地域住民により長く受け継がれてきた、本市特有の貴重な文化遺産を保存・活用し、後世に伝えていくとともに、これらの地域資源に多くの人々が集い、市民はもとより来訪者にとっても快適でにぎわいのあるまちを目指します。

7

市民と共に考え共に創る まちづくり

これからのまちづくりについて、市民や自治会をはじめ、NPO（法人）・ボランティア団体、学校、事業者等の多様なまちづくりの主体と行政とが情報を共有し、参画、協働して築き上げるまちを目指します。

7. 協働のまちづくり

～みんなが幸せになるために、みんなで考え、みんなで実現すること～

「協働^{*1}のまちづくり」とは、豊かな地域社会の実現を目指し、市民と行政が対等な立場でお互いの特性を生かしながら、地域での子育て支援、高齢者の見守り活動、健康づくり、生きがいつくり、災害時の避難対策、防犯活動などの、さまざまな課題の解決に協力して取り組むための考え方です。

協働のまちづくり

◆人づくり

さまざまな分野における市民リーダーやNPO(法人)・ボランティア団体を育成し、まちづくりの活性化を図っていきます。

◆組織づくり

地域コミュニティづくりの将来ビジョンや段階的な到達目標を分かりやすく伝えていき、自治会^{*2}や校区自治協議会^{*3}、NPO(法人)・ボランティア団体の組織の活性化につなげていきます。

◆ルールづくり

多様な主体と行政とが協働しながら「まちづくり」を行っていくという、地域分権時代にふさわしいまちづくりの基本条例など、制度の構築を目指します。

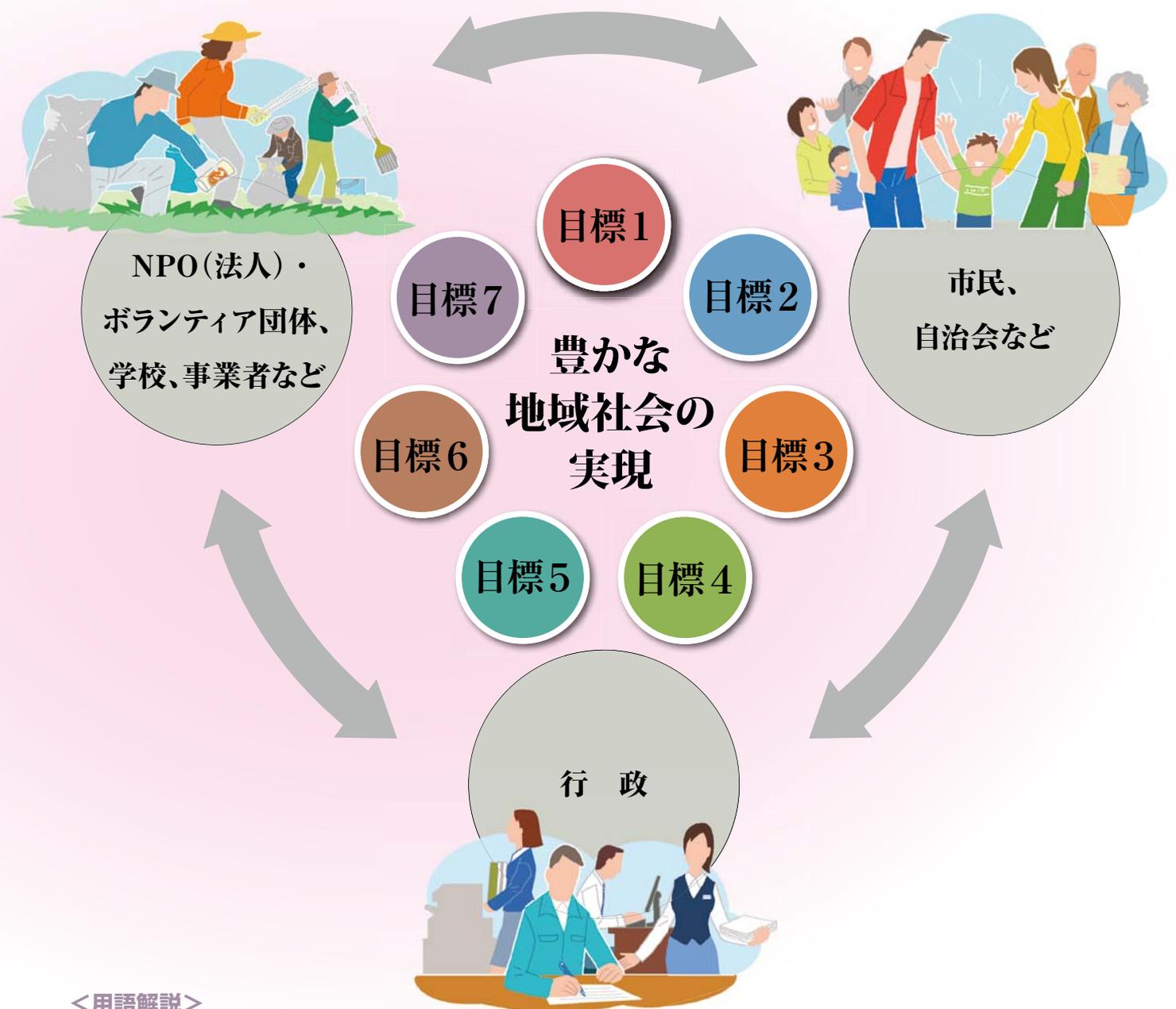
◆体制づくり

自治会や校区自治協議会などの地域コミュニティ活動やNPO(法人)・ボランティア団体の活動を支援するために、庁内の支援体制や地域支援補助制度の拡充に努めます。

◆場づくり

地域コミュニティ活動やNPO(法人)・ボランティア団体の活動の拠点(参加、交流、連携、協働を図る場)となる施設の整備方針と整備計画を策定し、計画的に整備充実していきます。

市民や自治会、NPO（法人）・ボランティア団体、学校、事業者などの多様な主体と行政が互いに持っている知恵や経験、情報などを生かし、あらゆる分野で協働しながら「人づくり」「組織づくり」「ルールづくり」「体制づくり」「場づくり」を進めていきます。



<用語解説>

- ※1…協働：共通の目的の実現のために、それぞれが自らの役割を自覚し、共に考え、共に行動していくこと。
- ※2…自治会：本市にある44の行政区で自治会長を中心に、それぞれの地域に応じた活動が行われている組織。
- ※3…校区自治協議会：個人や各自治会だけでは解決できない課題を解決するため、おおむね小学校区ごとの自治会で組織された協議会。

8. 太宰府らしさを活かしたまちづくり

～まるごと博物館（まちぐるみ歴史公園）～

豊かなみどりと多くの歴史・文化的遺産は太宰府の貴重な財産です。これを後世に伝えていくことは、現在を生きる私たちにとって大切な使命です。

「まるごと博物館（まちぐるみ歴史公園）」とは、いつでも、どこでも歴史と文化を感じられるまちを目指し、これらの地域資源を活かしながら魅力あるまちづくりを進めるための考え方です。

◆太宰府を知る

「知る」ことは、全ての行動の始まりです。太宰府の自然や歴史を学び、今後の活動につなげていきます。

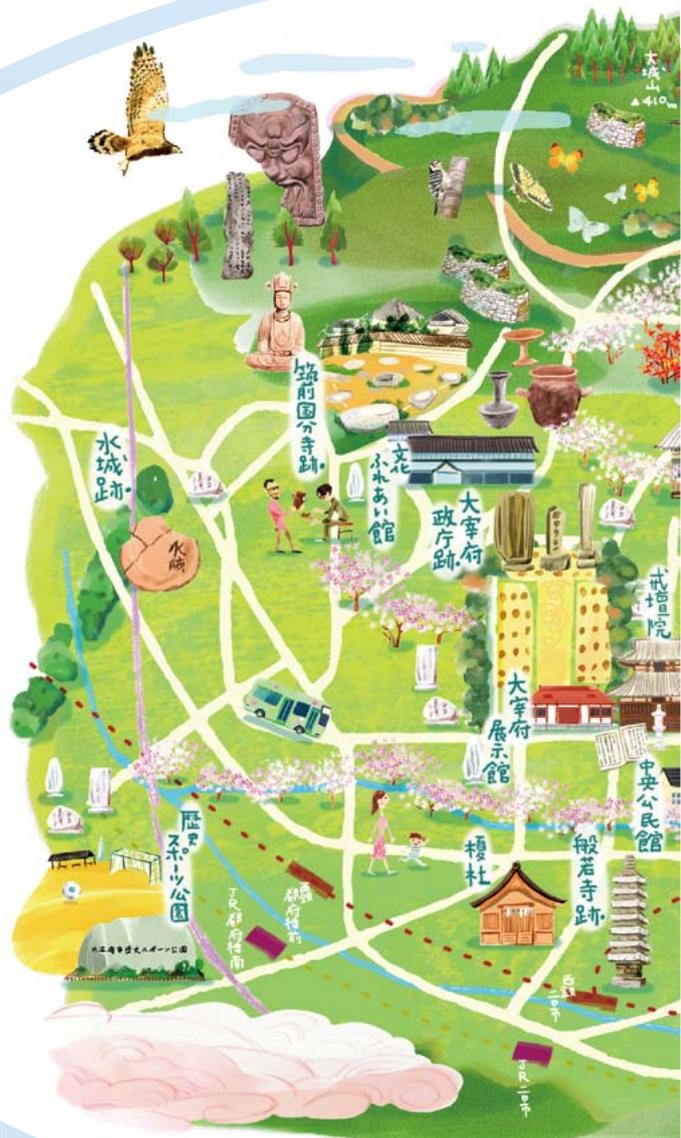


◆太宰府を楽しむ

市民が住み続けたい、来訪者がまた訪れたいと感じるためには太宰府が楽しくなければなりません。「楽しむ」しかけを展開していきます。



まるごと



まちぐるみ

「太宰府を知る」「太宰府を守る」「太宰府を創る」「太宰府を楽しむ」という4つのキーワードのもとに施策を展開していきます。

博物館



歴史公園

◆太宰府を守る

大切な太宰府の自然や歴史を「守る」ことを考え、市民の財産として未来へつないでいきます。



◆太宰府を創る

活気あるまちを「創る」ために、地域資源を活用し、観光や産業を発展させていきます。



第五次太宰府市総合計画 後期基本計画策定経過の概要

- 平成26年 2月 市民意識調査実施
- 平成26年 7月 市政への提言（市長への手紙）を募集
- 平成26年10月 部長会議で第五次総合計画策定方針（案）審議（延べ3回開催）
経営会議で第五次総合計画策定方針（案）審議
第五次総合計画策定方針決定
マホロバD（太宰府データ集）作成
- 平成26年11月 太宰府市総合計画策定委員会で前期基本計画の総括（延べ2回）
わがまち探索（校区自治協議会訪問）実施（各2回）
- 平成27年 1月 策定委員会小委員会で前期基本計画総括の審議及び調書作成（延べ14回）
まちトーク（市民訪問）1stステージ実施
- 平成27年 3月 市政への提言（市長への手紙）取りまとめ
- 平成27年 4月 策定委員会小委員会で後期基本計画総括の審議（延べ8回）
- 平成27年 5月 後期基本計画（まちトーク用）作成
まちトーク（市民訪問）2ndステージ実施
- 平成27年 6月 後期基本計画（素案）作成
- 平成27年 8月 太宰府市総合計画審議会に後期基本計画素案の審議を諮問（延べ10回）
- 平成27年12月 答申
策定委員による後期基本計画（素案）の修正
経営会議で答申を受けて後期基本計画（案）を審議（延べ2回）
- 平成28年 1月 パブリック・コメント募集
策定委員会で後期基本計画案の審議
総合計画特別委員会（議会）で審議（延べ3回）
- 平成28年 2月 担当部署でパブリック・コメントの結果を受けて後期基本計画（案）を修正
後期基本計画を平成28年第1回（3月）定例会（議会）に提案・審議
総合計画特別委員会（議会）で審議（延べ3回）
- 平成28年 3月 議会で第五次総合計画（後期基本計画）議決

市民参画の手法

①まちづくり市民意識調査

1 目的

市の取り組みに対する認識・評価や、今後の施策に対する要望等を把握し、計画に反映する。

2 実施期間

平成26年2月5日～2月27日

3 実施方法

太宰府市在住の20歳以上の1,000人を無作為に抽出し、アンケートを実施する。回収率は49.4%

②市政への提言（市長への手紙）

1 目的

市政やまちづくりについて意見・提言を寄せてもらい市民の率直な意見や提言を市政運営に反映させていくとともに行政と市民との「協働のまちづくり」を推進していくために実施した。

2 実施期間

平成26年7月1日～平成27年3月31日

3 実施方法

平成26年7月広報で市政への提言を募集した。109通247件提言（内回答が必要な手紙64通）

③わがまち探索（校区自治協議会訪問）

1 目的

職員自らが校区自治協議会を訪問し、それぞれのコミュニティが抱える課題について確認したことを後期基本計画策定に資するために実施する。

2 実施期間

1回目 平成26年11月～12月

2回目 平成26年12月～平成27年1月

3 実施方法

市内6校区自治協議会役員会に経営企画課職員が各2回参加し、地域で実施している取組の把握、地域での課題を確認する。

④まちトーク（市民訪問）

1 目的

第五次太宰府市総合計画後期基本計画の素案策定段階における市民参画により、協働のまちづくりを推進し、計画策定に資するために実施する。

2 実施期間

1st ステージ 平成27年1月～2月

2nd ステージ 平成27年5月～6月

3 実施方法

各施策に関連する活動をしている市民34人を訪問する。

1st は施策毎に「前期基本計画総括についての説明」→「市民の意見の聴取」→「後期基本計画（案）の策定及び説明」等、本市のまちづくりについてPRをしつつ、意見を聴きながら、計画策定に反映する。

2nd は後期基本計画素案に対する意見を聴き計画策定に反映する。

4 訪問者一覧

安養寺 芳彦	泉 美峰	入江 政幸	岩熊 志保	江口 雅宏
國廣 れい子	佐伯 幸昭	佐田 浩	副島 紀身	大東 洋一郎
高橋 龍矢	田中 立夫	堤 孝子	藤 政統	床並 征生
富永 敦夫	永田 昌人	永利 久嗣	長嶺 大八郎	中村 千枝
菜畑 健治	新納 照文	西山 敏幸	野中 秀典	花田 和代
深堀 良治	不老 安正	松尾 修	松下 功	宮原 勝則
武藤 佳穂里	毛利 清彦	安河内 興二	龍頭 吉弘	

〔敬称略〕

⑤総合計画審議会

1 目的

審議会は市長の諮問に応じ、太宰府市総合計画に関する事項について調査及び審議を行い、後期基本計画に関する答申を行う。

2 実施期間

平成27年8月31日～平成27年12月16日

3 実施方法

総合計画審議会は太宰府市総合計画審議会規則により設置するもので、委員は市教育委員会の委員、市の区域内の公共的団体の役員又は職員、識見を有する者、その他市長が適当と認める者で構成する。延べ10回開催した。

⑥パブリック・コメント

1 目的

後期基本計画素案について、市民に幅広いご意見をいただき、より良い計画の参考とした。

2 実施期間

平成28年1月5日～2月4日

3 実施方法

広報でお知らせし、市内公共施設13か所（市役所（1階）、いきいき情報センター（2階）、市民図書館、上下水道事業センター（1階）、保健センター、子育て支援センター、史跡水辺公園（市民プール）、太宰府南コミュニティセンター（1階）、文化ふれあい館（1階）、太宰府館（2階））及びホームページによりパブリック・コメントを募集。

4 意見提出者数及び意見数

提出方法		人数	意見数
公共施設	市役所	3人	17件
	いきいき情報センター	2人	6件
	太宰府館	1人	4件
	南小コミュニティセンター	1人	1件
	市民図書館	1人	2件
	上下水道事業センター	1人	1件
メール		4人	11件
郵便		2人	22件
持参		1人	16件
合計		16人	80件

※具体的な意見については市ホームページや市民図書館等で見ることができます。

太宰府市総合計画審議会規則

平成20年9月26日

規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、太宰府市附属機関設置に関する条例（昭和60年条例第17号）の規定に基づき、太宰府市総合計画審議会（以下「審議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 太宰府市総合計画に関する事項について調査及び審議すること。
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、15人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市教育委員会の委員 1人以内
- (2) 市の区域内の公共的団体の役員又は職員 3人以内
- (3) 識見を有する者 4人以内
- (4) その他市長が適当と認める者 7人以内

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、第2条に規定する諮問にかかる事務が終了したときは、解任されるものとする。

2 委員が委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会議を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者に審議会への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部経営企画課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

太宰府市総合計画審議会委員名簿

〔敬称略〕

選出区分	氏名	所属・役職	備考
教育委員会の委員	武藤 佳穂里	太宰府市教育委員会委員	
市の区域内の公共的団体の役員又は職員	荒木 治稔	太宰府市自治協議会役員	
	有吉 耕造	太宰府市商工会理事	
	三島 美智子	部落解放同盟筑紫地区協議会委員長	
識見を有する者	大貝 知子	株式会社大貝環境計画研究所代表取締役所長	(副会長)
	黒田 可奈子	だざいふチャイルドコミュニティセンターりんどれ代表	
	森田 昌嗣	九州大学大学院教授	(会長)
	山崎 安則	筑紫女学園大学大学院教授	
その他市長が 適当と認める者	江口 恭子	太宰府市民生委員児童委員連合協議会副会長	
	高瀬 昭登	太宰府市文化協会会長	
	頓田 正	西日本鉄道株式会社まちづくり・交通企画部課長	
	牧田 隆	油機エンジニアリング株式会社代表取締役	
	森口 忠彦	元地域福祉計画策定委員	
	大森 みゆき	公募委員(市民)	
	貞富 營三郎		

太宰府市総合計画審議会への諮問書

27太経第184号

平成27年8月31日

太宰府市総合計画審議会

会長 森田 昌嗣 様

太宰府市長 芦刈 茂

(総務部経営企画課)

第五次太宰府市総合計画後期基本計画について (諮問)

太宰府市総合計画審議会規則(平成20年規則第38号)第2条の規定により、別紙「第五次太宰府市総合計画後期基本計画(素案)」を添えて諮問します。

太宰府市総合計画審議会答申書

平成27年12月15日

太宰府市長 芦刈 茂 様

太宰府市総合計画審議会
会長 森田 昌嗣

第五次太宰府市総合計画後期基本計画について（答申）

平成27年8月31日付け27太経第184号で諮問のありました標記の件について、太宰府市総合計画審議会規則（平成20年規則第38号）第2条の規定に基づき慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

これまでの自治体の総合計画は、右肩上がりの人口の増加を前提とし、それを計画の目標としてきたが、5年前に比較し近年の社会の変化は急である。特に高齢化による要介護者の増加は、家族や周りの人々の生活を変え、行政の在り方にも変容をもたらしている。

本市においては福岡都市圏などからの流入もあり、僅かながら人口は増加しているものの他の自治体と同様に高齢化が進み、歳入は経常一般財源の大幅な伸びが期待できない一方で、歳出面では扶助費の大幅な伸びが予想される。

そのような中、平成23年3月に策定された第五次総合計画基本構想では「協働のまちづくり」、「太宰府らしさを活かしたまちづくり」の理念を掲げているが、これが十分に活かされているとは言えない現状がある。これからの行政と市民に課せられた課題は多く、本市においても豊かな心の醸成、福祉の充実、適正な都市計画の運用、観光・産業の活性化など多岐に亘る。今後選ばれる自治体となり、市民の要求に真摯に対応するためには、地域コミュニティの協力のもと NPO や大学をはじめとした全ての関係者の相互協力、行政と市民との協働により多様化する地域課題を解決していくことが不可欠である。

本審議会では前期基本計画による成果指標を基本として施策実現に向けて意見を重ねてきた。施策の実施にあたっては、お互いを尊重し人権を守り全ての人が安全で安心して暮らせるようにすることが全施策に共通する目的であるということを忘れてはならない。提起され議論された主要な点は次のとおりである。これらについて計画行政の確たる基本計画を策定されることを要望する。

なお、審議の過程で出された意見として別紙を付記するので具体的な施策などの実施計画において検討されたい。

1 豊かな心を育むまちづくり—豊かさの保障

豊かな心は豊かな環境の中で育つ。幸い本市は豊かな緑と文化遺産に恵まれており、古から培われてきた里山の風景を保全しながら、教育現場での実践的な活動を通じて子どもたちが成長と共に自然を体感できるように配慮すること。

また、すべての市民が心身の健康を維持し生涯に亘って生き生きと暮らすには「食・心の平安・快適な運動」が重要である。市民全員が「食」と「健康」に関する知識を持ち、特に発育期にある子ども

達の健全な育成のために食育を再認識し実践することが重要である。

2 絆まちづくり—福祉の充実

まちに暮らす全ての人が地域の住民として共に生きる「つながり」のある社会を構築するため、市民に身近なところで相談・支援できる福祉基盤の整備を検討すること。その際には年齢を問わず集まれるコミュニティの場としての機能も併せ持つこと。

健康・子育て・介護等の課題解決にあたっては行政や市民、社会福祉協議会、NPO、大学等が協働し、互いの長所を活かせるネットワークを構築し、相互補完できる関係を築くこと。

3 生活まちづくり—適正な都市計画の運用

商業ゾーンや住宅ゾーンなど都市機能の拠点づくりを行う都市計画の見直しは太宰府市の将来の発展のために必要である。拠点どうしを結ぶ軸づくりについては、交通システムの整備等による明確な生活軸づくりを行うと共に、本市が持つ良好な景観に配慮しつつ地域特性を活かしたバランスの良い都市計画を検討されたい。

本市の交通体系はそこに住む市民の移動手段の確保と観光客のスムーズな導入路線を多方面から検討し構築する必要がある。その際には渋滞の解消についても検討すること。

4 魅力まちづくり—観光・産業の活性化

国内外からの観光客、知名度、複数ある教育機関、市内の多様な人材などを地域資源として捉え、これらを産業の活性化、ひいては市財源の増に結び付けていくこと。とりわけ、観光を軸にした起爆剤となるビジネス・事業の誘致・支援を行うなど、観光客が長時間滞在してくれるような仕掛けを検討されたい。

また、市内に所在する各大学と産業振興に関する協力関係を構築するなど産業を支える人材育成にも注力すること。

なお、以下の項目については、審議の過程で出された要望として付記するので併せて検討されたい。

- ・本答申を受けた後、これらを実施するための手順を明確にすること
- ・市民を入れた実施体制作り（例えば協議会など）
- ・本答申を基礎に策定される個別計画（地域福祉計画など）の策定に当たって、いつまでに何をやるかを実施項目ごとに明確にすること
- ・総合計画の実施に当たっては、市役所内の情報共有、専門職員の育成、職員がやる気を出せる環境づくりに配慮すること
- ・市内に所在する大学、短大のノウハウ、協力を得て福祉政策、生涯学習、企業誘致、防犯活動や通訳サポートなどに資するため、より実効的な関係をつくること
- ・隣接市町との施設共用や役割分担を進めること
- ・本計画書の構成に当たっては、施策ごとに関連のある目標を意識できるよう工夫し、個別の目標設定はできるだけ具体的に明らかにすること
- ・上記諸施策を実施するためには財源の確保が必要であるが、本市の財源から充てるためには他の諸施策の必要性の精査と優先順位の比較検討すること
- ・国や県の助成金、交付金を受けるため積極的に企画しアプローチすること
- ・本市の福祉政策の推進に当たって、社会福祉協議会の役割の重要性が提起された。社会福祉協議会が地域福祉の推進母体の一つとなるよう望む
- ・計画だけにとらわれず、時代に応じた柔軟性のある政策を展開すること

附 票（省略） ※市ホームページや市民図書館等で見ることができます。

太宰府市総合計画策定委員会設置規程

昭和56年3月20日

訓 令 第 3 号

(目的)

第1条 この訓令は、太宰府市の総合計画を策定するため、太宰府市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、総合計画の策定に関する調査、研究及び計画の策定を行い、よって計画行政の推進に寄与することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため必要な資料の収集、調査、研究及び計画の策定を行い、総合計画の素案を作成する。

(委員)

第3条 委員会の委員は、総務部長並びに市長部局、教育委員会部局、公営企業部局、議会事務局及び監査委員事務局の各課（所・局・館）長が推薦する各課（所・局・館）の職員とし、市長が任命する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、総務部長をもって充てる。

3 副委員長は、あらかじめ委員長が指名する委員をもって充て、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(小委員会)

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員会に小委員会を設けることができる。

2 小委員会の長及び構成員は、委員長が委員の中から指名する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 小委員会は、その長が招集し、議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 議長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(通知及び報告)

第7条 委員長は、調査内容及び会議の内容を速やかに主管課に通知するとともに、必要に応じて市長に報告し、必要な指示を受けるものとする。

2 委員は、調査内容及び会議内容を速やかに所属課長及び所属部長に報告し、必要な指示を受けるものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部経営企画課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（省略）

第五次太宰府市総合計画 後期基本計画

発行日 平成 28 年 6 月

編集・発行 太宰府市総務部経営企画課

〒818-0198

福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号

TEL 092-921-2121

FAX 092-921-1601

URL <http://www.city.dazaifu.lg.jp/>



古紙配合率80%再生紙を使用しています